

鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事

図 面 目 録								
通し番号	図面番号		通し番号	図面番号		通し番号	図面番号	
1	A-00	表紙・図面目録	26	A-17	展開図(3)	1	EX-01	改修前 外構撤去図
2	特-01	特記仕様書(1)	27	A-18	1階天井伏図	2	EX-02	改修後 外構図
3	特-02	特記仕様書(2)	28	A-19	1階既設建具表・建具配置図	3	EX-03	改修後 玄関ポーチ、スロープ1詳細図
4	特-03	特記仕様書(3)	29	A-20	撤去図面(床)	4	EX-04	庇・ハリカ-詳細参考図
5	特-04	特記仕様書(4)	30	A-21	撤去図面(壁)	5	EX-05	カーポート参考図
6	特-05	特記仕様書(5)	31	A-22	撤去図面(天井)	6	EX-06	撤去既設倉庫図
7	特-06	特記仕様書(6)	32	A-23	手摺点字・サイン配置図	7	EX-07	仮設配置図
8	特-07	特記仕様書(7)	33	A-24	手摺点字・サイン詳細参考図	8	EX-08	柵リスト、要領図
9	特-08	特記仕様書(8)	34	A-25	手摺・点字タイル・キッチン詳細参考図	9	EX-09	屋外給排水図(改修前・後)
10	A-01	改修前仕上表						
11	A-02	改修後仕上表						
12	A-03	丈量図兼既設配置図 面積表						
13	A-04	案内図、改修後配置図 面積表						
14	A-05	改修前1階平面図						
15	A-06	改修後1階平面図						
16	A-07	東、西立面図						
17	A-08	南、北立面図						
18	A-09	断面図						
19	A-10	矩計図						
20	A-11	1階平面詳細図						
21	A-12	D通り3-4間改修詳細図						
22	A-13	1階新設建具配置図						
23	A-14	1階新設建具表						
24	A-15	展開図(1)						
25	A-16	展開図(2)						

IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事	図面名称	表紙・図面目録	縮尺	—
	(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地 TEL・FAX 088-685-9345		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号			図面番号 A-00

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項													
一 章 一 般 共 通 事 項	I. 工事概要		⑦ 下請負人の選定		◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。	① 交通安全管理		◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。													
	1. 工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事		◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。	◎仮囲いを設置する場合は、設置後に点検を行い、その記録を保管すること。																
	2. 工事場所	鳴門市撫養町南浜	⑧ 施工体制台帳及び施工体系図		◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。			◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。													
	3. 建物概要	<table border="1"> <tr><td>建物名称</td><td>鳴門市分庁舎</td></tr> <tr><td>構造・規模</td><td>R C造 地上2階・地下0階</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td>1427.17 (m2)</td></tr> <tr><td>延床面積</td><td>【既設】1,127.33 (m2)、【新設】1,189.01 (m2)</td></tr> <tr><td>消防法施行令別表第1の区分</td><td>改修前：別表第一 15項 改修後：別表第一 1項口</td></tr> </table>		建物名称	鳴門市分庁舎	構造・規模	R C造 地上2階・地下0階	敷地面積	1427.17 (m2)	延床面積	【既設】1,127.33 (m2)、【新設】1,189.01 (m2)	消防法施行令別表第1の区分	改修前：別表第一 15項 改修後：別表第一 1項口		◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。			◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある中木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。			
建物名称	鳴門市分庁舎																				
構造・規模	R C造 地上2階・地下0階																				
敷地面積	1427.17 (m2)																				
延床面積	【既設】1,127.33 (m2)、【新設】1,189.01 (m2)																				
消防法施行令別表第1の区分	改修前：別表第一 15項 改修後：別表第一 1項口																				
	4. 工事種目	<table border="1"> <thead> <tr><th>種 目</th><th>工 事 概 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>建築一式工事</td><td>改修工事</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種 目	工 事 概 要	建築一式工事	改修工事												(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。			◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について県監督員と協議すること。
種 目	工 事 概 要																				
建築一式工事	改修工事																				
	5. その他			(2)施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。			◎既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。														
	II. 工事共通仕様書		⑨ 電気保安技術者等		(3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。			◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。													
	項目	特記事項			(4)運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車や配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。			◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。													
	① 適用基準	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ○ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） ○ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ○ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ○ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改修仕」という。） ○ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ○ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ○ 木造建築工事標準仕様書 令和4年版 ○ 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版 ○ 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） ○ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 ○ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 ○ 敷地調査共通仕様書 令和4年版 また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。 ① 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） ② 建築改修工事監理指針（令和4年版） ③ 電気設備工事監理指針（令和4年版） ④ 機械設備工事監理指針（令和4年版）		(5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。			◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。														
	② 優先順位	設計図書の優先順位は、次の順とする。 ① 質問回答書（②から⑤に対するもの） ② 補足説明書 ③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） ④ 図面 ⑤ 公共建築工事標準仕様書等	⑩ 施工中の安全確保		◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。			◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし柙装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし柙装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法運行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある													
	③ 工事実績データの登録	(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。			◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人も十分周知徹底すること。			◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図面に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続を行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているを確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。													
	④ 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を提出すること。		◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。			◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-11によること。														
	⑤ 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。		◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。			・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。														
	⑥ 施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。		◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。																	
				◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。																	
				◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、タンクトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。																	
				◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。																	
				◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。																	
				◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。																	

	IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事	図面名称	特記仕様書（1）	縮尺	—
		(株)泉設計室		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治			図面番号 特-01
		〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町芥田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345	事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号			

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項								
一 章 一 般 共 通 事 項		<p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。 また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。</p> <p>◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎標丈等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p>														
	13. 材料・製品等		14. 化学物質を発生する建築材料等		<p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標丈記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時は、又はまちづくり課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及びび型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及びび型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「『営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領』に基づき遠隔臨場を実施することができる。」</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円円以上の場合において、「『営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領』に基づき遠隔臨場を試行しなければならない。」</p> <p>◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p>	14. 施工		19. 設計変更箇所確認								
			15. 建設機械等		<p>20. 工事検査及び技術検査</p> <p>21. 完成図等</p> <p>22. デジタル工事写真の 小黑板情報電子化</p> <p>23. 火災保険</p> <p>24. 公共事業労務費調査</p>		<p>◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。</p> <p>◎電子納品二対象 ◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査二設計工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）二すること。 ◎提出書類 ・竣工図（製本A2版2部、A3版1部 電子データ1部） ・工事写真（写真帳2部（着手前・完成写真） 電子データ1部） ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部） ・保全に関する資料 ・その他監督員が指示する図書（必要部数） ◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。 ◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。 ◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p> <p>◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。</p> <p>◎本工事に伴う諸官公署への各種申請は、請負業者が行うものとし、費用（完了検査手数料等）については、請負者の負担とする。</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p> <p>◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条） (1) 対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。 (2) 付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等） (3) 付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。 (4) 保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。 (5) その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p> <p>◎当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> </p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ	
区 分	サ イ ズ															
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ															
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ															
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ															
			17. 二遠隔臨場の試行													
			18. 工事看板等													

	IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事	図面名称	特記仕様書（2）	縮尺	—
		(株)泉設計室		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治			図面番号 特-02
		〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345	事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号			

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																						
3章 躯体工事(1) (土工事)																																																											
① 根切り	<p>◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。</p> <p>◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。</p> <p>◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業（深さ30cm程度）とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等級以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。</p>	8. 機械式継手	<p>◎切取り部分の継手は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柱、梁の主筋（D19以上）：圧接 ・上記以外：（圧接・重ね継手） <p>重ね継手とする場合は監督員の承諾を受けること。また鉄筋相互間の間隔に留意すること。</p> <p>◎機械式継手の種類（ ），工法（ ）</p> <p>◎品質の確認方法（ ）</p> <p>◎鉄筋相互のあき（ ）</p> <p>◎不合格となった継手部への措置</p>		<p>◎試験りは（行う・<u>行わない</u>）。</p> <p>◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。</p> <p>◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。</p> <p>(1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa2O（エヌエーツーオー）換算で3.0kg以下にする。</p> <p>(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。</p> <p>(3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）の結果で無害と確認された骨材を使用する。</p> <p>試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。</p> <p>◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。</p>																																																						
② 排水	◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。	9. 溶接継手	<p>◎溶接継手の種類（ ），工法（ ）</p> <p>◎品質の確認方法（ ）</p> <p>◎鉄筋相互のあき（ ）</p> <p>◎不合格となった継手部への措置</p>		<p>◎打継ぎの位置 ひび割れ誘発目地 打継ぎ目地</p>																																																						
③ 埋め戻し及び盛土	◎使用土は（A種（ <u>B種</u> ）C種・D種）とし、機器により締め固める。	⑩ 配筋検査	<p>◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。</p> <p>◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。</p> <p>◎施工確認試験を（行う・行わない）。確認強度（ ）kN 試験方法は標仕14.1.3(エ)による。</p> <p>◎あと施工アンカーは（金属系アンカー・接着系アンカー）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属系アンカー 引張耐力（ ）とする。せん断耐力（ ）とする。アンカー本体の径（ ）、埋込深さ（ ）とする。アンカーセット方式は本体打ち込み式とする。 接合筋の種類は（ ）、径（ ）、長さ（ ）とする。 ・接着系アンカー 引張耐力（ ）とする。せん断耐力（ ）とする。 アンカーの種類はカプセル型（ガラス製）とする。 		<p>◎コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3〔目地寸法〕(1)（ア）による。</p> <p>◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。</p>																																																						
④ 地均し	<p>◎建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。</p> <p>◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。</p>	11. あと施工アンカー工事 (耐震改修工事に伴うものを除く)			<p>◎コンクリートの打継ぎ目地の指定</p>																																																						
⑤ 建設発生土の処理	<p>◎場外搬出適正処分とする。</p> <p>民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000m³までごとに1回採取して、土壤検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壤検査及び水質検査の実施における留意点」による。</p> <p>ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。</p>				<p>◎型枠は、（県産木製型枠（<u>合板</u>）金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック）とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2(2)(ア)</td> <td>A種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2(2)(イ)</td> <td>B種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2(2)(イ)</td> <td>C種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2(2)(イ)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td>合板</td> <td>12mm</td> <td>開口閉鎖</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎スリーブの材種（ ）</p> <p>◎打ち放し仕上げの打ち増し厚さは（20）mmとし、打ち増しの範囲は図示による。</p> <p>◎打ち放し仕上げのコーンは原則、Pコンとする。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち放し面より2mm程度、引込める。</p> <p>◎適用（する・しない）。</p> <p>◎適用期間：</p> <p>◎強度管理の材齢は、（ ）日とする。</p> <p>◎初期養生を行う期間は、コンクリートの圧縮強度が5N/mm²に達するまでとする。</p> <p>◎無筋コンクリートは、次の場合に適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捨コンクリート ・補強筋を必要としないコンクリート <p>◎設計基準強度（18）N/mm²、スランブ（15）cm</p> <p>◎適用箇所： 便所廻り床上げ</p> <p>◎最小断面寸法が壁状部材で80cm以上、マット状部材及び柱状部材で100cm以上のものに適用する。</p> <p>◎セメントは、（中熱ポルトランドセメント・低熱ポルトランドセメント・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種・普通ポルトランドセメントに標仕6.13.2(2)(ア)の混和剤を混合したもの）とする。</p> <p>◎適用箇所：</p> <p>◎スランブは、 cmとする。</p>	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし				標仕6.8.2(2)(ア)	A種	あり				標仕6.8.2(2)(イ)	B種	なし				標仕6.8.2(2)(イ)	C種	なし				標仕6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし	合板	12mm	開口閉鎖																		
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																																						
県産木製型枠	—	なし																																																									
標仕6.8.2(2)(ア)	A種	あり																																																									
標仕6.8.2(2)(イ)	B種	なし																																																									
標仕6.8.2(2)(イ)	C種	なし																																																									
標仕6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし	合板	12mm	開口閉鎖																																																						
4章 鉄筋工事		5章 コンクリート工事																																																									
① 材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>詳細図による</td> <td>詳細図による</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>網目の形状： 寸法： 径：</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	詳細図による	詳細図による	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：		① 一般事項	<p>◎コンクリートの種別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Ⅰ類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート） ・Ⅱ類（JIS A 5308への適合したコンクリート） <p>◎設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 F_c(N/mm²)</th> <th>調合管理強度 F_n(N/mm²)</th> <th>スランブ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m³)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>18</td> <td>有</td> <td>I</td> <td>標仕6.2.3(a)</td> <td>開口閉鎖</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>無</td> <td>I</td> <td>標仕6.2.3(a)</td> <td>土間部</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度（F_c）に構造体強度補正值（S）を加えた値とする。なお、構造体強度補正值（S）は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4週強度確認 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。 <p>◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。</p> <p>◎合板せき板を用いる打放し仕上げの種類は（A・<u>ⓑ</u>・C）種とする。</p> <p>◎コンクリートの仕上りの平たんさは標仕 表6.2.5</p> <p>◎セメントの種類は、（<u>普通ポルトランドセメント</u>）・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高炉セメントB種適用箇所（ ） ・フライアッシュセメントB種適用箇所（ ） <p>◎骨材は、標仕6.3.1(2)による。</p> <p>◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用（できる・<u>できない</u>）。</p> <p>◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕6.5.4Iによる。</p>	コンクリートの種類	設計基準強度 F _c (N/mm ²)	調合管理強度 F _n (N/mm ²)	スランブ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所	普通	21	21+S	18	有	I	標仕6.2.3(a)	開口閉鎖	普通	18	18	15	無	I	標仕6.2.3(a)	土間部																
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)																																																								
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	詳細図による	詳細図による																																																								
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—																																																								
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：																																																									
コンクリートの種類	設計基準強度 F _c (N/mm ²)	調合管理強度 F _n (N/mm ²)	スランブ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所																																																				
普通	21	21+S	18	有	I	標仕6.2.3(a)	開口閉鎖																																																				
普通	18	18	15	無	I	標仕6.2.3(a)	土間部																																																				
② 材料試験	◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。	② コンクリートの仕上がり																																																									
③ 鉄筋の継手及びび定着	<p>◎鉄筋の継手は（<u>重ね継手</u>）・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手）とする。</p> <p>原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。</p> <p>◎鉄筋の継手の位置は図示による。</p> <p>◎結束線の端部は内側に折り曲げる。</p> <p>◎柱、梁の主筋は、（・ガス圧接継手・機械式継手）とする。</p> <p>◎耐力壁の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは（ ）mmとする。</p> <p>◎先組み工法の柱、梁の主筋の継手は同一箇所としてもよい。</p> <p>◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。ただし、地階を有しない階土間を除く。</p> <p>◎鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。</p> <p>◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。</p>	③ 普通コンクリート																																																									
④ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	<p>◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。</p> <p>◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。</p> <p>◎杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭先端からとする。</p> <p>◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図【1節—基礎及び基礎梁の配筋】～【7節—梁貫通孔その他配筋】による。</p>																																																										
5. 帯筋	◎形の種別は構造図による。																																																										
6. 梁貫通孔補強	<p>◎補強形式 鉄筋コンクリート構造配筋基準図による。</p> <p>◎梁貫通補強に建設技術評価規定に基づく評価品を使用する場合は、それぞれの部分についてメーカーの構造計算書を提出し、監督員の承諾を得ること。</p>																																																										
7. ガス圧接	<p>◎圧接技能資格者は、JIS Z 3881（ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に従う工事に相応した試験に基づく能力を有する者とする。</p> <p>◎検査は、外観検査及び（・引張試験・超音波探傷試験）による。</p>																																																										

IZUMI SEKKEISHITU		工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事		図面名称	特記仕様書（4）		縮尺	—
		(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地			1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号				図面番号 特-04
		TEL・FAX 088-685-9345							

項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																										
② シーリング	<p>◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。</p> <p>◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。</p> <p>◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。</p> <p>◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（<u>行う</u>）行わない）。</p> <p>◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（<u>簡易接着性試験</u>）・引張接着性試験）を行う。ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。</p> <p>◎種類及び施工箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">記号</th> <th rowspan="2">材質</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th colspan="2">目地寸法</th> <th rowspan="2">寸法</th> <th rowspan="2">接着試験</th> </tr> <tr> <th>巾</th> <th>深さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">MS-2</td> <td rowspan="4">変成シリコーン</td> <td rowspan="4">壁・開口・打周面 軒廻り 郵便受け廻り 窓・戸・外壁取合い</td> <td>25</td> <td>20</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4">有</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>SR-1</td> <td>1成分シリコーン系</td> <td>不燃材・シム入</td> <td>10</td> <td>10</td> <td></td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>PU-2</td> <td>ポリウレタン系</td> <td>外部軒取合い</td> <td>15</td> <td>10</td> <td></td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table>	記号	材質	施工箇所	目地寸法		寸法	接着試験	巾	深さ	MS-2	変成シリコーン	壁・開口・打周面 軒廻り 郵便受け廻り 窓・戸・外壁取合い	25	20		有	15	10	10	10	30	15	SR-1	1成分シリコーン系	不燃材・シム入	10	10		無	PU-2	ポリウレタン系	外部軒取合い	15	10		無	5. 鋼製建具	<table border="1"> <thead> <tr> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> <th>面内変形追随性</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎防火戸の指定及び鋼板の厚さは、建具表による。</p> <p>◎鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。 なお、あらかじめりん酸塩処理又はクロメートフリー処理による化成皮膜処理を行ったものを用いる。</p> <p>◎簡易気密型ドアセットの気密性、水密性は建具表による。</p> <p>◎鋼板類の厚さは、建具表による。</p> <p>◎製造所：評価名簿による。</p>	耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	表面処理									11. 自閉式上吊り引戸装置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用戸の総質量(kg)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>手動開き力(N)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>手動閉じ力(N)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉じ速度の調整</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>制動区間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開閉繰り返し</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐衝撃性</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎製造所：評価名簿による</p>	設置場所			適用戸の総質量(kg)			手動開き力(N)			手動閉じ力(N)			閉じ速度の調整			制動区間			開閉繰り返し			耐衝撃性		
記号	材質				施工箇所	目地寸法			寸法	接着試験																																																																							
		巾	深さ																																																																														
MS-2	変成シリコーン	壁・開口・打周面 軒廻り 郵便受け廻り 窓・戸・外壁取合い	25	20		有																																																																											
			15	10																																																																													
			10	10																																																																													
			30	15																																																																													
SR-1	1成分シリコーン系	不燃材・シム入	10	10		無																																																																											
PU-2	ポリウレタン系	外部軒取合い	15	10		無																																																																											
耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	表面処理																																																																										
設置場所																																																																																	
適用戸の総質量(kg)																																																																																	
手動開き力(N)																																																																																	
手動閉じ力(N)																																																																																	
閉じ速度の調整																																																																																	
制動区間																																																																																	
開閉繰り返し																																																																																	
耐衝撃性																																																																																	
7章 建具改修工事		⑥ 鋼製軽量建具	<table border="1"> <thead> <tr> <th>気密性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> <th>面内変形追随性</th> <th>使用箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A-3</td> <td>T-1</td> <td>H-1</td> <td>D-1</td> <td>図示</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎鋼板類の厚さは、化粧鋼板0.6mmとする。</p> <p>◎簡易気密型ドアセットの気密性A-3、水密性はW-1とする。</p> <p>◎製造所：評価名簿による。</p>	気密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	備考	A-3	T-1	H-1	D-1	図示														12. 重量シャッター	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度</td> <td></td> <td>耐風圧強度</td> </tr> <tr> <td>シャッターの種類</td> <td>・ 管理用シャッター ・ 屋内用防火シャッター ・ 上部電動式(手動併用)</td> <td>・ 外壁用防火シャッター ・ 防煙シャッター ・ 上部手動式</td> </tr> <tr> <td>開閉機能</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>安全装置</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>シャッターケース仕様</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎製造所：評価名簿による。</p>	設置場所			強度		耐風圧強度	シャッターの種類	・ 管理用シャッター ・ 屋内用防火シャッター ・ 上部電動式(手動併用)	・ 外壁用防火シャッター ・ 防煙シャッター ・ 上部手動式	開閉機能			安全装置			シャッターケース仕様																																				
気密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	備考																																																																												
A-3	T-1	H-1	D-1	図示																																																																													
設置場所																																																																																	
強度		耐風圧強度																																																																															
シャッターの種類	・ 管理用シャッター ・ 屋内用防火シャッター ・ 上部電動式(手動併用)	・ 外壁用防火シャッター ・ 防煙シャッター ・ 上部手動式																																																																															
開閉機能																																																																																	
安全装置																																																																																	
シャッターケース仕様																																																																																	
① 一般事項	<p>◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準（昭和46年建設省告示第109号）」に基づき、安全性を確認すること。</p> <p>◎建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。</p> <p>◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。</p> <p>◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等があれば、監督員と協議すること。</p> <p>◎防火建物部品の適用は、建具表による。</p> <p>◎防火戸の指定は建具表による。</p> <p>◎建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。</p>	⑦ ステンレス製建具	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">表面の仕上げ</th> <th colspan="2">曲げ加工の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼板等：</td> <td>くつずり：</td> <td>普通曲げ</td> <td>・ 角出し曲げ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎建具の性能及び構造は、16.2.2 (1) による。</p> <p>◎建具材の含水率の種別は、（ A ・ B ）種とする。</p> <p>◎見込み寸法は、（ ）mmとする。</p> <p>◎フラッシュ戸の表面材の種類（普通合板 ・ 天然木化粧合板 ・ 特殊加工化粧合板 ・ MDF ）。 MDFを使用する場合の品質（ ）。</p> <p>◎フラッシュ戸の表面材の品質について、ホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のフラッシュ戸を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。その他は、改標仕5.7.2 (2) による。</p> <p>◎表面板の厚さは、（ ）mmとする。</p> <p>◎かまち戸のかまち及び鏡板の材質は、（ ）とする。</p> <p>◎ふすまの上張りは、（ 鳥の子 ・ 新鳥の子 ・ ビニル紙 ）とする。</p> <p>◎ふすまの縁の仕上げは、（ 塗り縁・生地縁（素地） ・ 生地縁（ウレタンクリアー塗装） ）とする。</p> <p>◎枠及びくつずりの材料は、（ ）とする。</p>	表面の仕上げ		曲げ加工の方法		鋼板等：	くつずり：	普通曲げ	・ 角出し曲げ	13. 軽量シャッター	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度</td> <td></td> <td>耐風圧強度</td> </tr> <tr> <td>開閉装置</td> <td>・ 上部電動式(手動併用)</td> <td>・ 手動式</td> </tr> <tr> <td>安全装置</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>スラット仕様</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>シャッターケース仕様</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>ガイドレール仕様</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>中柱の補強</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>座板</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎製造所：評価名簿による。</p>	設置場所			強度		耐風圧強度	開閉装置	・ 上部電動式(手動併用)	・ 手動式	安全装置			スラット仕様			シャッターケース仕様			ガイドレール仕様			中柱の補強			座板																																											
表面の仕上げ		曲げ加工の方法																																																																															
鋼板等：	くつずり：	普通曲げ	・ 角出し曲げ																																																																														
設置場所																																																																																	
強度		耐風圧強度																																																																															
開閉装置	・ 上部電動式(手動併用)	・ 手動式																																																																															
安全装置																																																																																	
スラット仕様																																																																																	
シャッターケース仕様																																																																																	
ガイドレール仕様																																																																																	
中柱の補強																																																																																	
座板																																																																																	
② 改修工法等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>かぶせ工法</th> <th>撤去工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>撤去の範囲</td> <td></td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>既成建具の種類</td> <td></td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>新設建具の種類</td> <td></td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>建具周囲の補修工法及び範囲</td> <td></td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>シーリングの種類</td> <td></td> <td>MS-2</td> </tr> <tr> <td>サッシアンカー</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>養生範囲</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	かぶせ工法	撤去工法	撤去の範囲		図示	既成建具の種類		図示	新設建具の種類		図示	建具周囲の補修工法及び範囲		図示	シーリングの種類		MS-2	サッシアンカー		—	養生範囲		—	8. 木製建具	<p>◎かまち戸のかまち及び鏡板の材質は、（ ）とする。</p> <p>◎ふすまの上張りは、（ 鳥の子 ・ 新鳥の子 ・ ビニル紙 ）とする。</p> <p>◎ふすまの縁の仕上げは、（ 塗り縁・生地縁（素地） ・ 生地縁（ウレタンクリアー塗装） ）とする。</p> <p>◎枠及びくつずりの材料は、（ ）とする。</p> <p>◎建物内部の木製建具に使用するホルムアルデヒド水溶液を用いた造作用、壁紙施工用及び建具用でん粉系接着剤のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のでん粉系接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	④ ガラス	<p>◎外部の網入り硝子等の下辺小口及び縦小口下端の防錆処理を行うこと。</p> <p>◎ガラス留め材の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建具の種類</th> <th>材種</th> <th>ガラス溝の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製</td> <td>グレチン</td> <td>建具製造所の仕様による。</td> </tr> <tr> <td>アルミニウム製</td> <td>グレチン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ステンレス製</td> <td>グレチン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木製</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>樹脂製</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎防火設備のガラスとめ材は、防火設備認定品とする。</p> <p>◎ガラスブロック積み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>表面形状</th> <th>呼び寸法</th> <th>厚さ</th> <th>力骨の材質・寸法・形状</th> <th>目地幅の寸法</th> <th>伸縮目地の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎目地部の力骨の補強方法は、ガラスブロック製造所の仕様による。</p> <p>◎壁用金属枠及び補強材を（ 設ける ・ 設けない ）。 形状は、図示による。</p> <p>◎化粧目地モルタルの色（ ）</p> <p>◎シーリング材は、改標仕 表3.7.11による。</p> <p>◎金属製化粧カバーの材質は、（ ）製とし、寸法、形状は、図示による。</p> <p>◎工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。</p>	建具の種類	材種	ガラス溝の大きさ	鋼製	グレチン	建具製造所の仕様による。	アルミニウム製	グレチン		ステンレス製	グレチン		木製			樹脂製			表面形状	呼び寸法	厚さ	力骨の材質・寸法・形状	目地幅の寸法	伸縮目地の位置																												
区分	かぶせ工法	撤去工法																																																																															
撤去の範囲		図示																																																																															
既成建具の種類		図示																																																																															
新設建具の種類		図示																																																																															
建具周囲の補修工法及び範囲		図示																																																																															
シーリングの種類		MS-2																																																																															
サッシアンカー		—																																																																															
養生範囲		—																																																																															
建具の種類	材種	ガラス溝の大きさ																																																																															
鋼製	グレチン	建具製造所の仕様による。																																																																															
アルミニウム製	グレチン																																																																																
ステンレス製	グレチン																																																																																
木製																																																																																	
樹脂製																																																																																	
表面形状	呼び寸法	厚さ	力骨の材質・寸法・形状	目地幅の寸法	伸縮目地の位置																																																																												
③ アルミニウム製建具	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>枠の見込寸法</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B</td> <td>S-5</td> <td>A-3</td> <td>W-4</td> <td>70</td> <td>図示</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎防虫網の材質（ステンレス製（SUS316） ・ ガラス繊維入り合成樹脂製（<u>合成樹脂製</u>）</p> <p>◎防鳥網の材質は、ステンレス（SUS304）線材、線径1.5mm、ピッチ15mmとする。</p> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎建具には製作者名を表示すること。</p> <p>◎結露水の処理方法は図示による。</p> <p>◎既存枠へ新規に建具を取り付ける場合は、原則として小ねじどめとし、とめ付け間隔は、両端を押さえて、中間は400mm以下とする。やむを得ず溶接どめとする場合は、監督員と協議し、溶接部分には鉛酸カルシウムさび止めペイント（JIS K 5629）を1回塗りする。</p>	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理	B	S-5	A-3	W-4	70	図示	B	⑧ 建具用金物	<p>◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.8.11による。</p> <p>◎金属製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.21による。</p> <p>◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。</p> <p>◎樹脂製建具に使用する丁番は、改標仕表5.8.31による。</p> <p>◎木製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.41による。</p> <p>◎握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。</p> <p>◎マスターキーは、製作する（ 2 組）。その他の鍵の製作本数は（ 5 組）</p>	15. ガラス用フィルム	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>種類</th> <th>張り面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガラス飛散防止フィルム</td> <td>第2種</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎品質はJIS A 57591による。</p>	名称	種類	張り面	ガラス飛散防止フィルム	第2種																																																									
種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理																																																																											
B	S-5	A-3	W-4	70	図示	B																																																																											
名称	種類	張り面																																																																															
ガラス飛散防止フィルム	第2種																																																																																
4. 樹脂製建具	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>枠の見込寸法</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ガラスの種類（ ）， 厚さ（ ）mm</p> <p>◎防虫網の材質（ステンレス製（SUS316） ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ 合成樹脂製）</p> <p>◎防鳥網の材質は、ステンレス（SUS304）線材、線径1.5mm、ピッチ15mmとする。</p> <p>◎外部に面する建具の日射熱取得性の等級（ ）。</p>	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理								⑩ 自動ドア開閉	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>駆動方式</th> <th>センサー</th> <th>ドア開閉装置の種類</th> <th>ドアの開閉方式</th> <th>防鎖の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エンタランスホール</td> <td>自動ドア用エンジン装置</td> <td>電波センサー</td> <td></td> <td>両引き分け</td> <td>ステン製</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎製造所：評価名簿による。</p>	設置場所	駆動方式	センサー	ドア開閉装置の種類	ドアの開閉方式	防鎖の適用	エンタランスホール	自動ドア用エンジン装置	電波センサー		両引き分け	ステン製	7章 内装改修工事	<p>◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。</p> <p>◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。</p>																																																		
種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理																																																																											
設置場所	駆動方式	センサー	ドア開閉装置の種類	ドアの開閉方式	防鎖の適用																																																																												
エンタランスホール	自動ドア用エンジン装置	電波センサー		両引き分け	ステン製																																																																												

IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事	図面名称	特記仕様書（5）	縮尺	—
	(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地		TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号		図面番号 特-05

項目	特記事項																																																						
② 撤去並びに下地補修	<p>◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。</p> <p>①床改修 ・既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2 (1) 参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>撤去工法</th> <th>撤去範囲</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビニール床シート</td> <td rowspan="2">改標仕6.2.2(1)(ア)による</td> <td rowspan="2">図示</td> <td rowspan="2">図示</td> </tr> <tr> <td>ビニール床タイル</td> </tr> <tr> <td>フローリング張床</td> <td>改標仕6.2.2(1)(ウ)</td> <td>同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床タイル</td> <td>改標仕6.2.2(1)(エ)</td> <td>同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床組</td> <td>改標仕6.2.2(1)(オ)</td> <td>同上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2 (2) 参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下地の状況</th> <th>下地処理方法</th> <th>備 考 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>凹凸部処理</td> <td>サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル</td> <td>合成樹脂床の場合</td> </tr> <tr> <td>欠損部 下地モルタル撤去部</td> <td>モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃</td> <td>塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチ オン系樹脂モルタル及びノロ等の補修</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎改修後の床の清掃範囲は図示する。</p> <p>②壁改修 ・コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2 (1) 参照 ・間仕切り壁撤去に伴う構造体の補修 モルタル塗り ※施工場所は図示による。 塗り厚25mm超の場合の補修を《(行)・行わない》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機械等の区分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>油圧クラツシャ使用</td> <td>外部倉庫</td> </tr> <tr> <td>ダイヤモンドカッター使用</td> <td>D通り3-4通り窓面台は、壁を壊さない様に撤去</td> </tr> <tr> <td>ハンドブレードカー使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アグレッショウウォータージェット使用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6.3.2 (2) 、 (3) 及び (4) 参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撤 去 区 分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁下地を含む全面</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>ボード面まで</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> <td>図示</td> </tr> </tbody> </table> <p>③天井改修 改標仕6.4.2参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撤 去 区 分</th> <th>既存壁取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天井下地を含む全面</td> <td rowspan="3">図示</td> </tr> <tr> <td>ボード面まで</td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> </tr> </tbody> </table> <p>・既存天井面に直接新たな仕上げ材を張付ける。 ・既存天井塗装仕上げ面を塗替を行う。</p>	種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考	ビニール床シート	改標仕6.2.2(1)(ア)による	図示	図示	ビニール床タイル	フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同上		床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)	同上		床組	改標仕6.2.2(1)(オ)	同上		下地の状況	下地処理方法	備 考 欄	凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合	欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチ オン系樹脂モルタル及びノロ等の補修	機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	油圧クラツシャ使用	外部倉庫	ダイヤモンドカッター使用	D通り3-4通り窓面台は、壁を壊さない様に撤去	ハンドブレードカー使用		アグレッショウウォータージェット使用		撤 去 区 分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	壁下地を含む全面	図示	ボード面まで	図示	ボード面を残し仕上げのみ	図示	撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容	天井下地を含む全面	図示	ボード面まで	ボード面を残し仕上げのみ
種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考																																																				
ビニール床シート	改標仕6.2.2(1)(ア)による	図示	図示																																																				
ビニール床タイル																																																							
フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同上																																																					
床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)	同上																																																					
床組	改標仕6.2.2(1)(オ)	同上																																																					
下地の状況	下地処理方法	備 考 欄																																																					
凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合																																																					
欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチ オン系樹脂モルタル及びノロ等の補修																																																					
機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																						
油圧クラツシャ使用	外部倉庫																																																						
ダイヤモンドカッター使用	D通り3-4通り窓面台は、壁を壊さない様に撤去																																																						
ハンドブレードカー使用																																																							
アグレッショウウォータージェット使用																																																							
撤 去 区 分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																						
壁下地を含む全面	図示																																																						
ボード面まで	図示																																																						
ボード面を残し仕上げのみ	図示																																																						
撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容																																																						
天井下地を含む全面	図示																																																						
ボード面まで																																																							
ボード面を残し仕上げのみ																																																							
3. 木工事	<p>◎木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出する。含水率は（ A ・ B ）種とする。</p> <p>◎木材の品質 ・保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理（JIS K 1570（木材保存剤）に規定する木材保存剤（ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）に適合したものとする。）、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。）が施されているもの又は認証木材建材（A0マーク表示）として認定された保存処理材を使用するものとする。 ・樹種及び等級</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施工箇所</th> <th>樹 種</th> <th>寸 法</th> <th>材料の等級</th> <th>形 状</th> <th>含水率</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">下地材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">造作材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施工箇所	樹 種	寸 法	材料の等級	形 状	含水率	備 考	下地材															造作材																														
	施工箇所	樹 種	寸 法	材料の等級	形 状	含水率	備 考																																																
下地材																																																							
造作材																																																							
⑤ 造作用集成材等	<p>ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の集成材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎「集成材の日本農林規格」による造作用集成材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品名</th> <th>樹種名</th> <th>寸法(mm)</th> <th>見付け材面</th> <th>見付け材面の品質</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集成材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品名</th> <th>化粧薄板の樹種名</th> <th>芯材の樹種名</th> <th>寸法(mm)</th> <th>化粧薄板の厚さ(mm)</th> <th>見付け材面</th> <th>見付け材面の品質</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	品名	樹種名	寸法(mm)	見付け材面	見付け材面の品質	備考															施工箇所	品名	化粧薄板の樹種名	芯材の樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面	見付け材面の品質	備考																								
施工箇所	品名	樹種名	寸法(mm)	見付け材面	見付け材面の品質	備考																																																	
施工箇所	品名	化粧薄板の樹種名	芯材の樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面	見付け材面の品質	備考																																															

項目	特記事項																																																																																																																																																																																																																						
	<p>◎「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集成柱</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>化粧薄板の樹種</th> <th>芯材の樹種名</th> <th>寸法(mm)</th> <th>化粧薄板の厚さ(mm)</th> <th>見付け材面の品質</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>樹種名</th> <th>寸法(mm)</th> <th>含水率</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廊下2の談話室、中会議室側壁手摺補強</td> <td>ミツガ</td> <td>厚み30mm 巾200mm</td> <td>15%以下</td> <td>サグ-掛け仕上げSOP塗</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>化粧薄板の樹種名</th> <th>芯材の樹種名</th> <th>寸法(mm)</th> <th>化粧薄板の厚さ(mm)</th> <th>見付け材面の品質</th> <th>含水率</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成柱</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>化粧薄板の樹種名</th> <th>芯材の樹種名</th> <th>寸法(mm)</th> <th>化粧薄板の厚さ(mm)</th> <th>見付け材面の品質</th> <th>含水率</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の造作用単板積層材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品名</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>防虫処理</th> <th>表面の化粧加工</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎「単板積層材の日本農林規格」以外による造作用単板積層材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>防虫処理</th> <th>表面の品質</th> <th>含水率</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の普通合板等を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎普通合板</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品名</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>単板の樹種名</th> <th>接着の程度</th> <th>板面の品質</th> <th>防虫処理</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造用合板</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品名</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>等級</th> <th>単板の樹種名</th> <th>接着の程度</th> <th>板面の品質</th> <th>保存処理</th> <th>有効断面係数比</th> <th>防虫処理</th> <th>強度等級</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎パーティクルボード</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>表裏面の状態による区分</th> <th>曲げ強さによる区分</th> <th>接着剤による区分</th> <th>耐久性による区分</th> <th>難燃性による区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造用パネル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品名</th> <th>寸法(mm)</th> <th>等級</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎下地材及び造作材の釘は、JIS A 5508の規格品とする。</p> <p>◎木ねじはJIS B 1112（十字穴付き木ねじ）又はJIS B 1135の規格品とする。</p> <p>◎かすがい、産金、箱金物、短ざく金物等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として、日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。</p>	施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	備考															施工箇所	樹種名	寸法(mm)	含水率	備 考	廊下2の談話室、中会議室側壁手摺補強	ミツガ	厚み30mm 巾200mm	15%以下	サグ-掛け仕上げSOP塗	施工箇所	化粧薄板の樹種名	芯材の樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	備考																	施工箇所	化粧薄板の樹種名	芯材の樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	備考																	施工箇所	品名	厚さ(mm)	防虫処理	表面の化粧加工	備考													施工箇所	厚さ(mm)	防虫処理	表面の品質	含水率	備考													施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	備考																	施工箇所	品名	厚さ(mm)	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	保存処理	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	備考																									施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	耐久性による区分	難燃性による区分	備考																	施工箇所	品名	寸法(mm)	等級	備考										
施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	備考																																																																																																																																																																																																																	
施工箇所	樹種名	寸法(mm)	含水率	備 考																																																																																																																																																																																																																			
廊下2の談話室、中会議室側壁手摺補強	ミツガ	厚み30mm 巾200mm	15%以下	サグ-掛け仕上げSOP塗																																																																																																																																																																																																																			
施工箇所	化粧薄板の樹種名	芯材の樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	備考																																																																																																																																																																																																																
施工箇所	化粧薄板の樹種名	芯材の樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	備考																																																																																																																																																																																																																
施工箇所	品名	厚さ(mm)	防虫処理	表面の化粧加工	備考																																																																																																																																																																																																																		
施工箇所	厚さ(mm)	防虫処理	表面の品質	含水率	備考																																																																																																																																																																																																																		
施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	備考																																																																																																																																																																																																																
施工箇所	品名	厚さ(mm)	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	保存処理	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	備考																																																																																																																																																																																																												
施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	耐久性による区分	難燃性による区分	備考																																																																																																																																																																																																																
施工箇所	品名	寸法(mm)	等級	備考																																																																																																																																																																																																																			
6. 造作用単板積層材																																																																																																																																																																																																																							
7. 床張り用合板等																																																																																																																																																																																																																							
8. 諸金物等																																																																																																																																																																																																																							

項目	特記事項																																							
	<p>◎防霉処理に用いる木材保存剤は人体への安全性及び環境について配慮した表面処理用木材保存剤（（社）日本木材保存協会の認定薬剤等とする。）とし、2回塗りとする。</p> <p>◎防蟻処理は、（社）日本木材保存協会及び（社）日本しりあり対策協会の認定品とし、2回塗り又は吹き付けとし、次の表の箇所及び部分を行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防蟻処理の施工箇所及び施工部分の名称</th> <th>塗 面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土台、火打土台、大引き、1階根太受け、大引き・根太受け床束等</td> <td>全 面</td> </tr> <tr> <td>大壁造りの土台上端より、1m以内の部分にある柱、間柱、筋違、窓台等</td> <td>全 面</td> </tr> <tr> <td>真壁造りの土台上端より、30cm以内の部分にある柱、間柱、筋違等</td> <td>全 面</td> </tr> <tr> <td>土台上端より、1m以内の部分にあるモルタル塗ラシ張り下地板</td> <td>全 面</td> </tr> <tr> <td>1階窓台等</td> <td>全 面</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎木材の防霉・防蟻処理は工場において（加圧処理法・拡散処理法・浸漬処理法）により行い、十分乾燥した後現場へ搬入すること。適用部材（）。保存処理性能区分（K1・K2・K3・K4・K5）。ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布することとする。 また、工場で処理した木材を使用する場合は、次によること。 ①各種製材のJAS1083の保存処理の性能区分K2からK4までの区分によるものを使用する。 ②JIS A 9108（土台用加圧式防霉処理木材）によるものを使用する。 ③人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつ、JIS K 1570（木材保存剤）又は日本木材保存協会規格による加圧注入用木材防霉剤を用いて、JIS A 9002（木材の加圧式保存処理方法）による加圧式保存処理を行ったものを使用する。 ④防霉・防蟻に有効な薬剤が混入された接着剤を使用する場合等は、特記による。 ⑤認証木材建材（A0マーク表示品）として認証された保存処理材を使用する。</p> <p>◎木材保存（防霉・防蟻処理）剤は監督員の承諾するものとする。</p> <p>◎継手、仕口、取付け方法等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。</p> <p>◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18.2.15）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。 ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p>	防蟻処理の施工箇所及び施工部分の名称	塗 面	土台、火打土台、大引き、1階根太受け、大引き・根太受け床束等	全 面	大壁造りの土台上端より、1m以内の部分にある柱、間柱、筋違、窓台等	全 面	真壁造りの土台上端より、30cm以内の部分にある柱、間柱、筋違等	全 面	土台上端より、1m以内の部分にあるモルタル塗ラシ張り下地板	全 面	1階窓台等	全 面																											
防蟻処理の施工箇所及び施工部分の名称	塗 面																																							
土台、火打土台、大引き、1階根太受け、大引き・根太受け床束等	全 面																																							
大壁造りの土台上端より、1m以内の部分にある柱、間柱、筋違、窓台等	全 面																																							
真壁造りの土台上端より、30cm以内の部分にある柱、間柱、筋違等	全 面																																							
土台上端より、1m以内の部分にあるモルタル塗ラシ張り下地板	全 面																																							
1階窓台等	全 面																																							
⑨ 軽量鉄骨壁下地	<p>◎JIS A 6517の規格品とする。</p> <p>◎スタッド、ランナ等の種類は、（ 75 型）とし、改標仕6.7.11による。</p> <p>◎出入口及びこれに準ずる開口部の補強は（・改標仕6.7.4 (5) による ・ ）</p> <p>◎ダクト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督職員との協議による。</p>																																							
⑩ 軽量鉄骨天井下地	<p>◎JIS A 6517の規格品とする。</p> <p>◎野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕6.6.11による。</p> <p>◎耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ピロティー天井等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による。</p> <p>◎既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4 (1)（ウ）による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用する。</p> <p>◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 Vo=（ ）m/s 地表面粗度区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ） 積雪区分 建設省告示第1455号 別表（ ）</p> <p>◎屋外の野縁受け、つりボルト及びびん挿入、野縁の間隔は図示による。</p> <p>◎ダクト等によって、つりボルトの間隔が900mmを超える場合の、補強方法は図示による。</p> <p>◎天井のふところが3m以上の箇所の補強方法は図示による。</p> <p>◎天井下地材における耐震性を考慮した補強方法は図示による。</p> <p>◎屋外の軒、ピロティー等の天井における耐風圧性を考慮した補強は図示による。</p>																																							
⑪ ビニル床シート張り（JIS A 5705） ビニル床タイル張り（JIS A 5705） 及びゴム床タイル張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類・種類</th> <th rowspan="2">色柄</th> <th rowspan="2">厚さ</th> <th colspan="3">幅 木</th> <th rowspan="2">接着剤</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複層ビニル床シート</td> <td></td> <td>2.5</td> <td>ビニル</td> <td></td> <td>60</td> <td>カチ樹脂</td> <td>下記以外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防汚性複層ビニル床シート</td> <td></td> <td>2.5</td> <td>ビニル</td> <td></td> <td>60</td> <td>カチ樹脂</td> <td>トイ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発泡複層ビニル床シート</td> <td></td> <td>3.5</td> <td>ビニル</td> <td></td> <td>60</td> <td>カチ樹脂</td> <td>貫堂多目的室</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎帯電防止床シート：種類（ ）、厚さ（ ）、性能（ ）</p>	種類・種類	色柄	厚さ	幅 木			接着剤	施工箇所	備 考	材質	厚さ	高さ	複層ビニル床シート		2.5	ビニル		60	カチ樹脂	下記以外		防汚性複層ビニル床シート		2.5	ビニル		60	カチ樹脂	トイ		発泡複層ビニル床シート		3.5	ビニル		60	カチ樹脂	貫堂多目的室	
種類・種類	色柄				厚さ	幅 木					接着剤	施工箇所	備 考																											
		材質	厚さ	高さ																																				
複層ビニル床シート		2.5	ビニル		60	カチ樹脂	下記以外																																	
防汚性複層ビニル床シート		2.5	ビニル		60	カチ樹脂	トイ																																	
発泡複層ビニル床シート		3.5	ビニル		60	カチ樹脂	貫堂多目的室																																	

IZUMI SEKKEISHITU		工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事	図面名称	特記仕様書（6）	縮尺	—
		(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地 TEL・FAX 088-685-9345			1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号		図面番号 特-06

項目	特記事項	章	項目	特記事項	章																																																																																																																																																																																																																
12. 合成樹脂塗床	<p>◎耐動荷重性床シート：種類（ ），厚さ（ ）</p> <p>◎ビニル幅木：材質（軟質・硬質）、高さ（60・70・100）、厚さ（2）</p> <p>◎視覚障害者用床タイル：種類・色（黄色）、形状・寸法（300x300）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>材質</th> <th>仕上げの種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐材）を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎以下の物質を含有しない材料を選定し、監督員の承諾を得ること。 ・室内空気中化学物質の室内濃度指針値について（H31.1.17薬生発0117第1号）における13物質 ・学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）第1の1の（8）ア～カの6物質</p>	施工箇所	材質	仕上げの種類	備考					<p>18. モルタル塗り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>仕上げの種類</th> <th>目地の材質</th> <th>防水の有無</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ｽｰﾌﾞ床</td> <td>張物下地</td> <td></td> <td>無し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ﾄｲﾙ床</td> <td>張物下地</td> <td></td> <td>無し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外部ﾌﾞﾛｰﾁ床</td> <td>ﾀｲﾙ下地</td> <td></td> <td>無し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外部ｽｰﾌﾞ床</td> <td>ﾀｲﾙ下地</td> <td></td> <td>無し</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎モルタルは（・現場調合材料・既調合材料）とする。 現場調合材料の場合は改標仕6.15.3（1）（ア）、既調合材料の場合はJIS A 6916による。</p> <p>◎目地の位置及び寸法は図示による。</p> <p>◎防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。</p> <p>◎総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。</p> <p>特記事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>形状/寸法 (mm)</th> <th>吸水率による区分</th> <th>うわぐすり</th> <th>役物</th> <th>色</th> <th>再生材の</th> <th>耐凍害性</th> <th>耐滑り性</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>I類 II類 III類</td> <td>艶ゆう 艶ゆう</td> <td>有 無</td> <td>標準 特注</td> <td>適用</td> <td>有 無</td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部ﾌﾞﾛｰﾁ床 外部ｽｰﾌﾞ JIS A 5209</td> <td>100角</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎壁タイル張り工法（ ）</p> <p>◎標準的な曲がりの役物は一体成形とする。</p> <p>◎タイルの製造所：評価名簿による。</p> <p>◎見本焼きを（行う・行わない）。</p> <p>◎試験張りを（行う・行わない）。</p> <p>◎既製調合モルタルの製造所：評価名簿による。</p> <p>◎保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。</p>	施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考	ｽｰﾌﾞ床	張物下地		無し		ﾄｲﾙ床	張物下地		無し		外部ﾌﾞﾛｰﾁ床	ﾀｲﾙ下地		無し		外部ｽｰﾌﾞ床	ﾀｲﾙ下地		無し		施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分	うわぐすり	役物	色	再生材の	耐凍害性	耐滑り性	備考			I類 II類 III類	艶ゆう 艶ゆう	有 無	標準 特注	適用	有 無			外部ﾌﾞﾛｰﾁ床 外部ｽｰﾌﾞ JIS A 5209	100角	○		○	○			○	○	<p>8章 塗装改修工事</p> <p>1. 一般事項</p> <p>◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。</p> <p>◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。</p> <p>◎ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種別</th> <th rowspan="2">下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td></td> <td>B種</td> <td>B種</td> <td></td> <td></td> <td>手摺補強</td> </tr> <tr> <td>鉄部</td> <td></td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td></td> <td>RB種</td> <td>階段手摺小</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 耐候性塗料塗り (DP)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th> <th>錆止め塗料塗りの種別</th> <th>上塗りの等級</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外壁 新規</td> <td>B種</td> <td>B種</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外壁 塗替え</td> <td></td> <td>RB種</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5. つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種別</th> <th rowspan="2">下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 合成樹脂エマルジョンペイント塗料 (EP)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂部</td> <td>B種</td> <td>新規 B種</td> <td>塗替え RB種</td> </tr> </tbody> </table> <p>7. ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>8. クリヤーラッカー塗り (QL)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>9. ステイン塗り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>10. 木材保護塗料塗り (WP)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>11. その他（ ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>工程種別</th> <th>素地ごしらえ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	さび止め塗料		備考	屋外	屋内	屋外	屋内	木部		B種	B種			手摺補強	鉄部		B種	RB種		RB種	階段手摺小	区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考					区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗料塗りの種別	上塗りの等級	備考	外壁 新規	B種	B種				外壁 塗替え		RB種				区分	種別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	さび止め塗料		備考	屋外	屋内	屋外	屋内								区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考	砂部	B種	新規 B種	塗替え RB種	区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考	木部				区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考	木部				区分	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考	木部			区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考	木部				区分	工程種別	素地ごしらえ	備考					<p>19. セメントモルタルによるタイル張り</p> <p>20. 有機系接着剤によるタイル張り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>形状/寸法 (mm)</th> <th>吸水率による区分</th> <th>うわぐすり</th> <th>役物</th> <th>色</th> <th>再生材の</th> <th>耐凍害性</th> <th>耐滑り性</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>I類 II類 III類</td> <td>艶ゆう 艶ゆう</td> <td>有 無</td> <td>標準 特注</td> <td>適用</td> <td>有 無</td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎標準的な曲がりの役物は一体成形とする。</p> <p>◎タイルの製造所：評価名簿による。</p> <p>◎見本焼きを（行う・行わない）。</p> <p>◎試験張りを（行う・行わない）。</p> <p>◎目地詰めを（行う・行わない）。</p> <p>◎有機質接着剤 ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎引張接着試験を（行う・行わない）</p> <p>21. セルフレベリング材塗り</p> <p>◎セルフレベリング材の種類（せっこう系・セメント系） 塗り厚さ（ ）mm</p> <p>◎シーラーその他の材料は、セルフレベリング材製造所の指定する製品とする。</p> <p>◎壁紙施工でん粉系接着剤、ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分	うわぐすり	役物	色	再生材の	耐凍害性	耐滑り性	備考			I類 II類 III類	艶ゆう 艶ゆう	有 無	標準 特注	適用	有 無													<p>9章 環境配慮(グリーン)改修工事</p> <p>1. アスベスト含有建材の処理工事</p> <p>1. 一般事項</p> <p>◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。</p> <p>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2（6）により見やすい場所に掲示すること。</p> <p>◎アスベスト粉塵濃度測定を（行う）行わない。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を（2）部作成し監督員に提出すること。 ・測定場所及び箇所は図示による。測定時期（ ）</p> <p>◎施工計画 （1）工事着手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し、承諾を受けること。 （2）アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。</p> <p>◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。</p>
施工箇所	材質	仕上げの種類	備考																																																																																																																																																																																																																		
施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考																																																																																																																																																																																																																	
ｽｰﾌﾞ床	張物下地		無し																																																																																																																																																																																																																		
ﾄｲﾙ床	張物下地		無し																																																																																																																																																																																																																		
外部ﾌﾞﾛｰﾁ床	ﾀｲﾙ下地		無し																																																																																																																																																																																																																		
外部ｽｰﾌﾞ床	ﾀｲﾙ下地		無し																																																																																																																																																																																																																		
施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分	うわぐすり	役物	色	再生材の	耐凍害性	耐滑り性	備考																																																																																																																																																																																																												
		I類 II類 III類	艶ゆう 艶ゆう	有 無	標準 特注	適用	有 無																																																																																																																																																																																																														
外部ﾌﾞﾛｰﾁ床 外部ｽｰﾌﾞ JIS A 5209	100角	○		○	○			○	○																																																																																																																																																																																																												
区分	種別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	さび止め塗料		備考																																																																																																																																																																																																															
	屋外	屋内		屋外	屋内																																																																																																																																																																																																																
木部		B種	B種			手摺補強																																																																																																																																																																																																															
鉄部		B種	RB種		RB種	階段手摺小																																																																																																																																																																																																															
区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考																																																																																																																																																																																																																		
区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗料塗りの種別	上塗りの等級	備考																																																																																																																																																																																																																
外壁 新規	B種	B種																																																																																																																																																																																																																			
外壁 塗替え		RB種																																																																																																																																																																																																																			
区分	種別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	さび止め塗料		備考																																																																																																																																																																																																															
	屋外	屋内		屋外	屋内																																																																																																																																																																																																																
区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考																																																																																																																																																																																																																		
砂部	B種	新規 B種	塗替え RB種																																																																																																																																																																																																																		
区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考																																																																																																																																																																																																																		
木部																																																																																																																																																																																																																					
区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考																																																																																																																																																																																																																		
木部																																																																																																																																																																																																																					
区分	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考																																																																																																																																																																																																																			
木部																																																																																																																																																																																																																					
区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考																																																																																																																																																																																																																		
木部																																																																																																																																																																																																																					
区分	工程種別	素地ごしらえ	備考																																																																																																																																																																																																																		
施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分	うわぐすり	役物	色	再生材の	耐凍害性	耐滑り性	備考																																																																																																																																																																																																												
		I類 II類 III類	艶ゆう 艶ゆう	有 無	標準 特注	適用	有 無																																																																																																																																																																																																														
13. フローリング張り	<p>◎ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆のフローリング及び接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>種別</th> <th>樹種</th> <th>厚さ</th> <th>寸法</th> <th>模様</th> <th>工法</th> <th>釘・接着剤の種類</th> <th>表面仕上げ・塗装</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品名	種別	樹種	厚さ	寸法	模様	工法	釘・接着剤の種類	表面仕上げ・塗装	備考											<p>21. セルフレベリング材塗り</p> <p>◎セルフレベリング材の種類（せっこう系・セメント系） 塗り厚さ（ ）mm</p> <p>◎シーラーその他の材料は、セルフレベリング材製造所の指定する製品とする。</p>	<p>◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。</p> <p>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2（6）により見やすい場所に掲示すること。</p> <p>◎アスベスト粉塵濃度測定を（行う）行わない。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を（2）部作成し監督員に提出すること。 ・測定場所及び箇所は図示による。測定時期（ ）</p> <p>◎施工計画 （1）工事着手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し、承諾を受けること。 （2）アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。</p> <p>◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。</p>																																																																																																																																																																																														
品名	種別	樹種	厚さ	寸法	模様	工法	釘・接着剤の種類	表面仕上げ・塗装	備考																																																																																																																																																																																																												
14. 畳敷き	<p>◎種別（A・B・C・D）種</p> <p>◎D種の場合は、（・KT-I・KT-II・KT-III・KT-K・KT-N）とする。</p> <p>◎畳表及び畳床はVOC含有量が少ないものとする。</p> <p>◎衝撃緩和型畳の場合、畳表は（C1・C2）とする。</p> <p>◎畳はJIS A 5902、衝撃緩和型畳はJIS A 5917に基づき表示をする。</p>	<p>22. 接着剤</p> <p>◎壁紙施工でん粉系接着剤、ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	<p>◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。</p> <p>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2（6）により見やすい場所に掲示すること。</p> <p>◎アスベスト粉塵濃度測定を（行う）行わない。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を（2）部作成し監督員に提出すること。 ・測定場所及び箇所は図示による。測定時期（ ）</p> <p>◎施工計画 （1）工事着手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し、承諾を受けること。 （2）アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。</p> <p>◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。</p>																																																																																																																																																																																																																		
15. カーペット敷き	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>種別</th> <th>品質</th> <th>帯電性</th> <th>厚さ</th> <th>工法</th> <th>防火性能</th> <th>下敷</th> <th>品質検査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	種別	品質	帯電性	厚さ	工法	防火性能	下敷	品質検査										<p>23. 既製家具</p>	<p>◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。</p> <p>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2（6）により見やすい場所に掲示すること。</p> <p>◎アスベスト粉塵濃度測定を（行う）行わない。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を（2）部作成し監督員に提出すること。 ・測定場所及び箇所は図示による。測定時期（ ）</p> <p>◎施工計画 （1）工事着手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し、承諾を受けること。 （2）アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。</p> <p>◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。</p>																																																																																																																																																																																																
種類	種別	品質	帯電性	厚さ	工法	防火性能	下敷	品質検査																																																																																																																																																																																																													
16. せっこうボードその他ボード及び合板張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>不燃材等の区分</th> <th>小ねじ・釘・接着剤の種類</th> <th>下地の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">せっこうボード JIS A 6901の規格品</td> <td rowspan="2">壁</td> <td>突付</td> <td>12.5</td> <td>不燃</td> <td>小ねじ</td> <td>LGS</td> <td></td> </tr> <tr> <td>捨張</td> <td>12.5</td> <td>不燃</td> <td>小ねじ</td> <td>LGS</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ｼｰｼﾞﾝｸﾞ せっこうボード JIS A 6901の規格品</td> <td rowspan="2">壁</td> <td>突付</td> <td>9.5</td> <td>準不燃</td> <td>小ねじ</td> <td>LGS</td> <td></td> </tr> <tr> <td>捨張</td> <td>12.5</td> <td>不燃</td> <td>小ねじ</td> <td>LGS</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧せっこうボード トラパーチン模様 JIS A 6901の規格品</td> <td>天井</td> <td>突付</td> <td>9.5</td> <td>準不燃</td> <td>小ねじ</td> <td>LGS</td> <td>直張工法</td> </tr> <tr> <td>ロックウール 化粧吸音板 JIS A 6301の規格品</td> <td>天井</td> <td>突付</td> <td>12</td> <td>不燃</td> <td>小ねじ</td> <td>LGS</td> <td>捨張工法</td> </tr> <tr> <td>グラスウール吸音材 JIS A 6301の規格品</td> <td>壁</td> <td>突付</td> <td>75</td> <td>不燃</td> <td></td> <td>LGS</td> <td>32kg/m3</td> </tr> <tr> <td>けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品</td> <td>壁 天井</td> <td>突付</td> <td>6</td> <td>不燃</td> <td>小ねじ</td> <td>LGS</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ﾌｻｼﾝ不燃化粧板</td> <td>壁</td> <td>突付</td> <td>3</td> <td>不燃</td> <td>接着</td> <td>LGS</td> <td>ﾌｻｼﾝ(ﾃｰﾑ程度)</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考	せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁	突付	12.5	不燃	小ねじ	LGS		捨張	12.5	不燃	小ねじ	LGS		ｼｰｼﾞﾝｸﾞ せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁	突付	9.5	準不燃	小ねじ	LGS		捨張	12.5	不燃	小ねじ	LGS		化粧せっこうボード トラパーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付	9.5	準不燃	小ねじ	LGS	直張工法	ロックウール 化粧吸音板 JIS A 6301の規格品	天井	突付	12	不燃	小ねじ	LGS	捨張工法	グラスウール吸音材 JIS A 6301の規格品	壁	突付	75	不燃		LGS	32kg/m3	けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	壁 天井	突付	6	不燃	小ねじ	LGS		ﾌｻｼﾝ不燃化粧板	壁	突付	3	不燃	接着	LGS	ﾌｻｼﾝ(ﾃｰﾑ程度)	<p>24. 断熱材</p> <p>◎ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	<p>◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。</p> <p>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2（6）により見やすい場所に掲示すること。</p> <p>◎アスベスト粉塵濃度測定を（行う）行わない。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を（2）部作成し監督員に提出すること。 ・測定場所及び箇所は図示による。測定時期（ ）</p> <p>◎施工計画 （1）工事着手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し、承諾を受けること。 （2）アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。</p> <p>◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。</p>																																																																																																																																						
材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考																																																																																																																																																																																																														
せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁	突付	12.5	不燃	小ねじ	LGS																																																																																																																																																																																																															
		捨張	12.5	不燃	小ねじ	LGS																																																																																																																																																																																																															
ｼｰｼﾞﾝｸﾞ せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁	突付	9.5	準不燃	小ねじ	LGS																																																																																																																																																																																																															
		捨張	12.5	不燃	小ねじ	LGS																																																																																																																																																																																																															
化粧せっこうボード トラパーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付	9.5	準不燃	小ねじ	LGS	直張工法																																																																																																																																																																																																														
ロックウール 化粧吸音板 JIS A 6301の規格品	天井	突付	12	不燃	小ねじ	LGS	捨張工法																																																																																																																																																																																																														
グラスウール吸音材 JIS A 6301の規格品	壁	突付	75	不燃		LGS	32kg/m3																																																																																																																																																																																																														
けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	壁 天井	突付	6	不燃	小ねじ	LGS																																																																																																																																																																																																															
ﾌｻｼﾝ不燃化粧板	壁	突付	3	不燃	接着	LGS	ﾌｻｼﾝ(ﾃｰﾑ程度)																																																																																																																																																																																																														
17. 壁紙張り JIS A 6921	<p>◎ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆の壁紙を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>種類</th> <th>防火性能の級別</th> <th>素地ごしらえ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁</td> <td>塩化ビニル樹脂系</td> <td>準不燃</td> <td>標仕18.2.7 B種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	種類	防火性能の級別	素地ごしらえ	備考	壁	塩化ビニル樹脂系	準不燃	標仕18.2.7 B種		<p>25. 断熱材</p> <p>◎ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	<p>◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。</p> <p>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2（6）により見やすい場所に掲示すること。</p> <p>◎アスベスト粉塵濃度測定を（行う）行わない。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を（2）部作成し監督員に提出すること。 ・測定場所及び箇所は図示による。測定時期（ ）</p> <p>◎施工計画 （1）工事着手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し、承諾を受けること。 （2）アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。</p> <p>◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。</p>																																																																																																																																																																																																								
施工箇所	種類	防火性能の級別	素地ごしらえ	備考																																																																																																																																																																																																																	
壁	塩化ビニル樹脂系	準不燃	標仕18.2.7 B種																																																																																																																																																																																																																		

IZUMI SEKKEISHITU

工事名称

鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事

図面名称

特記仕様書（7）

縮尺

—

(株)泉設計室

〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町赤田字浜端西6-1番地

TEL・FAX 088-685-9345

1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治
事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号

図面番号 特-07

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																																																																											
<p>② アスベスト含有吹付け材の除去</p> <p>◎工法 (1) アスベスト除去工法は、「建築物等の保全技術・技術審査証明事業」による保全審査証明取得工法又は(一財)日本建築センターによる審査証明取得工法とする。</p> <p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室名</th> <th>箇所</th> <th>建材種別</th> <th>面積</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>エントランス階段下</td> <td>1</td> <td>パライド吹付(7)5</td> <td>12.7m²</td> <td>石綿含有みなし</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>給湯室</td> <td>1</td> <td>パライド吹付(7)5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎作業場の隔離等 (1) 前室、洗浄室及び更衣室は(図示の位置に設ける・仮設建築物を設ける)。 (2) 除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。</p> <p>◎施工記録等 (1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間保存すること。 (3) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。</p> <p>3. アスベスト含有保温材等の除去</p> <p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室名</th> <th>箇所</th> <th>建材種別</th> <th>面積</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎作業場の隔離等 (1) 前室、洗浄室及び更衣室は(図示の位置に設ける・仮設建築物を設ける)。 (2) 除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。</p> <p>◎施工記録等 (1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間保存すること。 (3) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。</p> <p>④ アスベスト含有成形板の除去</p> <p>◎養生等 (1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。 外部足場(種類: , 仕様 枚布, D= cm, シート種類:) 仮囲い高さ: H= m (2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 内部足場(種類: , 仕様 枚布, D= cm) 養生種別()</p> <p>◎工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきかて行うこと。 (2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。 なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。 ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離(負圧不要)を行う。 建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。</p> <p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室名</th> <th>箇所</th> <th>建材種別</th> <th>面積</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>玄関ホール、ポーチ</td> <td>1</td> <td>フレッグ板</td> <td>44.7m²</td> <td>石綿含有みなし</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>教育総務課地6室</td> <td>1</td> <td>ロックウール吸音板9</td> <td>344m²</td> <td>分析による調査</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>廊下</td> <td>1</td> <td>化粧せつこうボード(7)9</td> <td>39.1m²</td> <td>分析による調査</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。</p> <p>◎施工記録等 (1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。</p> <p>5. アスベスト含有仕上塗材の除去</p> <p>◎工法</p> <p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室名</th> <th>箇所</th> <th>建材種別</th> <th>面積</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎隔離養生等</p> <p>◎除去したアスベスト含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包すること。</p> <p>◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。</p>	階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法	1	エントランス階段下	1	パライド吹付(7)5	12.7m ²	石綿含有みなし	1	給湯室	1	パライド吹付(7)5															階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法													階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法	1	玄関ホール、ポーチ	1	フレッグ板	44.7m ²	石綿含有みなし	1	教育総務課地6室	1	ロックウール吸音板9	344m ²	分析による調査	1	廊下	1	化粧せつこうボード(7)9	39.1m ²	分析による調査	階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法													<p>II. 断熱・防露</p> <p>8章 その他</p>	<p>◎施工記録等 (1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間保存すること。 (3) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>種類</th> <th>厚さ</th> <th>工法</th> <th>補修材</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎仕上げ材の色について 壁のクロスや床のビニルシート等の色を決定する際、明暗のコントラストがはっきりした色を選ぶこと。 また、階段と段鼻では、段鼻部分は黄色などのはっきりと分かる色を選ぶなど高齢者・身体障がい者に配慮すること。 上記については、施設管理者、監督員と要協議とする。</p>	材種	種類	厚さ	工法	補修材	備考														
階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法																																																																																																											
1	エントランス階段下	1	パライド吹付(7)5	12.7m ²	石綿含有みなし																																																																																																											
1	給湯室	1	パライド吹付(7)5																																																																																																													
階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法																																																																																																											
階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法																																																																																																											
1	玄関ホール、ポーチ	1	フレッグ板	44.7m ²	石綿含有みなし																																																																																																											
1	教育総務課地6室	1	ロックウール吸音板9	344m ²	分析による調査																																																																																																											
1	廊下	1	化粧せつこうボード(7)9	39.1m ²	分析による調査																																																																																																											
階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法																																																																																																											
材種	種類	厚さ	工法	補修材	備考																																																																																																											
IZUMI SEKKEISHITU		工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事	図面名称	特記仕様書(8)	縮尺	—																																																																																																									
		(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地 TEL・FAX 088-685-9345		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号			図面番号 特-08																																																																																																									

内部仕上表(改修前)

階	室名	床		幅木		壁				天井		備考		
		高さ		高さ		下地		仕上		高さ				
		既存	撤去部分	既存	撤去部分	既存	撤去部分	既存	撤去部分	既存	撤去部分			
1階	教育長室	コンクリートスラブ+ビニル床タイル(7)2.5+転シ根太H=100 +タイルベント(7)6 コンクリートスラブ+ビニル床タイル(7)2.5+ フリースタンドH=100+ビニル床タイル(7)2.5	ビニル床タイル(7)2.5+転シ根太H=100 +タイルベント(7)6 撤去 コンクリートスラブ+ビニル床タイル(7)2.5+ フリースタンドH=100+ビニル床タイル(7)2.5 撤去	ビニル巾木	75	既存撤去	西側壁 モルタルコテ押EPの上に軽鉄下地片面用W=25 PB(ア)12.5 東、南側壁 軽鉄下地 W=65 PB(ア)12.5 北側壁 モルタルコテ押E	ビニルクロス貼り	下地仕上げ共撤去	軽天下地 PB(ア)12.5 +化粧石膏ボード(7)9.5	吸音板張 撤去下地共	2450		
	教育総務課	コンクリートスラブ+ビニル床タイル(7)2.5+ フリースタンドH=100+ビニル床タイル(7)2.5	ビニル床タイル(7)2.5+フリースタンドH=100 +ビニル床タイル(7)2.5 撤去	ビニル巾木	75	既存撤去	モルタルコテ押E 教育長室側壁 PB(ア)12.5	EP塗り ビニルクロス貼り	既存のまま 下地仕上げ共撤去	コンクリート打放しパライ吹付		3400		
	分電盤配管室	同上	同上	ビニル巾木	75	既存撤去	モルタルコテ押E	EP塗り	既存のまま 軽鉄間仕切り部分撤去	コンクリート打放しパライ吹付		2500		
	生涯学習人権課	コンクリートスラブ+ビニル床タイル(7)2.5+フリースタンドH=100 +ビニル床タイル(7)2.5	ビニル床タイル(7)2.5+フリースタンドH=100 +ビニル床タイル(7)2.5 撤去	ビニル巾木	75	既存撤去	モルタルコテ押E	EP塗り	既存のまま	軽天下地 PB(ア)9下地+ロック吸音板(ア)9	吸音板張 撤去下地共 ブラインド 撤去	2500		
	学校教育課	同上	同上	ビニル巾木	75	既存撤去	モルタルコテ押E	EP塗り	既存のまま		吸音板張 撤去下地共 ブラインド 撤去	3500		
	相談室	コンクリートスラブ+ビニル床タイル(7)2.5貼り	ビニル床タイル(7)2.5 撤去	ビニル巾木	75	既存撤去	モルタルコテ押E	EP塗り	既存のまま 軽鉄間仕切り部分撤去	コンクリート打放しパライ吹付		-		
	会議室	コンクリートスラブ+タイルベント(7)6	タイルベント(7)6 撤去	ビニル巾木	75	既存撤去	モルタルコテ押E	EP塗り	既存のまま 軽鉄間仕切り部分撤去	軽天下地 PB(ア)9下地+ロック吸音板(ア)9	吸音板張 撤去下地共	2500		
	廊下	コンクリートスラブ+ビニル床タイル(7)2.5	ビニル床タイル(7)2.5 撤去	ビニル巾木	75	既存撤去	モルタルコテ押E	EP塗り	既存のまま 軽鉄間仕切り部分撤去	コンクリート打放しパライ吹付		-		
	廊下3	同上	同上	ビニル巾木	75	既存撤去	モルタルコテ押E	EP塗り	既存のまま	ロック吸音板	吸音板張 撤去	2250		
	玄関ホール	コンクリートスラブ+100角磁器タイル	100角磁器タイル 撤去	ビニル巾木	75	既存撤去	モルタルコテ押E	EP塗り	既存のまま	ルキアグッド リン吹付 階段下パライ吹付	ルキアグッド リン吹付撤去下地共 階段下パライ吹付 撤去 ブラインド 撤去	2600		
	湯沸室	コンクリートスラブ+ビニル床タイル(7)2.5	ビニル床タイル(7)2.5 撤去	ビニル巾木	75	既存撤去	モルタルコテ押E	EP塗り 内装タイル100×100	既存のまま 流し前100角タイル撤去	コンクリート打放しパライ吹付	パライ撤去	2200	コンパクトキッチン撤去	
	ALT室兼 学校教育課準備室	コンクリートスラブ+ビニル床タイル(7)2.5	ビニル床タイル(7)2.5 撤去	ビニル巾木	75	既存撤去	モルタルコテ押E	EP塗り 一部PB(7)12.5下地ビニルクロス張り	既存のまま ビニルクロス撤去(下地そのまま)	軽天下地 PB(ア)9下地+ロック吸音板(ア)9	吸音板張 撤去(軽天そのまま)	2600		
	教育総務課兼 施設担当資料室	コンクリートスラブ+ビニル床タイル(7)2.5	ビニル床タイル(7)2.5 撤去	ビニル巾木	75	既存撤去	モルタルコテ押E	EP塗り 一部PB(7)12.5下地ビニルクロス張り	既存のまま ビニルクロス撤去(下地そのまま)	軽天下地 PB(ア)9下地+ロック吸音板(ア)9	吸音板張 撤去(軽天そのまま) ブラインド 撤去	2600		
	身障者WC	既存のまま	既存のまま	既存のまま		既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	2250	便器、手洗い等器具撤去 (別途工事)	
	階段室	工事外												
	EPS	工事外												
WC1(男)	工事外													
WC1(女)	工事外													
倉庫	工事外													
フロバン庫	工事外													
廊下4	工事外													

IZUMI SEKKEISHITU		工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事		図面名称	改修前仕上表		縮尺	—
		(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町青田字浜端西6-1番地			1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号				図面番号 A-01
		TEL・FAX 088-685-9345							

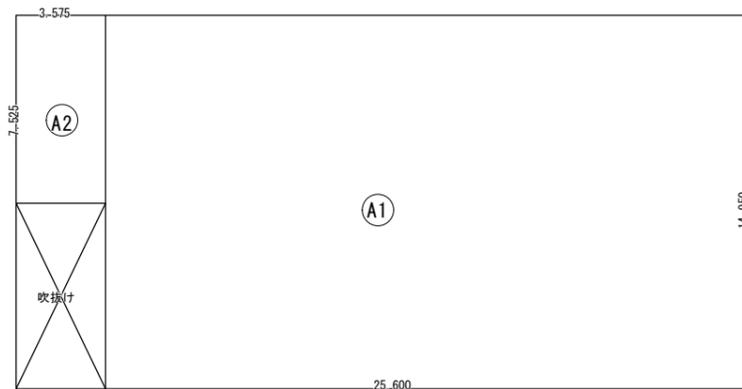
内 部 仕 上 表 (改修後)

階	室 名	床	幅 木		壁		天 井		備 考
	現 在		高 さ	下 地	仕 上	高 さ			
1階	エントランス	モルタルコテ押エ ビニル床シート t=2.5	ビニル巾木	60	下地モルタル 既存のまま LGS-75 GB-R t=12.5	既存下地調整のうえEP塗替え ビニルクロス	化粧石膏ボード t=12.5 軽天新設	2600	
	WC2(女)	防滑性複層ビニル床シート (ア) 2.5 新設土間コンクリート打 (ア) 120 新設モルタルコテ押エ (ア) 30	ステンレス加工品	60	下地モルタルGB-St=12.5/GL工法 t=17.5 LGS-75 GB-R t=12.5 2重張り 開口 GB-S t=12.5/GL工法 t=17.5	不燃化粧合板 t=3	岩綿吸音板 (ア) 9 軽天新設	2200	
	WC2(男)	同上	同上	60	LGS-75 GB-R t=12.5 2重張り	不燃化粧合板 t=3	同上	2200	
	みんなのトイレ	同上	同上	60	下地モルタルGB-St=12.5/GL工法 t=17.5 LGS-75 GB-R t=12.5 2重張り 開口 GB-S t=12.5/GL工法 t=17.5	不燃化粧合板 t=3	同上	2200	
	基幹センター室1	既設コンクリートスラブ 下地処理のうえビニル床シート t=2.5	ビニル巾木	60	下地モルタル 既存のまま LGS-75 GB-R t=12.5	既存下地調整のうえEP塗替え ビニルクロス	化粧石膏ボード t=12.5 軽天新設	2600	
	障がい会館1	同上	ビニル巾木	60	同上	同上	同上	2600	
	基幹センター室2	同上	ビニル巾木	60	同上	同上	同上	2600	
	廊下2	下地処理のうえビニル床シート t=2.5 一部土間コンクリート120+モルタルコテ押エ30	ビニル巾木	60	下地モルタル 既存のまま 新コンクリート壁GB-R t=12.5/GL工法 t=17.5 (トイ廻り GB-R t=12.5 2重張り)	同上	同上	2600 一部2450	
	湯沸室	下地処理のうえビニル床シート t=2.5	ビニル巾木	60	下地モルタル 既存のまま GB-S t=12.5/GL工法 t=17.5	既存下地調整のうえEP塗替え 不燃化粧合板 t=3	既存下地調整のうえEP塗替え	2200	コンバケキチン W1800*H500*D850
	談話室	同上	ビニル巾木	60	下地モルタル 既存のまま LGS-100 既存のまま GB-R t=12.5	既存下地調整のうえEP塗り ビニルクロス貼替	化粧石膏ボード t=12.5	2600	
	中会議室	同上	ビニル巾木	60	下地モルタル 既存のまま LGS-100 既存のまま GB-R t=12.5	既存下地調整のうえEP塗り ビニルクロス貼替	同上	2600	
	廊下1	同上	ビニル巾木	60	下地モルタル 既存のまま	既存下地調整のうえEP塗り	同上	2600	
	廊下3	同上	ビニル巾木	60	下地モルタル 既存のまま LGS-100 既存のまま GB-R t=12.5	既存下地調整のうえEP塗替え ビニルクロス	同上	2250	
	貸館多目的室	下地処理のうえ発泡複層ビニル床シート (ア) 3.5	ビニル巾木	60	下地モルタル 既存のまま LGS-75 GB-R12.5 2重張り	既存下地調整のうえEP塗替え ビニルクロス	既存下地調整のうえEP塗り	3500	
	多目的備品庫	下地処理のうえビニル床シート (ア) 2.5	ビニル巾木	60	下地モルタル 既存のまま LGS-75 GB-R12.5	同上	同上	3500	
	階段室	工事外 既存のまま							
	倉庫	工事外 既存のまま							
	プロバン庫	工事外 既存のまま							
	廊下4	工事外 既存のまま							
空室	工事外 既存のまま								
EPS	工事外 既存のまま								
WC1(女)	工事外 既存のまま								
WC1(男)	工事外 既存のまま								

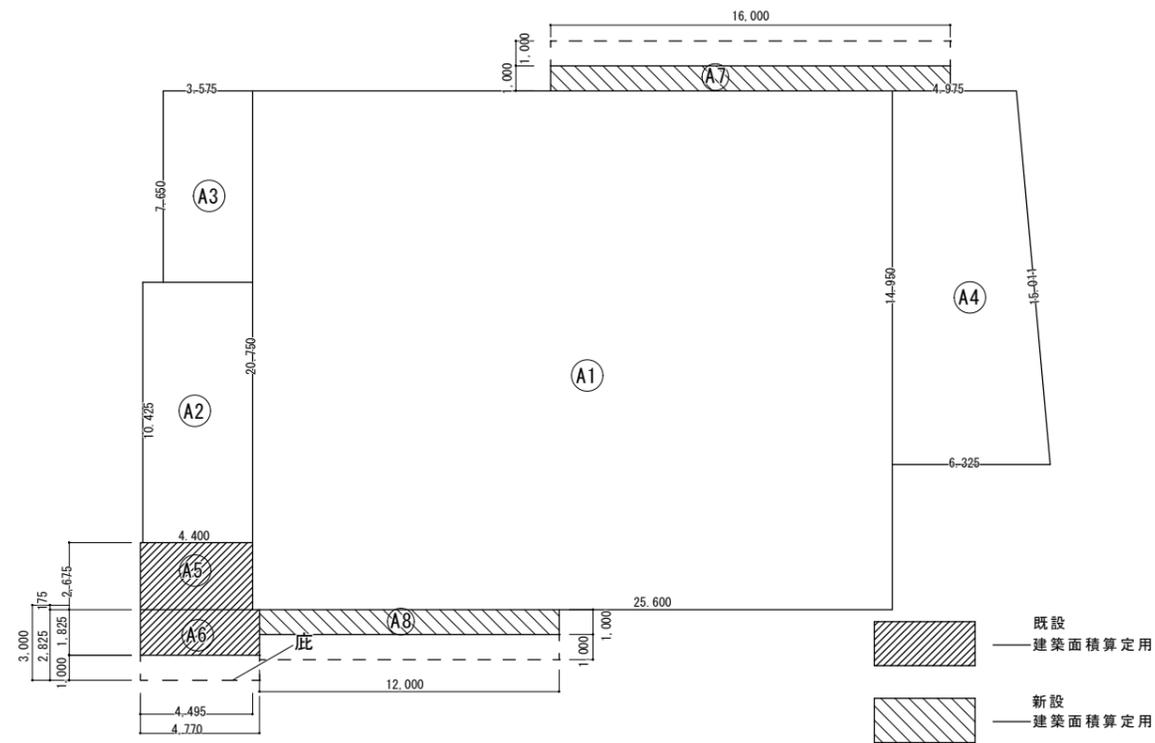
IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事	図面名称	改修後仕上表	縮尺	—
	(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町青田字浜端西6-1番地		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号			図面番号 A-02
	TEL・FAX 088-685-9345					

敷地面積(直角座標法)				
番号	X座標(m)	Y座標(m)	X(n+1)-X(n-1)	積面積(m ²)
1	-0.551	-14.350	40.448	-580.428800
2	39.897	-11.963	37.018	-442.846334
3	36.467	25.130	-18.682	-469.478660
4	21.215	24.229	-15.247	-369.419563
5	21.220	23.056	-21.768	-501.883008
6	-0.553	22.523	-21.771	-490.348233
7	-0.551	22.464	0.002	0.044928
基準	18.151	15.226	積面積計	-2854.359670
敷地面積(m ²)				1427.17

丸め切り捨て



既設本館 2階床面積算定図 1/200



既設本館 1階床面積算定図 1/200

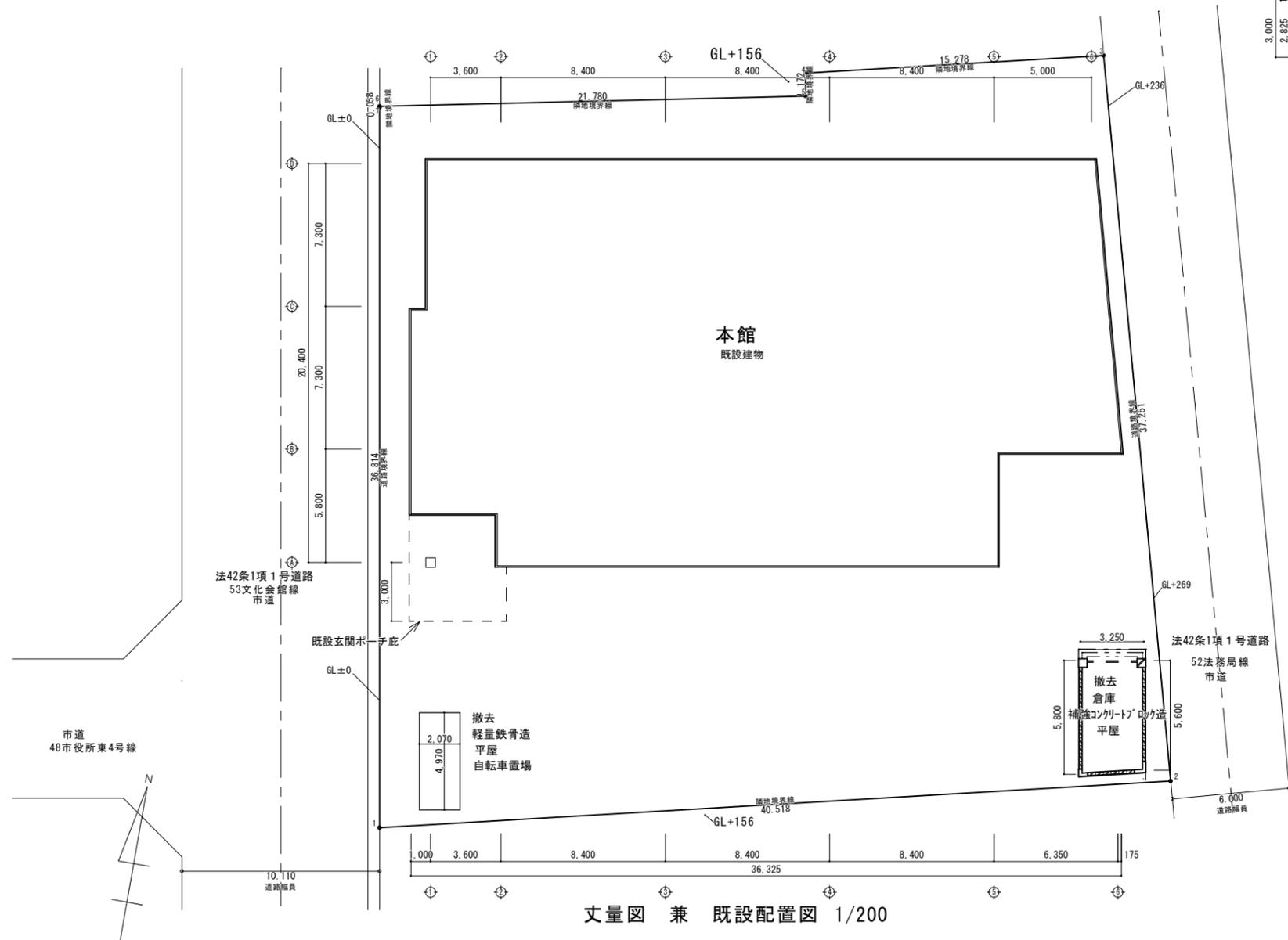
区分	面積	積算	
A1	14.950	25.600	382.720000
A2	7.525	3.575	26.901875
合計			409.621875
合計			409.62 m ²

区分	面積	積算	
A1	20.750	25.600	531.200
A2	10.425	4.400	45.870
A3	7.65	3.575	27.349
A4	14.950	(6.325 + 4.975) / 2 = 5.650	84.468
A5	2.675	4.495	12.024125
A6	1.825	4.770	8.705250
A7	1.00	16.00	16.00 新設
A8	1.00	12.00	12.00 新設
合計			737.616
合計			737.61 m ²

区分	面積	積算	
A1	20.750	25.600	531.200
A2	10.425	4.400	45.870
A3	7.65	3.575	27.349
A4	14.950	(6.325 + 4.975) / 2 = 5.650	84.468
A5	2.675	4.495	12.024125
A6	1.825	4.770	8.705250
A7	1.00	16.00	16.00 新設
A8	1.00	12.00	12.00 新設
合計			737.616
合計			737.61 m ²

区分	本館	既設車庫(撤去)	既設自転車庫(撤去)	合計
建築面積	709.62	18.53	0.29	737.44
1階床面積	688.89	18.53	0.29	717.71
2階床面積	409.62			409.62
延べ床面積	1,098.51	18.53	10.29	1,127.33
撤去床面積		18.53	10.29	28.820

区分	本館	新設スロープ上屋	新設車庫	新設自転車庫	合計
建築面積	709.62	31.30	29.60	29.60	800.120
1階床面積	688.89	31.30	29.60	29.60	779.390
2階床面積	409.62				409.62
延べ床面積	1,098.51	31.30	29.60	29.60	1,189.01
新設床面積		31.30	29.60	29.60	90.50



丈量図 兼 既設配置図 1/200

IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事	図面名称	丈量図 兼 既設配置図 面積表	縮尺	1/200
	(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地 TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県事登録第01046号				図面番号 A-03

地理院地図

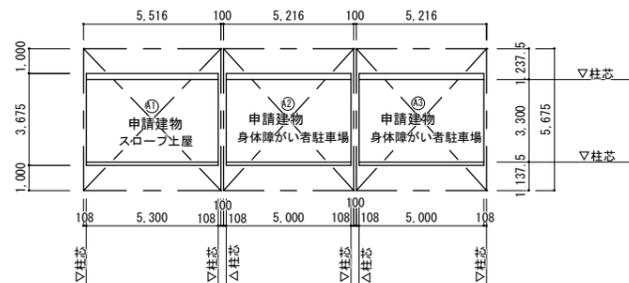
鳴門市役所分庁舎改修工事



申請地

案内図

「地理院地図データ」(国土院)をもとに(株)泉設計室が作成

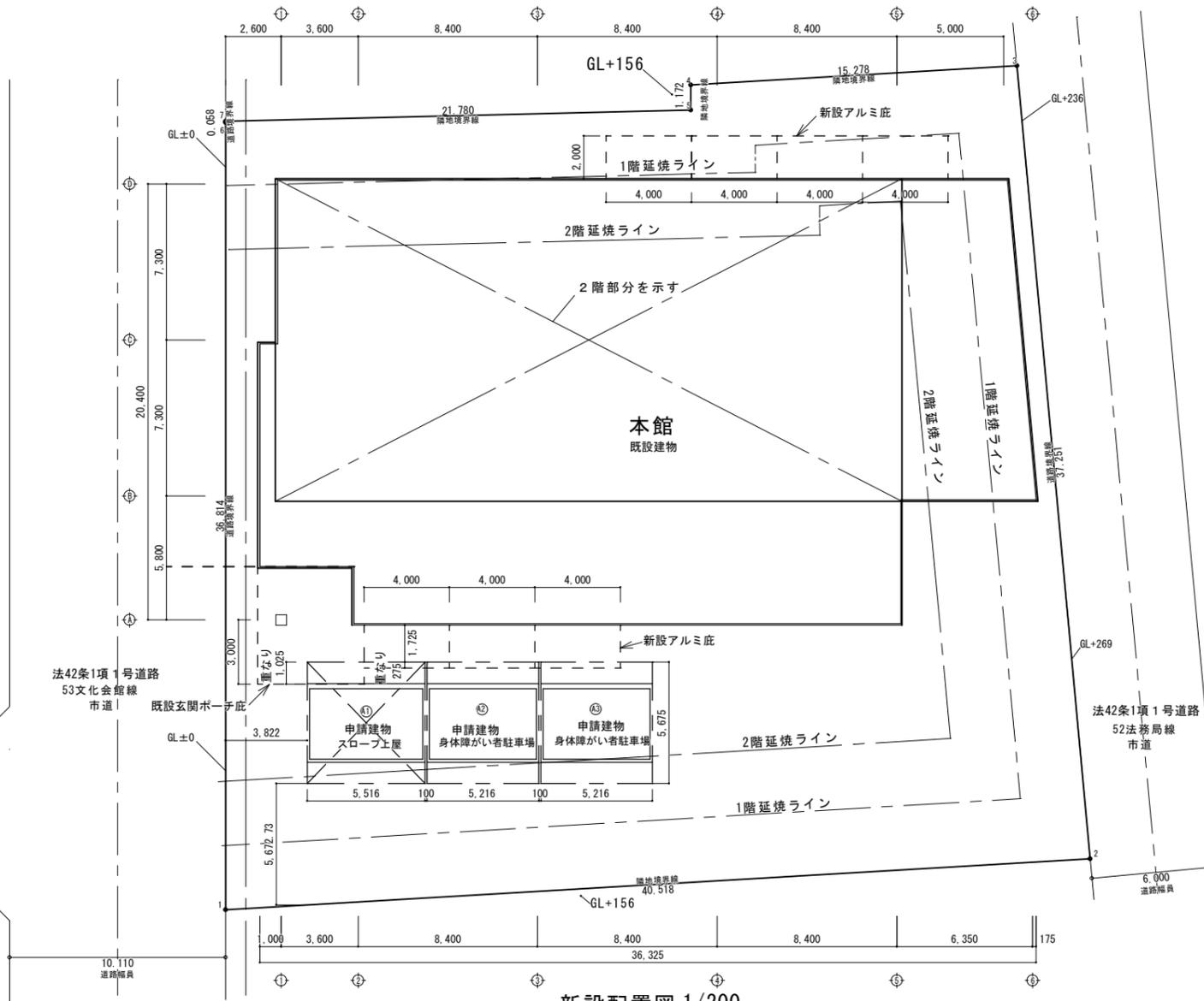


新築部分面積算定図 1/200

名称	坪	㎡	
① スロープ上屋	5.675	5.516	31.303
② 身体障がい者駐車場	5.675	5.216	29.601
③ 身体障がい者駐車場	5.675	5.216	29.601
合計			90.505 m ²

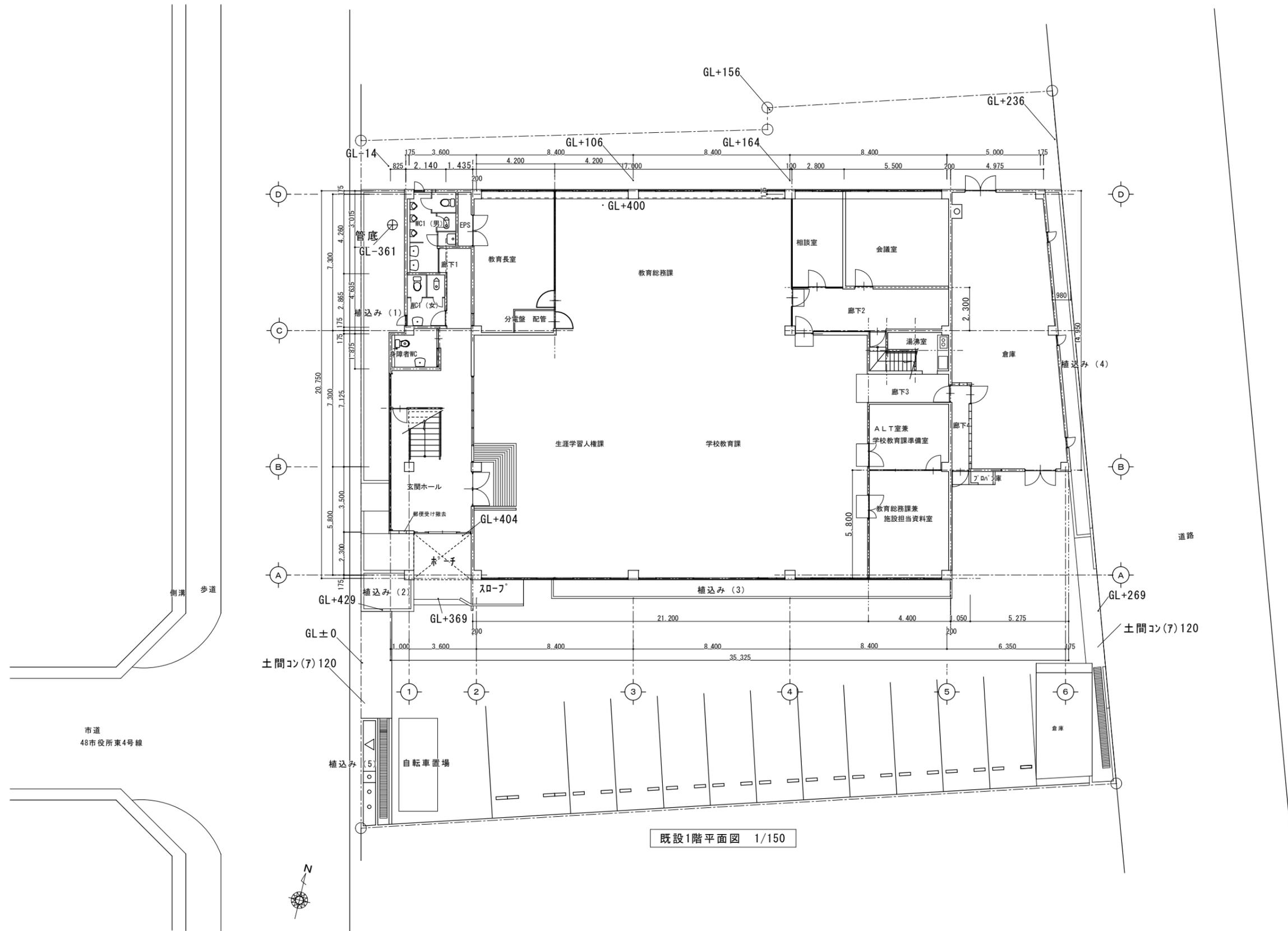
名称	坪	㎡	
① スロープ上屋	3.675	5.300	19.478
② 身体障がい者駐車場	3.675	5.000	18.375
③ 身体障がい者駐車場	3.675	5.000	18.375
合計			56.228 m ²

名称	坪	㎡	
① スロープ上屋	3.300	5.300	17.490
② 身体障がい者駐車場	3.300	5.000	16.500
③ 身体障がい者駐車場	3.300	5.000	16.500
合計			50.490 m ²

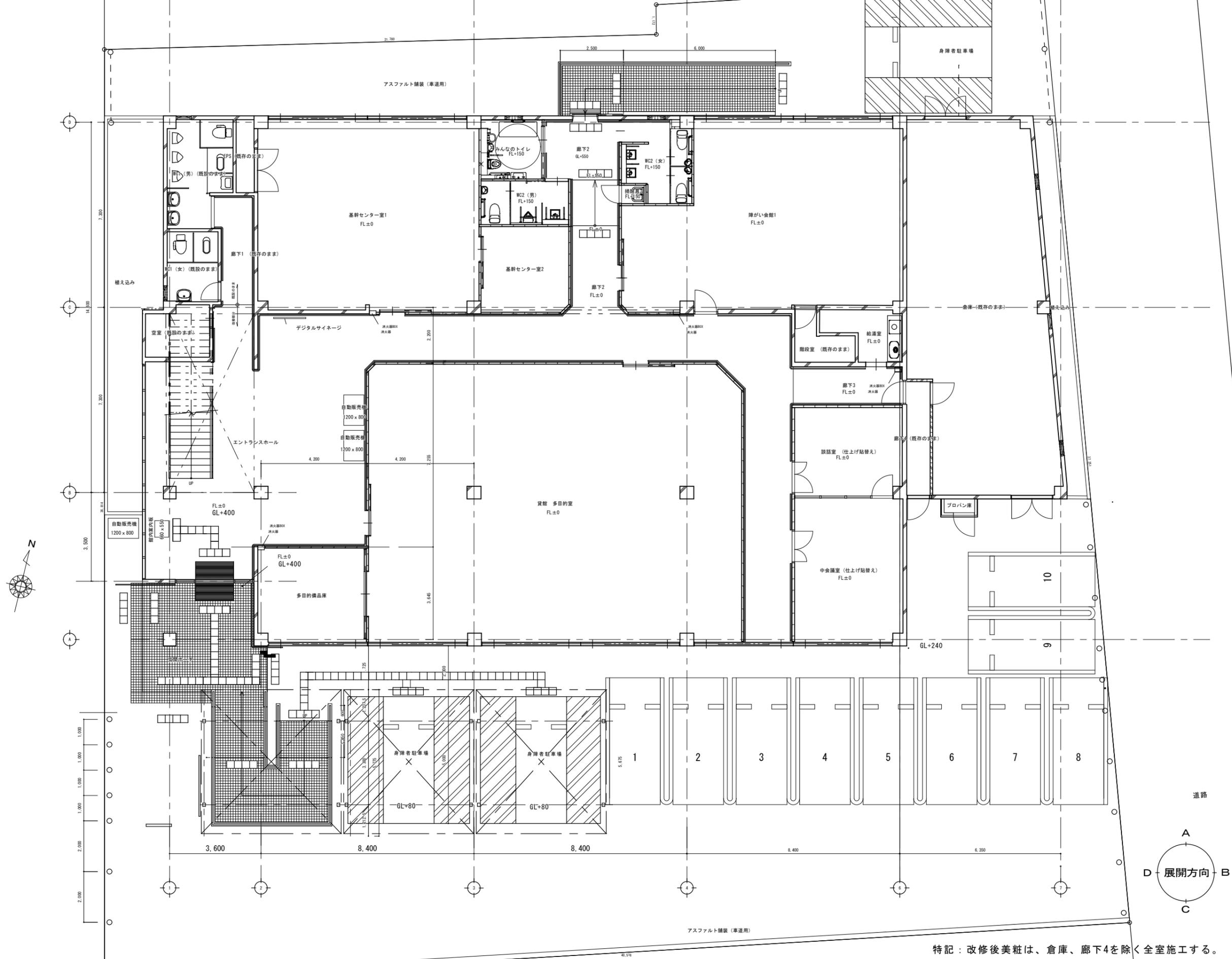


新設配置図 1/200

IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事	図面名称	案内図、改修後配置図 面積表	縮尺	1/200
		(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地 TEL・FAX 088-685-9345		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号		図面番号 A-04



<p>IZUMI SEKKEISHITU</p>	<p>工事名称 鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事</p>	<p>図面名称</p>	<p>改修前1階平面図</p>	<p>縮尺</p>	<p>1/150</p>
<p>(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地</p>	<p>TEL・FAX 088-685-9345</p>	<p>1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号</p>	<p></p>	<p></p>	<p>図面番号 A-05</p>



IZUMI SEKKEISHITU

工事名称

鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事

図面名称

改修後 1階平面図

縮尺

1/100

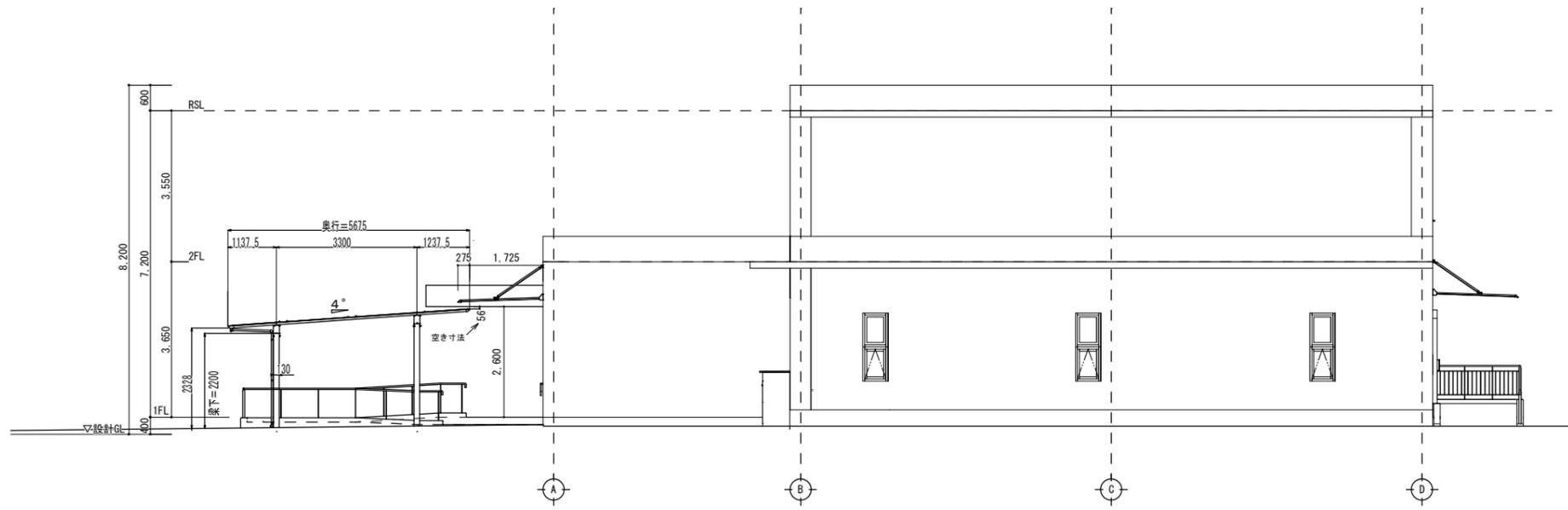
(株)泉設計室

〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地

TEL・FAX 088-685-9345

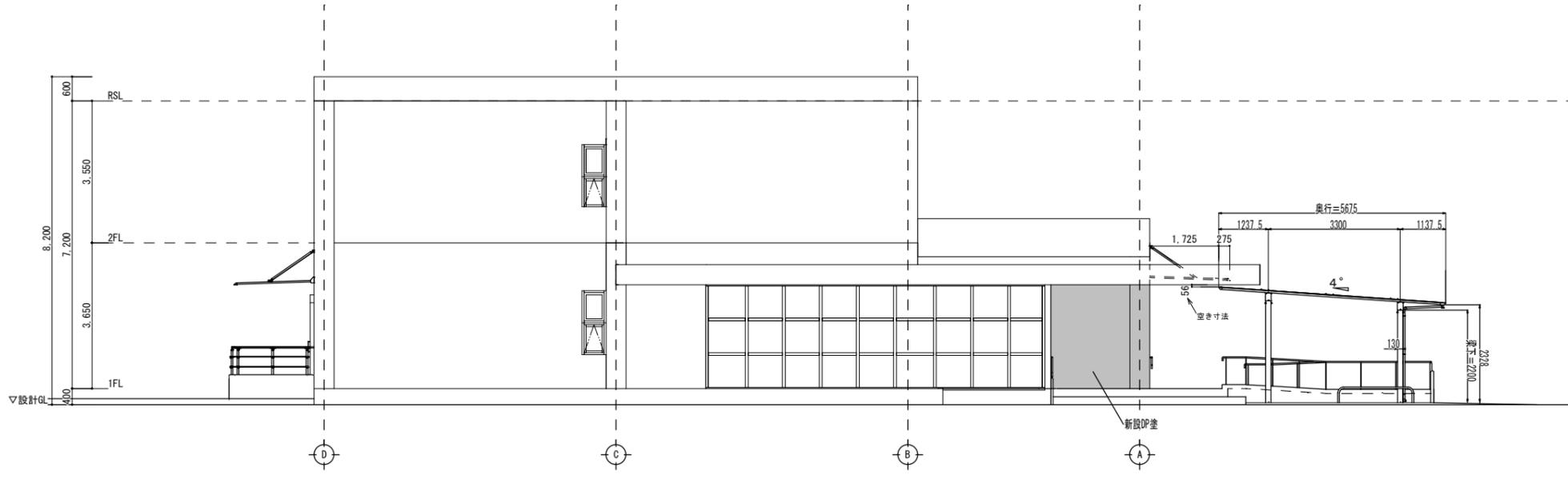
1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治
事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号

図面番号 A-06



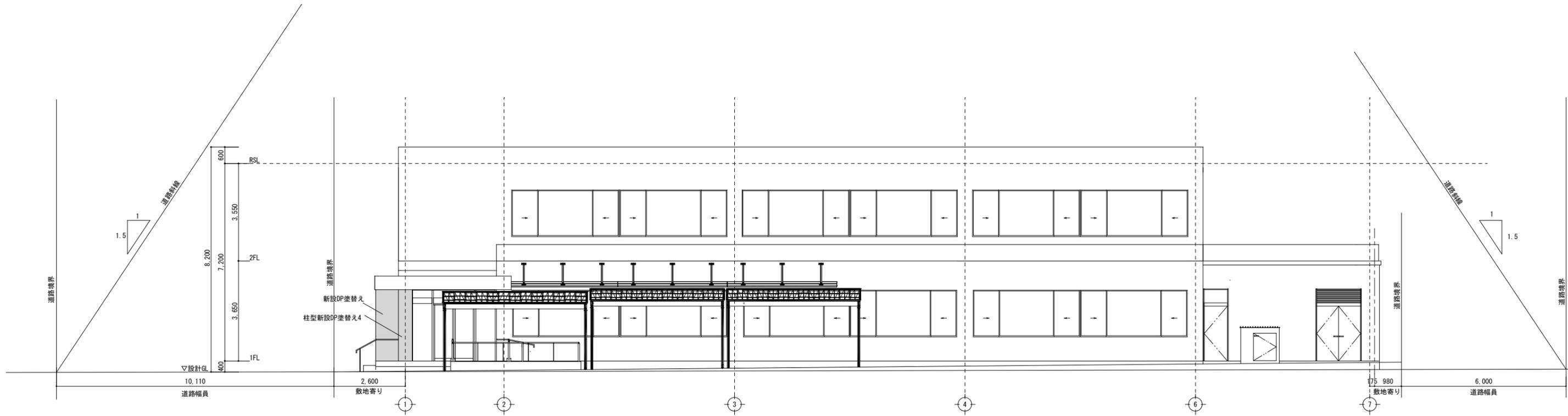
B側立面図

東立面図 1/100

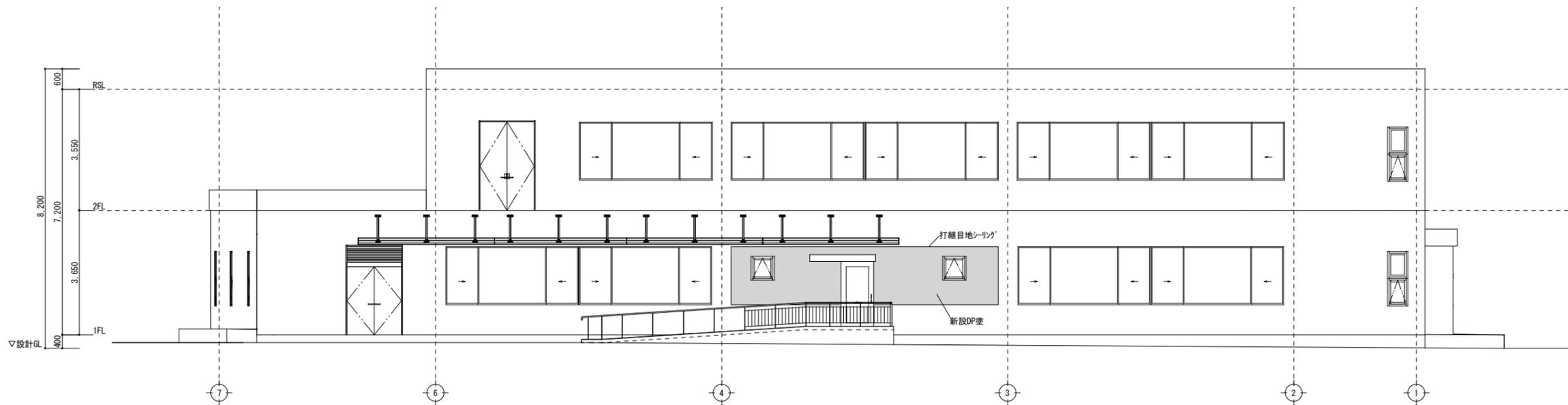


西立面図 1/100

<p>IZUMI SEKKEISHITU</p>	<p>工事名称 鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事</p>	<p>図面名称 東、西立面図</p>	<p>縮尺</p>	<p>1/100</p>
	<p>(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地 TEL・FAX 088-685-9345</p>	<p>1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号</p>		<p>図面番号 A-07</p>

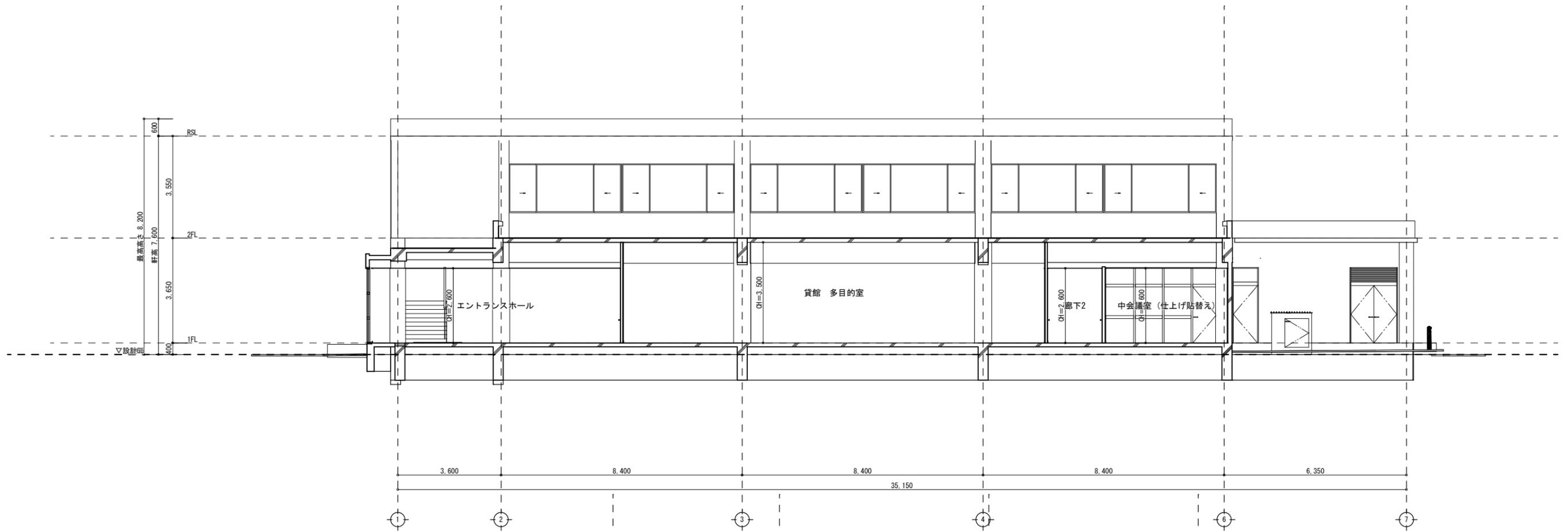


南立面図 1/100

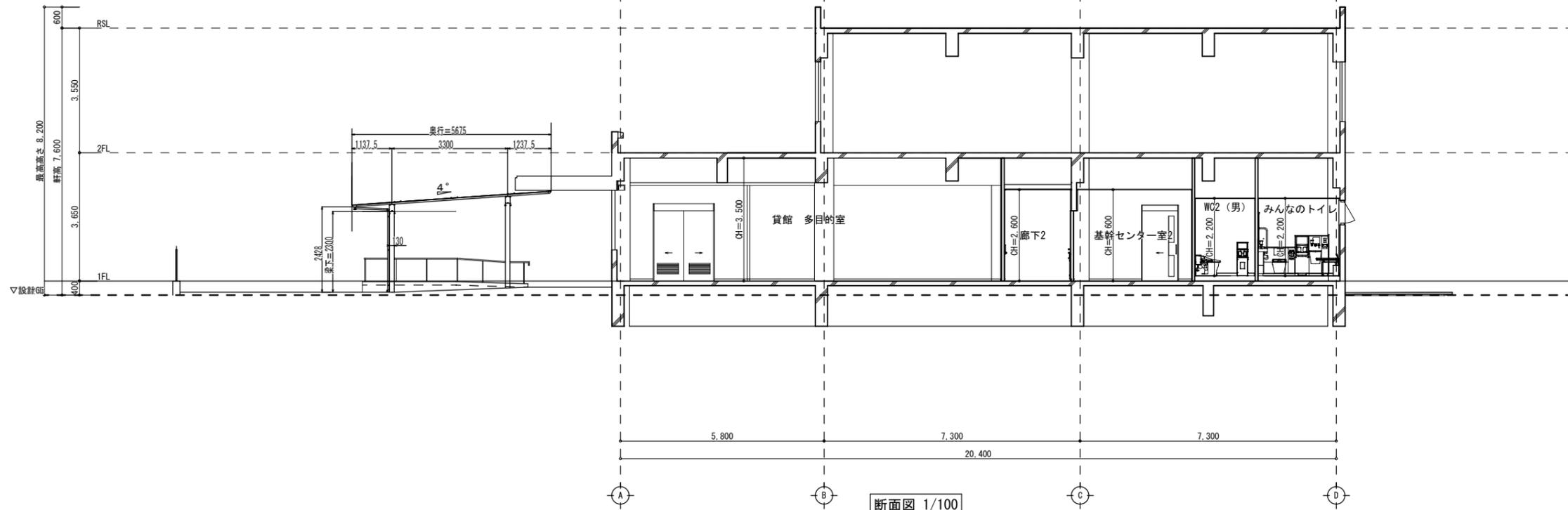


北立面図 1/100

IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事	図面名称	南、北立面図	縮尺	1/100
	(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地 TEL・FAX 088-685-9345		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号		図面番号 A-08	

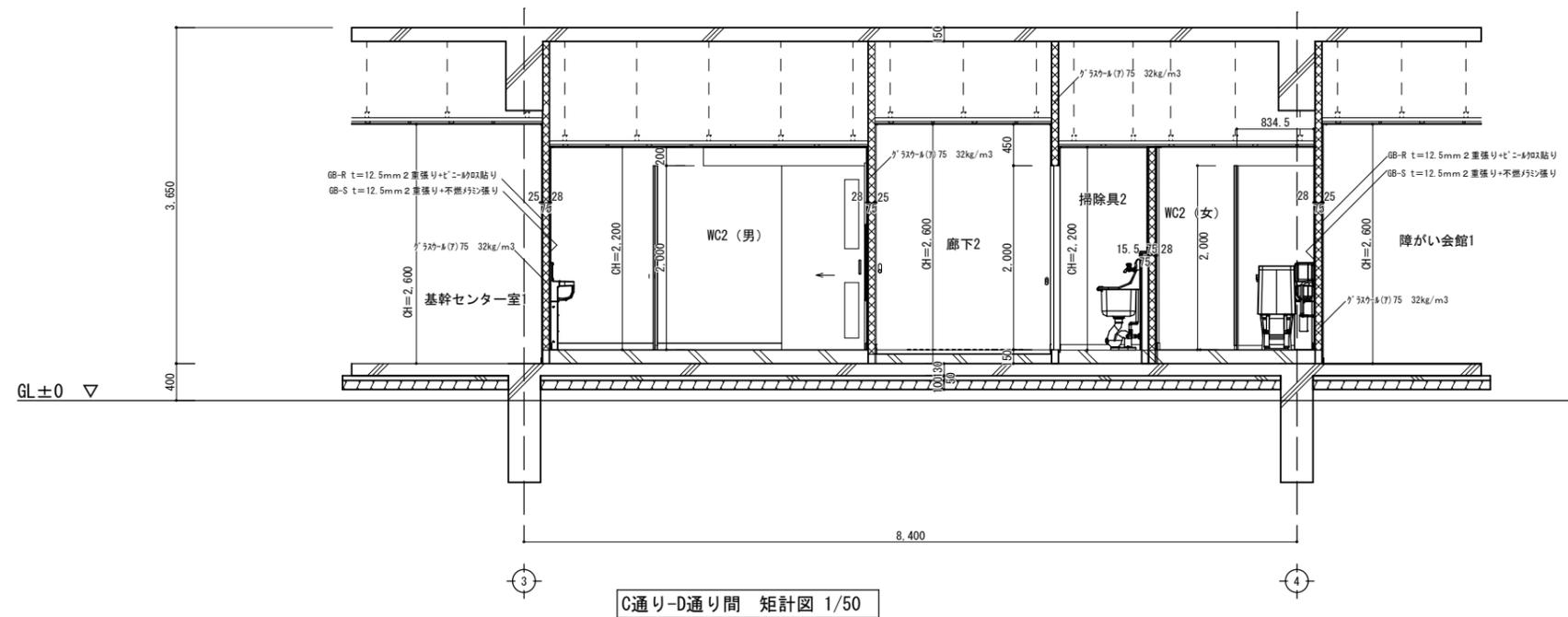


断面図 1/100

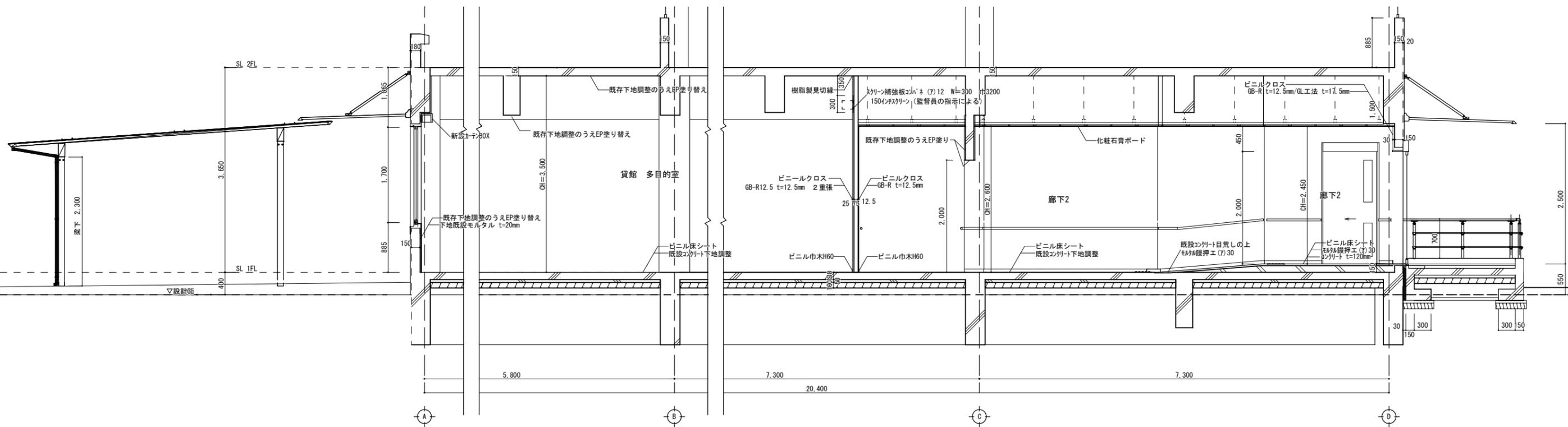


断面図 1/100

<p>IZUMI SEKKEISHITU</p>	<p>工事名称</p>	<p>鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事</p>	<p>図面名称</p>	<p>断面図</p>	<p>縮尺</p>	<p>1/100</p>
	<p>(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地</p>		<p>TEL・FAX 088-685-9345</p>	<p>1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号</p>		<p>図面番号 A-09</p>

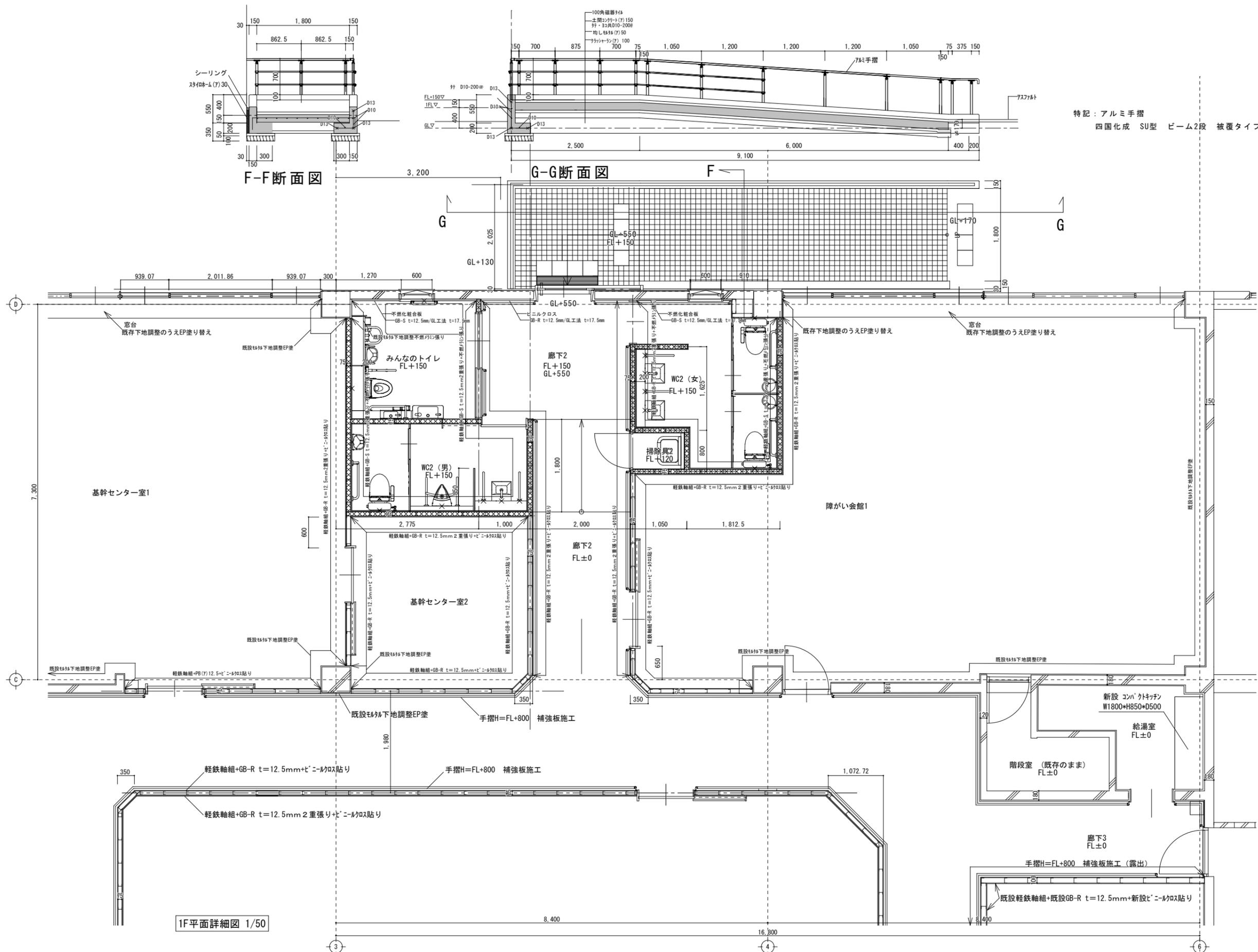


C通り-D通り間 矩計図 1/50

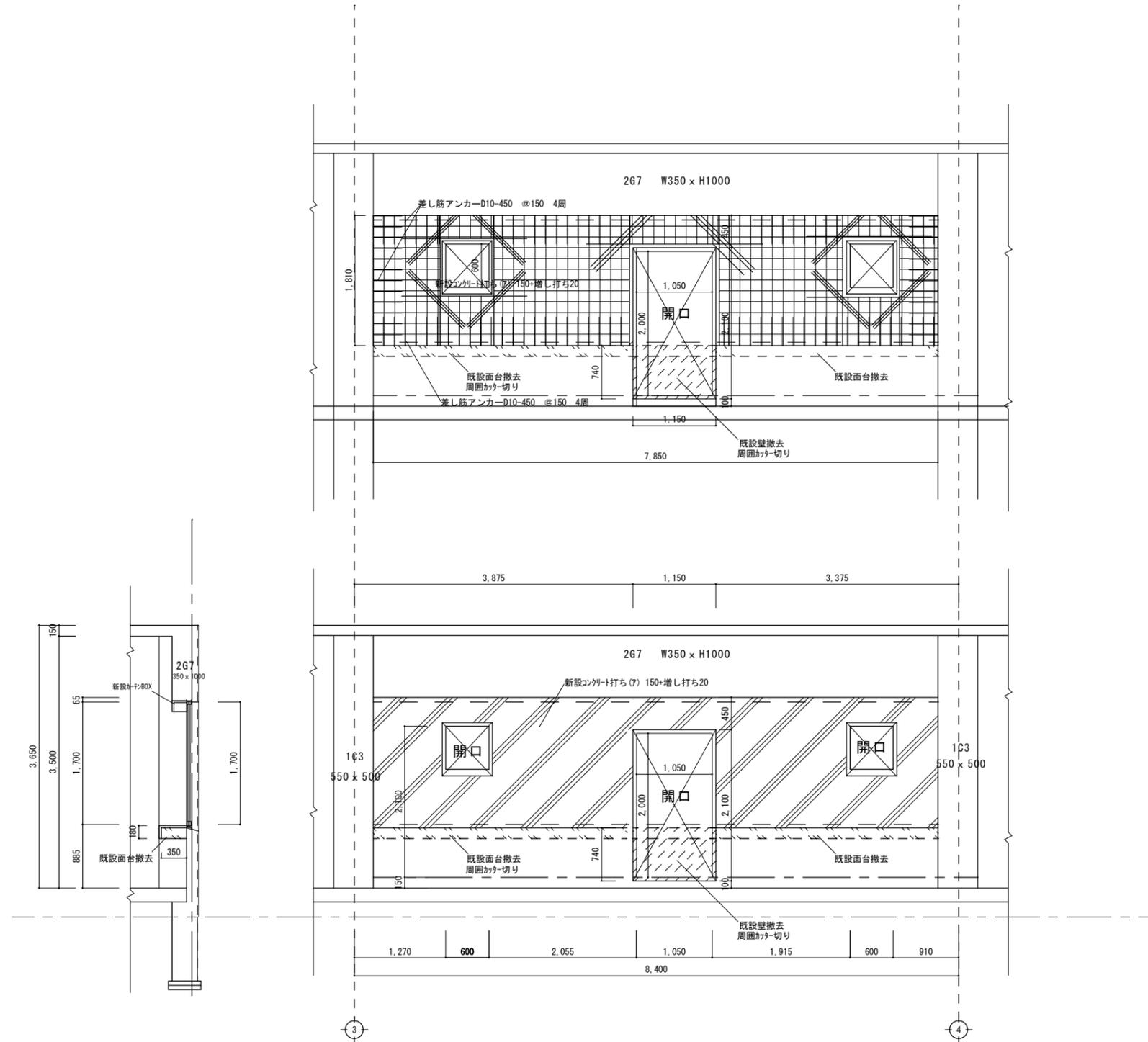


3通り-4通り間 矩計図 1/50

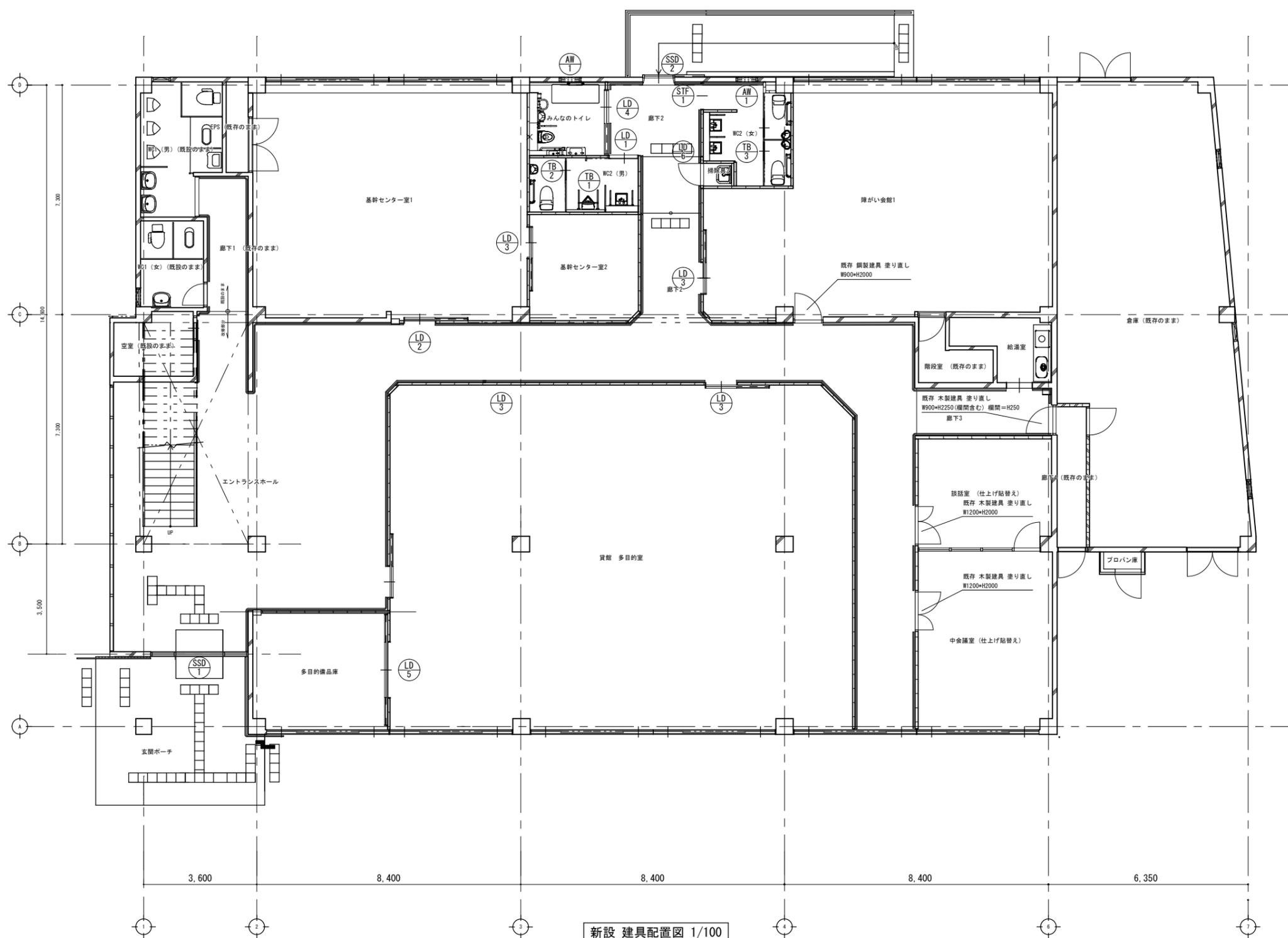
IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事	図面名称	矩計図	縮尺	1/50
	(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田浜端西6-1番地 TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号	図面番号 A-10			



IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事	図面名称	1階平面詳細図	縮尺	1/50
	(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町赤田字浜端西6-1番地 TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号	図面番号	A-11		



	<p style="text-align: center;">IZUMI SEKKEISHITU</p>	<p>工事名称</p>	<p style="text-align: center;">鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事</p>	<p>図面名称</p>	<p style="text-align: center;">D通り 3-4間改修詳細図</p>	<p>縮尺</p>	<p style="text-align: center;">1/50</p>
			<p>(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地</p>		<p>1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号</p>		<p style="text-align: center;">図面番号 A-12</p>



新設 建具配置図 1/100

<p>IZUMI SEKKEISHITU</p>	<p>工事名称</p>	<p>鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事</p>	<p>図面名称</p>	<p>1階新設 建具配置図</p>	<p>縮尺</p>	<p>1/100</p>
	<p>(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地</p>	<p>TEL・FAX 088-685-9345</p>	<p>1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号</p>			<p>図面番号 A-13</p>

符号・名称	AW1	突き出し窓	SSD1	自動ドア引き分け (人感センサータイプ)	SSD2	鋼製ハンガー片引き戸	LD1	鋼製軽量ハンガー片引き戸	LD2	鋼製軽量片引き込み戸						
姿図																
取付階・室名・箇所数	1F	みんなのトイレ	2	1F	エントランスホール	1	1F	廊下2	1	1F	WC2 (男)	1	1F	基幹センター室1	1	
扉見込	枠見込	35	100	45	100	35	100	35	100	35	100	35	100	35	100	
建具材質	建具仕上	アルミ	—	SUS304	ヘアライン仕上げ	SUS304	ヘアライン仕上げ	溶融亜鉛めっき鋼板	防錆塗装	溶融亜鉛めっき鋼板	防錆塗装	溶融亜鉛めっき鋼板	防錆塗装	溶融亜鉛めっき鋼板	防錆塗装	
ガラス種類	ガラス厚	型板強化ガラス	4	透明強化ガラス (可動部分) 複層ガラス (FIX部分)	6 (可動部分) FL5+AG+FL5 (FIX部分)	型板強化ガラス	6	型板強化ガラス	4	型板強化ガラス	4	型板強化ガラス	4	型板強化ガラス	4	
附属金物	丁番、スベリ出しアーム、ハンドル式開閉オペレーター、アルミ額縁、網戸		本締錠 (室内側・サムターン・室外側：シリンダー)、上吊スライド機構 (電動) 人感センサータイプ ステンレス額縁		引棒、レール、ロッド錠、フリー&エンドストッパー、引き戸クローザー ステンレス額縁		引棒、レール、フリー&エンドストッパー、引き戸クローザー		引棒、レール、表示付打掛錠、フリー&エンドストッパー、引き戸クローザー		引棒、レール、表示付打掛錠、フリー&エンドストッパー、引き戸クローザー		引棒、レール、表示付打掛錠、フリー&エンドストッパー、引き戸クローザー		引棒、レール、表示付打掛錠、フリー&エンドストッパー、引き戸クローザー	
備考					戸袋なし収まり		戸袋なし収まり		片面戸袋 (三方枠) 戸袋収まり		片面戸袋 (三方枠) 戸袋収まり		片面戸袋 (三方枠) 戸袋収まり		片面戸袋 (三方枠) 戸袋収まり	
符号・名称・性能	LD3	鋼製軽量片引き込み戸	LD4	鋼製軽量片引き込み戸 (自動タイプ)	LD5	鋼製軽量両引き込みドア	LD6	鋼製軽量片引き戸								
姿図																
取付階・室名・箇所数	1F	障がい会館1	4	1F	みんなのトイレ	1	1F	多目的備品庫	1	1F	掃除員2	1				
扉見込	枠見込	35	100	35	100	35	100	35	100	35	100	35	100			
建具材質	建具仕上	溶融亜鉛めっき鋼板	防錆塗装	溶融亜鉛めっき鋼板	防錆塗装	溶融亜鉛めっき鋼板	防錆塗装	溶融亜鉛めっき鋼板	防錆塗装	溶融亜鉛めっき鋼板	防錆塗装	溶融亜鉛めっき鋼板	防錆塗装			
ガラス種類	ガラス厚	型板強化ガラス	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
附属金物	引棒、レール、ロッド錠、フリー&エンドストッパー、引き戸クローザー		摺込引手、駆動部品ユニット、電気錠ユニット		引棒、レール、ロッド錠、フリー&エンドストッパー、引き戸クローザー アルミガラリ、センターストッパー		丁番、摺込引手、本締錠、ドアクローザー、戸当り		手摺取付		手摺取付		手摺取付		手摺取付	
備考	片面戸袋 (三方枠) 戸袋収まり		(開) (閉) の2点式押しボタン付き自動開閉タイプ、両面戸袋収まり		片面戸袋 (三方枠) 戸袋収まり		手摺取付		手摺取付		手摺取付		手摺取付		手摺取付	
符号・名称・性能	STF1	3方枠	TB1	トイレブース (隔て板) R加工	TB2	トイレブース	TB3	トイレブース								
姿図																
取付階・室名・箇所数		WC2 (女)	1	1F	WC2 (男)	1	1F	WC2 (男)	1	1F	WC2 (女)	1				
扉見込	枠見込	—	100	30	—	30	—	30	—	30	—	—				
建具材質	建具仕上	ステンレス製	ヘアライン仕上げ	メラミン化粧板	—	メラミン化粧板	—	メラミン化粧板	—	メラミン化粧板	—	—				
ガラス種類	ガラス厚	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
附属金物	SUS製巾木		ケアハンドル、丁番、表示器付ラッチ錠、SUS製巾木、荷物掛けフック		ケアハンドル、丁番、表示器付ラッチ錠、SUS製巾木、荷物掛けフック		ケアハンドル、丁番、表示器付ラッチ錠、SUS製巾木、荷物掛けフック		ケアハンドル、丁番、表示器付ラッチ錠、SUS製巾木、荷物掛けフック		ケアハンドル、丁番、表示器付ラッチ錠、SUS製巾木、荷物掛けフック		ケアハンドル、丁番、表示器付ラッチ錠、SUS製巾木、荷物掛けフック		ケアハンドル、丁番、表示器付ラッチ錠、SUS製巾木、荷物掛けフック	
備考			ラッチ錠は非常解錠機能付きタイプ、両面戸袋収まり		ラッチ錠は非常解錠機能付きタイプ、両面戸袋収まり		ラッチ錠は非常解錠機能付きタイプ		ラッチ錠は非常解錠機能付きタイプ		ラッチ錠は非常解錠機能付きタイプ		ラッチ錠は非常解錠機能付きタイプ		ラッチ錠は非常解錠機能付きタイプ	

IZUMI SEKKEISHITU

工事名称

鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事

図面名称

1階新設 建具表

縮尺

1/100、1/50

(株)泉設計室

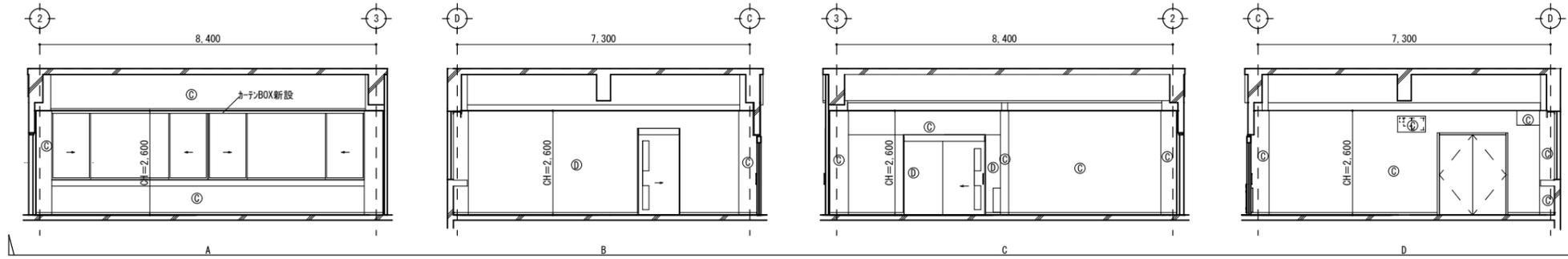
〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町赤田字浜端西6-1番地

TEL・FAX 088-685-9345

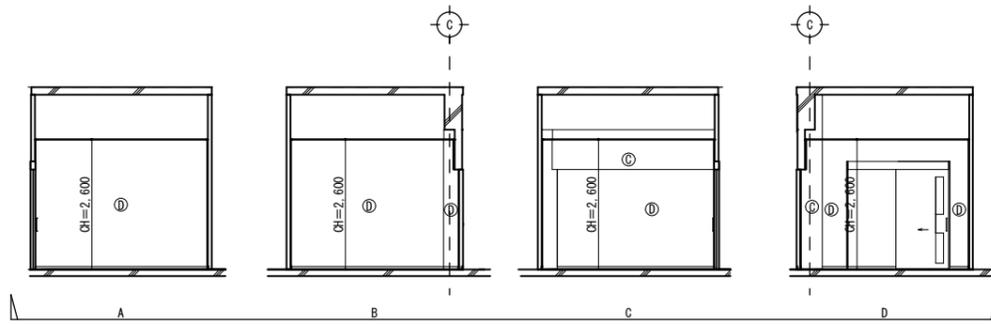
1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治
事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号

図面番号 A-14

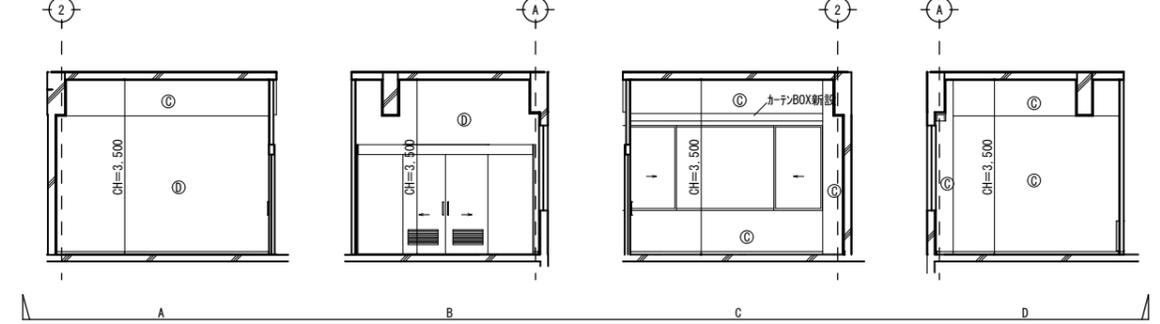
1F 基幹センター室1		記号
天井	化粧石膏ボード t=12.5mm	(A)
廻縁	樹脂製見切縁	(B)
壁	既存下地調整のうえEP塗り替え	(C)
	ビニルクロス	(D)
巾木	ビニル市木H60	(E)
床	複層ビニル床シート t=2.5mm	(F)
備考		(G)



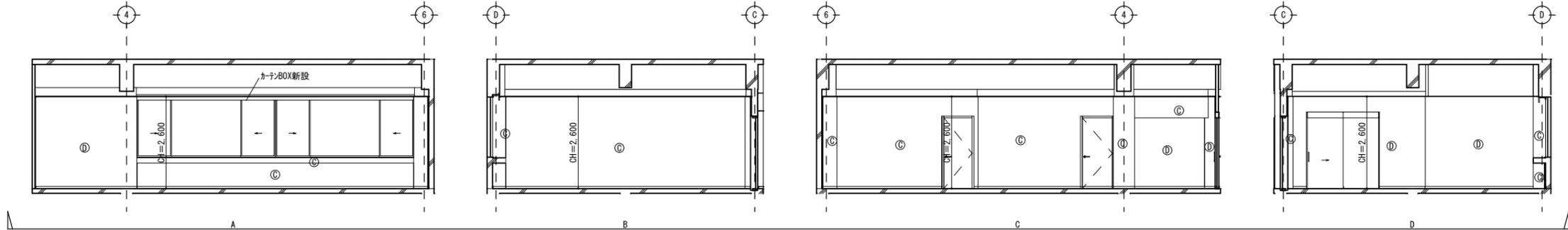
1F 基幹センター室2		記号
天井	化粧石膏ボード t=12.5mm	(A)
廻縁	樹脂製見切縁	(B)
壁	既存下地調整のうえEP塗り替え	(C)
	ビニルクロス	(D)
巾木	ビニル市木H60	(E)
床	複層ビニル床シート t=2.5mm	(F)
備考		(G)



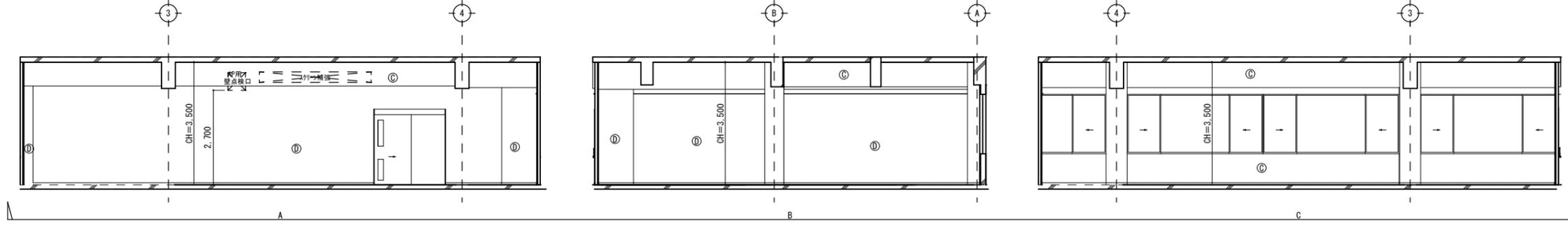
1F 多目的備品庫		記号
天井	既存下地調整のうえEP塗り	(M)
廻縁	樹脂製見切縁	(N)
壁	既存下地調整のうえEP塗り替え	(O)
	ビニルクロス	(P)
巾木	ビニル市木H60	(Q)
床	複層ビニル床シート t=2.5mm	(R)
備考		(S)



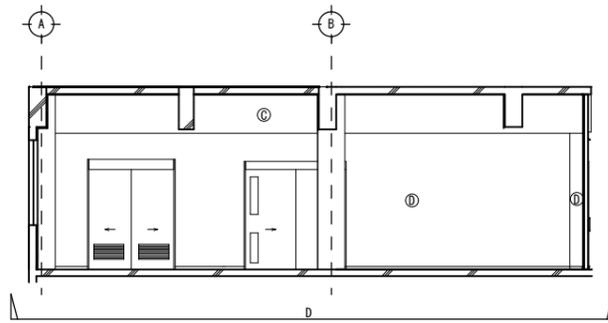
1F 障がい会館1		記号
天井	化粧石膏ボード t=12.5mm	(A)
廻縁	樹脂製見切縁	(B)
壁	既存下地調整のうえEP塗り替え	(C)
	ビニルクロス	(D)
巾木	ビニル市木H60	(E)
床	複層ビニル床シート t=2.5mm	(F)
備考		(G)



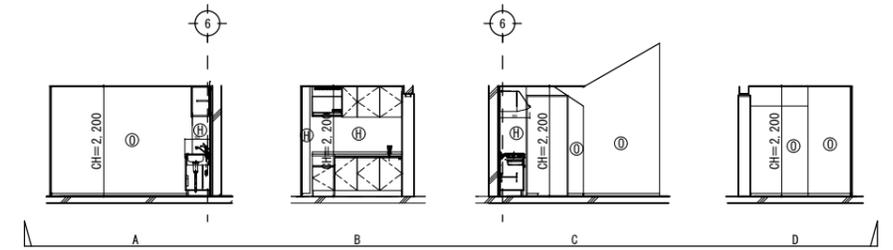
1F 貸館 多目的室		記号
天井	既存下地調整のうえEP塗り	(M)
廻縁	樹脂製見切縁	(N)
壁	既存下地調整のうえEP塗り替え	(O)
	ビニルクロス	(P)
巾木	ビニル市木H60	(Q)
床	発泡複層ビニル床シート t=3.5mm	(R)
備考		(S)



1F 貸館 多目的室		記号
天井	既存下地調整のうえEP塗り	(M)
廻縁	樹脂製見切縁	(N)
壁	既存下地調整のうえEP塗り替え	(O)
	ビニルクロス	(P)
巾木	ビニル市木H60	(Q)
床	発泡複層ビニル床シート t=3.5mm	(R)
備考		(S)



1F 給湯室		記号
天井	既存下地調整のうえEP塗り	(M)
廻縁	樹脂製見切縁	(N)
壁	既存下地調整のうえEP塗り替え	(O)
	不燃防火化粧合板 t=3mm	(P)
巾木	ビニル市木H60	(Q)
床	複層ビニル床シート t=2.5mm	(R)
備考		(S)



IZUMI SEKKEISHITU

工事名称

鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事

図面名称

展開図 (1)

縮尺

1/100

(株)泉設計室

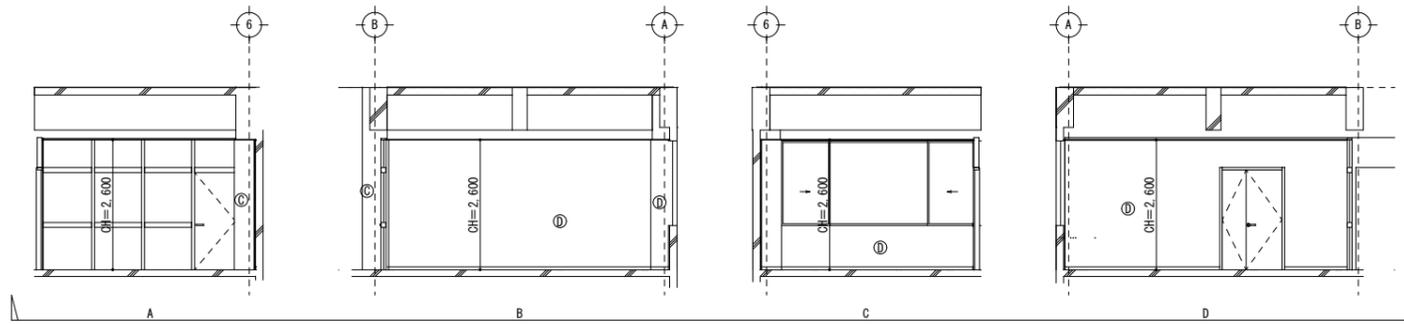
〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町赤田字浜端西6-1番地

TEL・FAX 088-685-9345

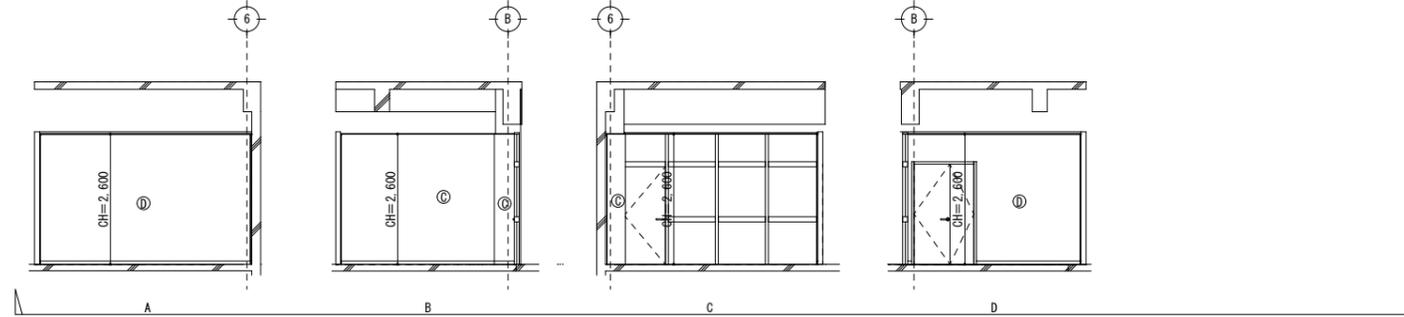
1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治
事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号

図面番号 A-15

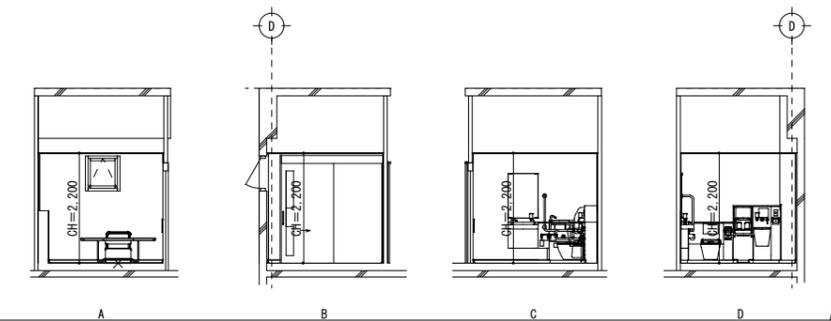
1F 中会議室 (仕上げ貼替え)			記号
天井	化粧石膏ボード t=12.5mm	①	Ⓐ
廻縁	樹脂製見切縁	②	Ⓑ
壁	既存下地調整のうえEP塗り替え ビニルクロス	③	Ⓒ
巾木	ビニル巾木H60	④	Ⓓ
床	複層ビニル床シート t=2.5mm	⑤	Ⓔ
備考			



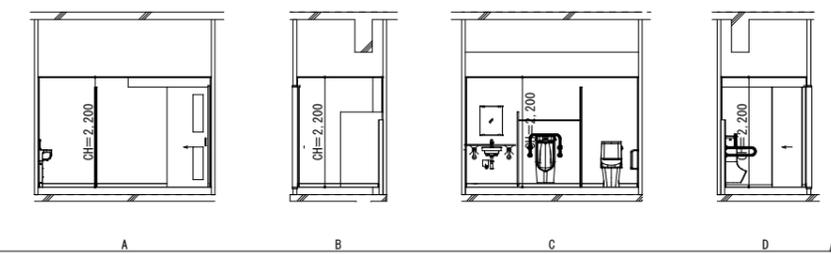
1F 談話室 (仕上げ貼替え)			記号
天井	化粧石膏ボード t=12.5mm	①	Ⓐ
廻縁	樹脂製見切縁	②	Ⓑ
壁	既存下地調整のうえEP塗り替え ビニルクロス	③	Ⓒ
巾木	ビニル巾木H60	④	Ⓓ
床	複層ビニル床シート t=2.5mm	⑤	Ⓔ
備考			



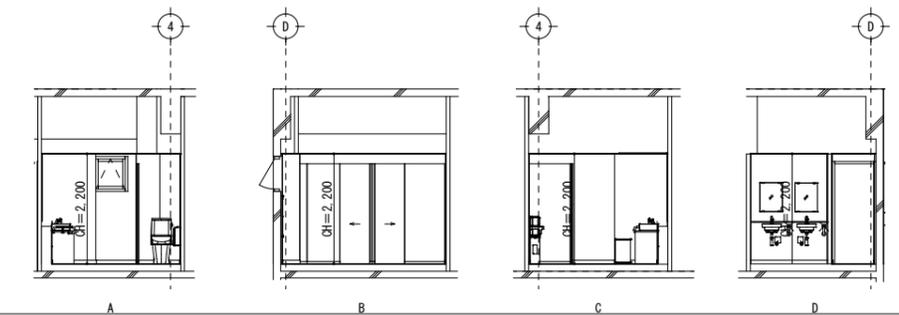
1F みんなのトイレ			記号
天井	岩綿吸音板 GB-D不燃 t=12mm	⑥	Ⓔ
廻縁	樹脂製見切縁	②	Ⓑ
壁	不燃強化化粧合板 t=3mm	④	Ⓓ
巾木	ステンレス加工品60	①	Ⓐ
床	防滑性複層ビニル床シート t=2.5mm	⑤	Ⓔ
備考			



1F WC2 (男)			記号
天井	岩綿吸音板 GB-D不燃 t=12mm	⑥	Ⓔ
廻縁	樹脂製見切縁	②	Ⓑ
壁	不燃強化化粧合板 t=3mm	④	Ⓓ
巾木	ステンレス加工品60	①	Ⓐ
床	防滑性複層ビニル床シート t=2.5mm	⑤	Ⓔ
備考			

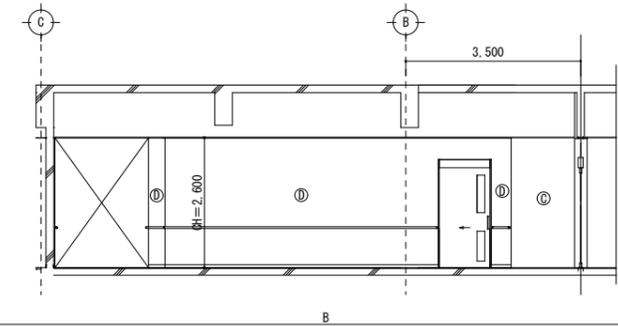
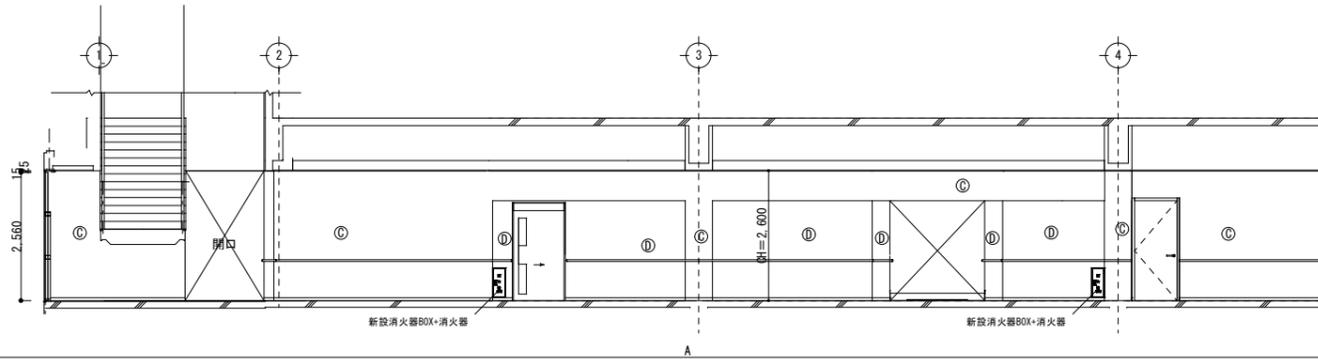


1F WC2 (女)			記号
天井	岩綿吸音板 GB-D不燃 t=12mm	⑥	Ⓔ
廻縁	樹脂製見切縁	②	Ⓑ
壁	不燃強化化粧合板 t=3mm	④	Ⓓ
巾木	ステンレス加工品60	①	Ⓐ
床	防滑性複層ビニル床シート t=2.5mm	⑤	Ⓔ
備考			

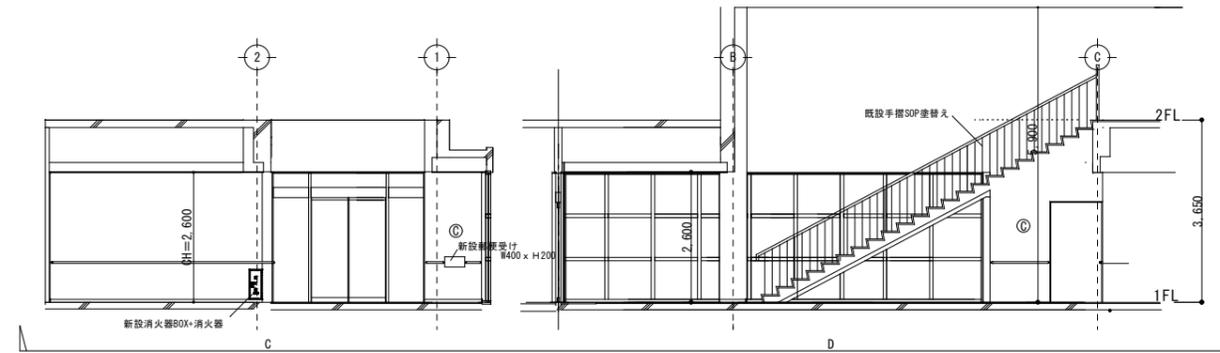


IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事	図面名称	展開図 (2)	縮尺	1/100
	(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地 TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号	図面番号 A-16			

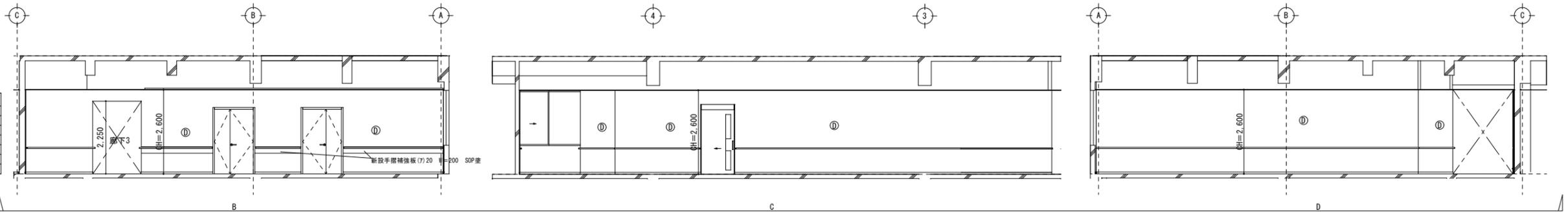
1F エントランスホール		
天井	化粧石膏ボード t=12.5mm	記号
廻縁	樹脂製見切縁	(A)
壁	既存下地調整のうえEP塗り替え ビニルクロス	(B)
巾木	ビニル巾木H60	(C)
床	ビニル床シート t=2.5mm	(D)
備考		(E)



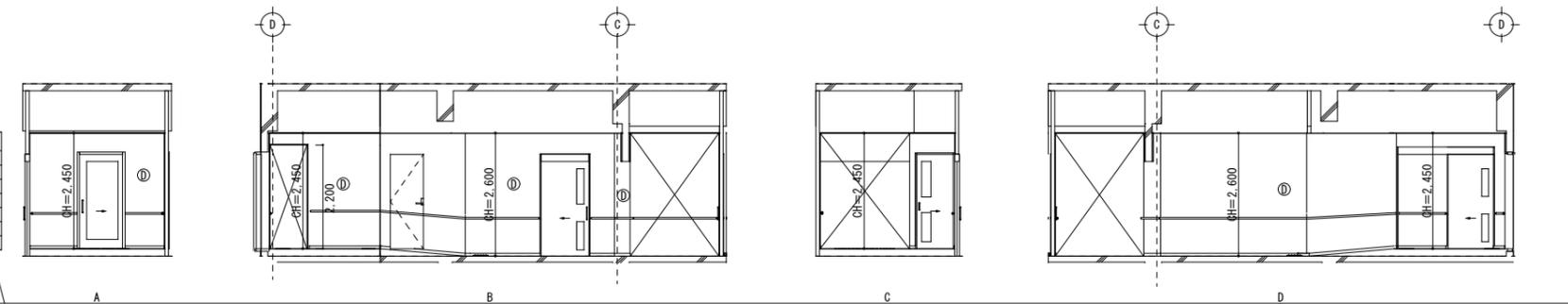
1F エントランスホール		
天井	化粧石膏ボード t=12.5mm	記号
廻縁	樹脂製見切縁	(A)
壁	既存下地調整のうえEP塗り替え ビニルクロス	(B)
巾木	ビニル巾木H60	(C)
床	ビニル床シート t=2.5mm	(D)
備考		(E)



1F 廊下2		
天井	化粧石膏ボード t=12.5mm	記号
廻縁	樹脂製見切縁	(A)
壁	既存下地調整のうえEP塗り替え ビニルクロス	(B)
巾木	ビニル巾木H60	(C)
床	ビニル床シート t=2.5mm	(D)
備考		(E)



1F 廊下2		
天井	化粧石膏ボード t=12.5mm	記号
廻縁	樹脂製見切縁	(A)
壁	既存下地調整のうえEP塗り替え ビニルクロス	(B)
巾木	ビニル巾木H60	(C)
床	ビニル床シート t=2.5mm	(D)
備考		(E)



IZUMI SEKKEISHITU

工事名称

鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事

図面名称

展開図 (3)

縮尺

1/100

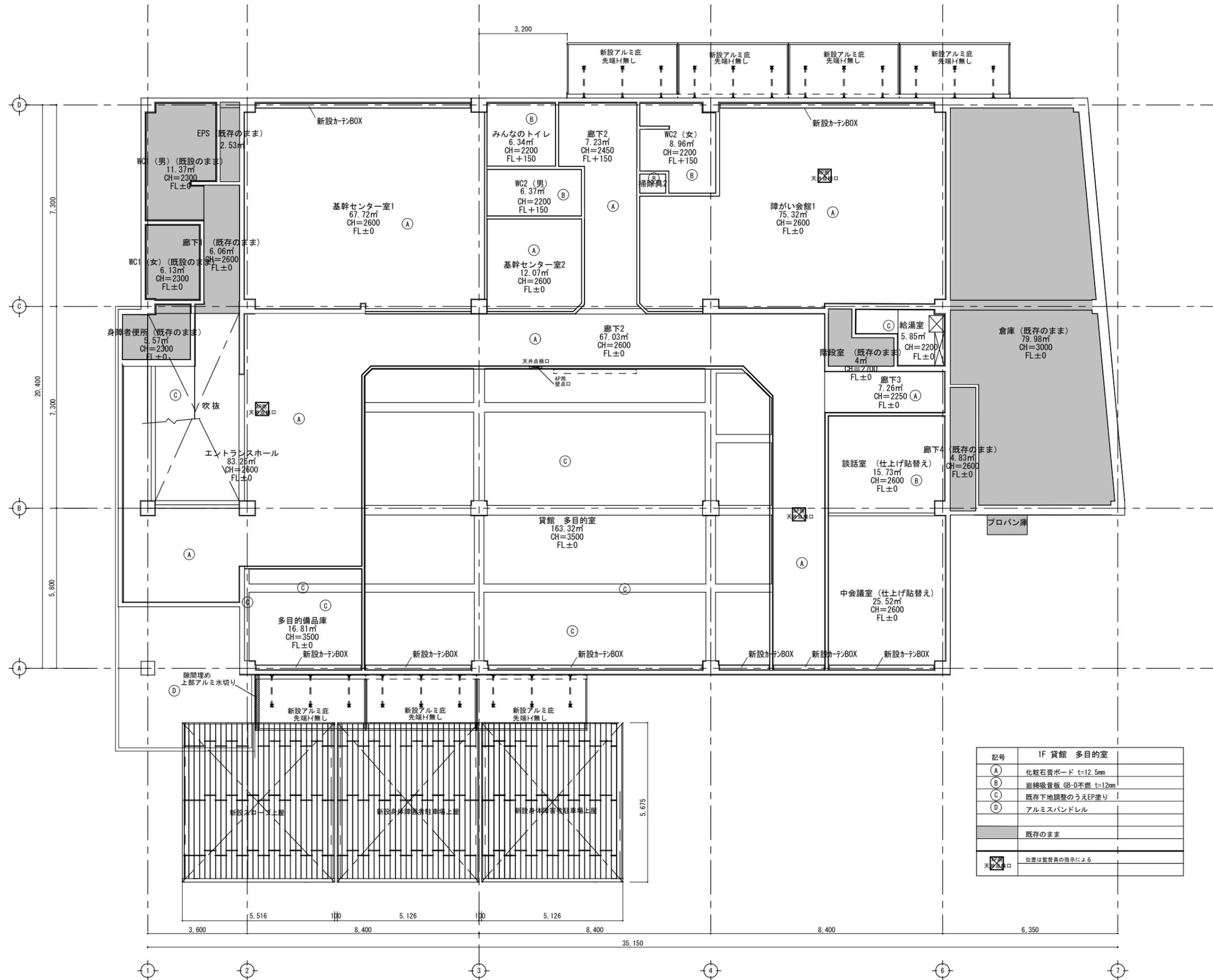
(株)泉設計室

〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地

TEL・FAX 088-685-9345

1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治
事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号

図面番号 A-17

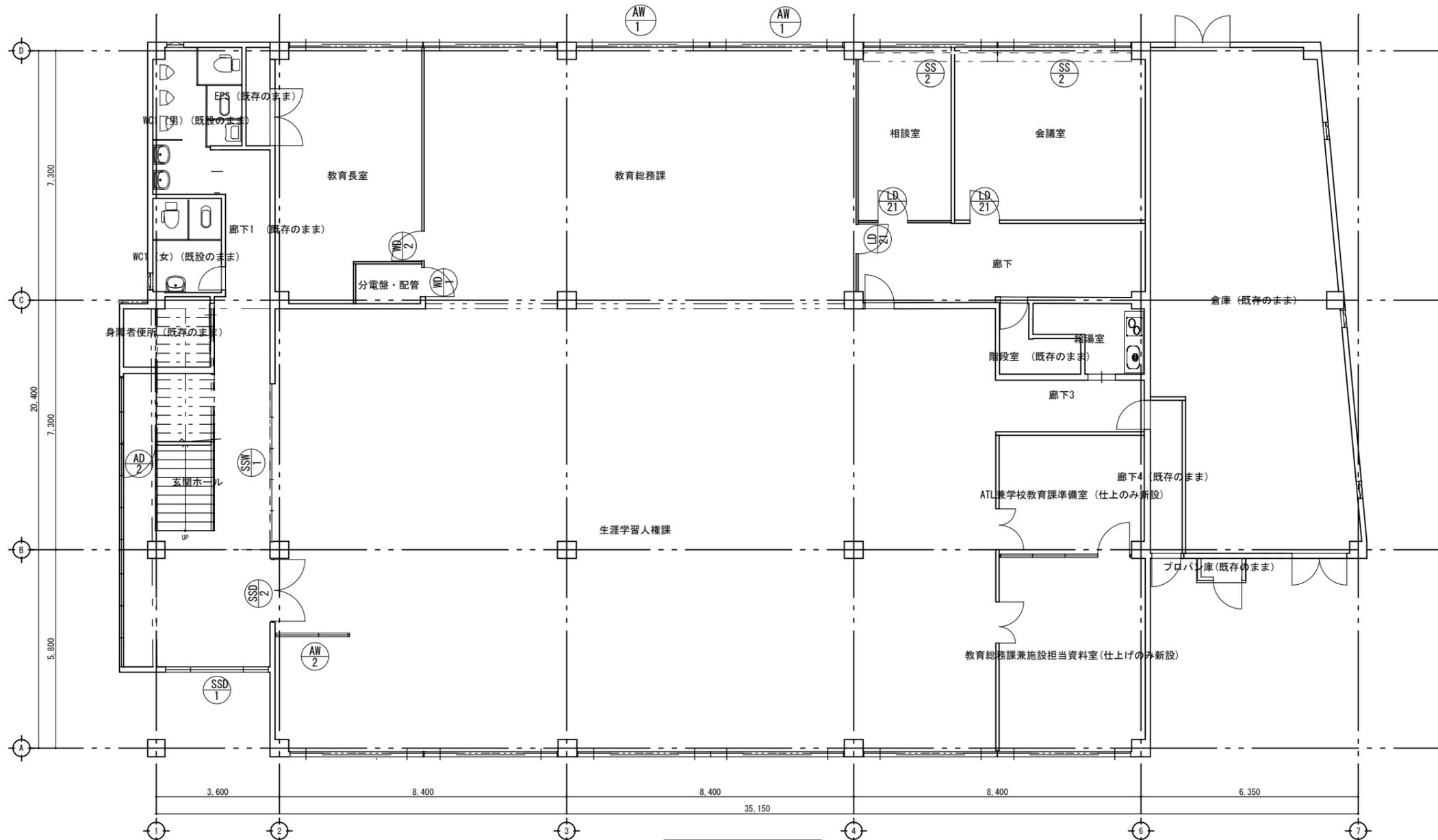


1F天井伏図 1/100

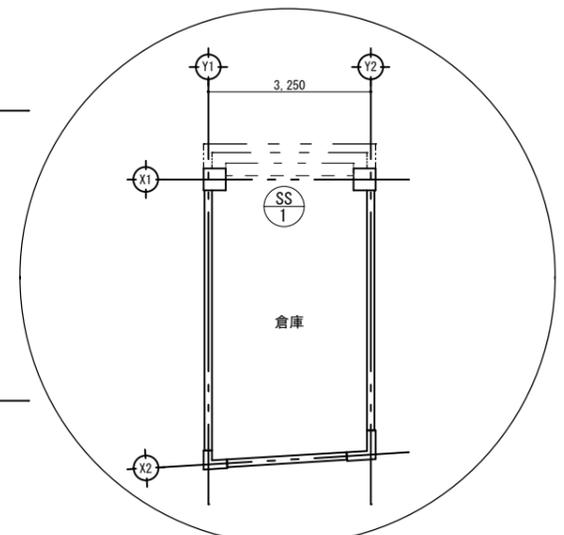
記号	1F 貨館 多目的室
(A)	化粧石膏ボード t=12.5mm
(B)	岩綿吸音板 GB-D不燃 t=12mm
(C)	既存下地調整のうえEP塗り
(D)	アルミスパンドレル
	既存のまま
天井開口	位置は監督員の指示による

IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事	図面名称	1階天井伏図	縮尺	1/100
	(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号			図面番号 A-18

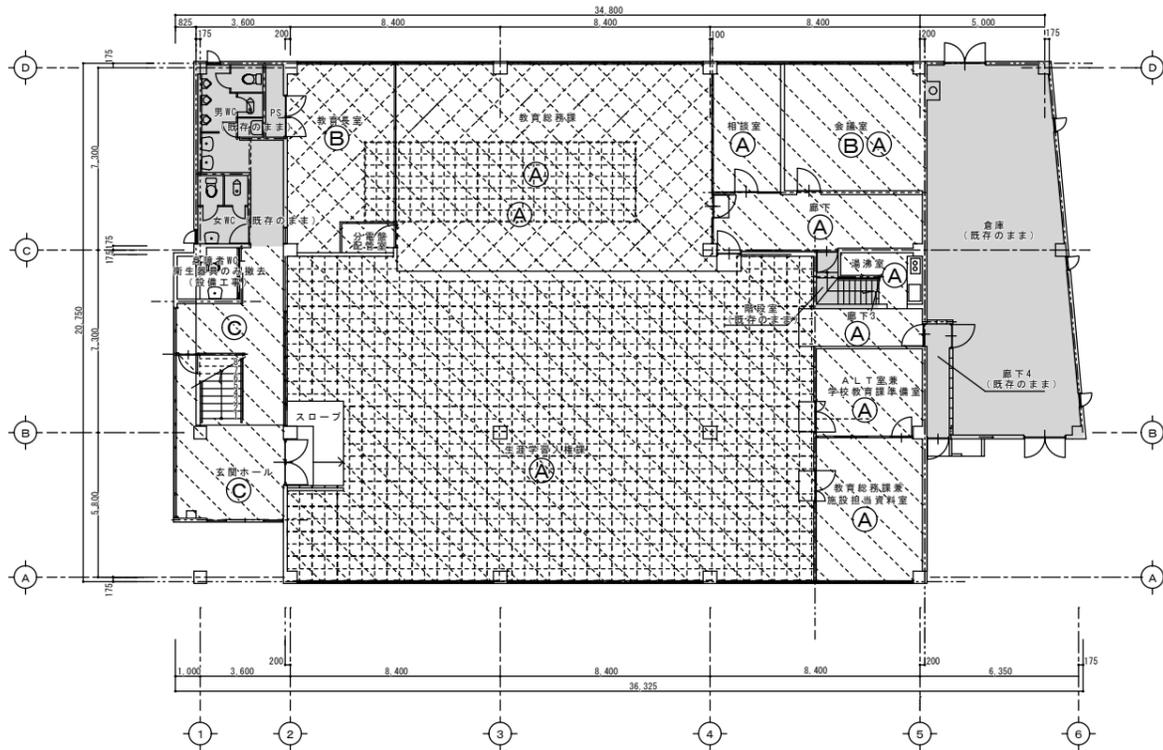
符号・名称・性能	SSD 1	オートドア-引き分け	SSD 2	片開きドア	SSW 1	連窓	AW 1	両引き込み窓	AW 2	間仕切り	AD 1	片開きドア	WD 1	片開きドア	LD 1	片開きドア	SS 1	軽量シャッター										
姿図																												
取付階・室名・箇所数	1F	玄関ホール	1	1F	玄関ホール	1	1F	生涯学習人權課	1	1F	教育総務課	2	1F	生涯学習人權課	1	1F	玄関ホール	1	1F	廊下	2	1F	廊下	3	外部	倉庫	1	
扉見込	45		100		35		100		35		100		35		100		35		100		35		100		35		100	
建具材質	ステンレス		ステンレス		ステンレス		アルミ		アルミ		アルミ		軽量スチール		軽量スチール													
ガラス種類	ガラス厚		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	



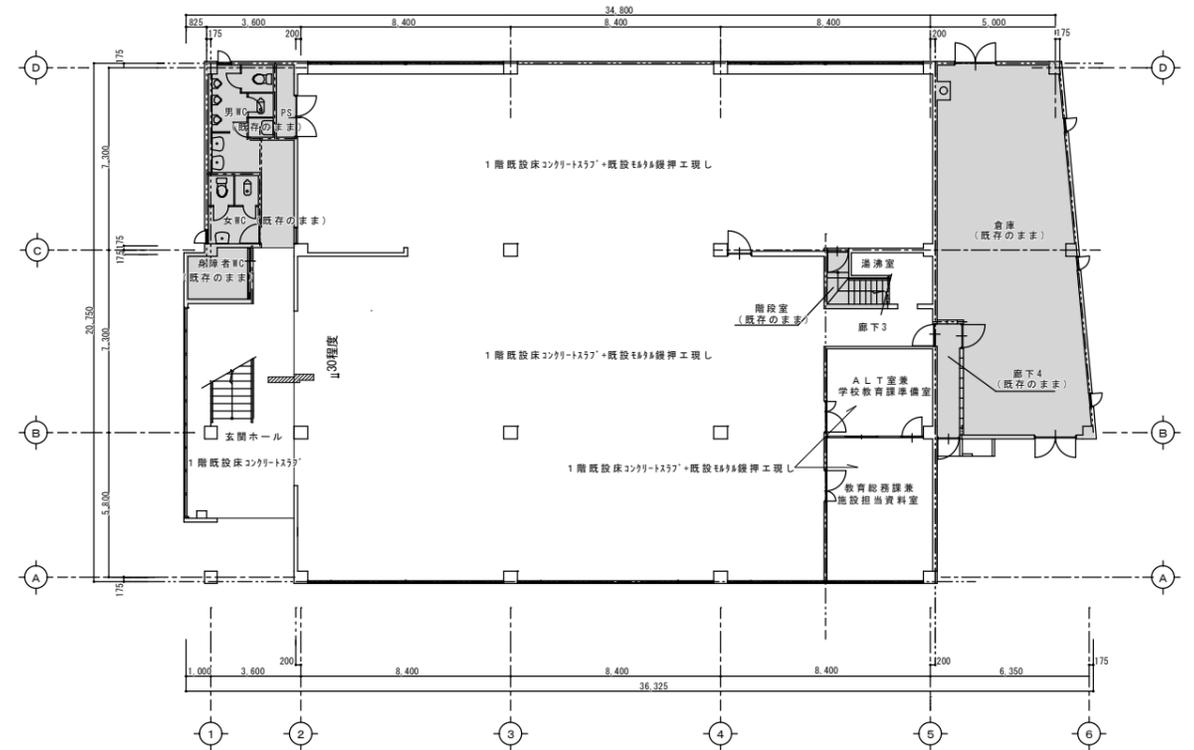
SS 2	軽量シャッター
1F	会議室
2	倉庫
35	100
	0



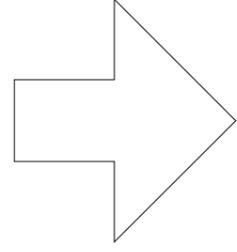
1階撤去建具配置図1/100



撤去前 1階床仕上図



撤去後 1階床仕上図



凡例

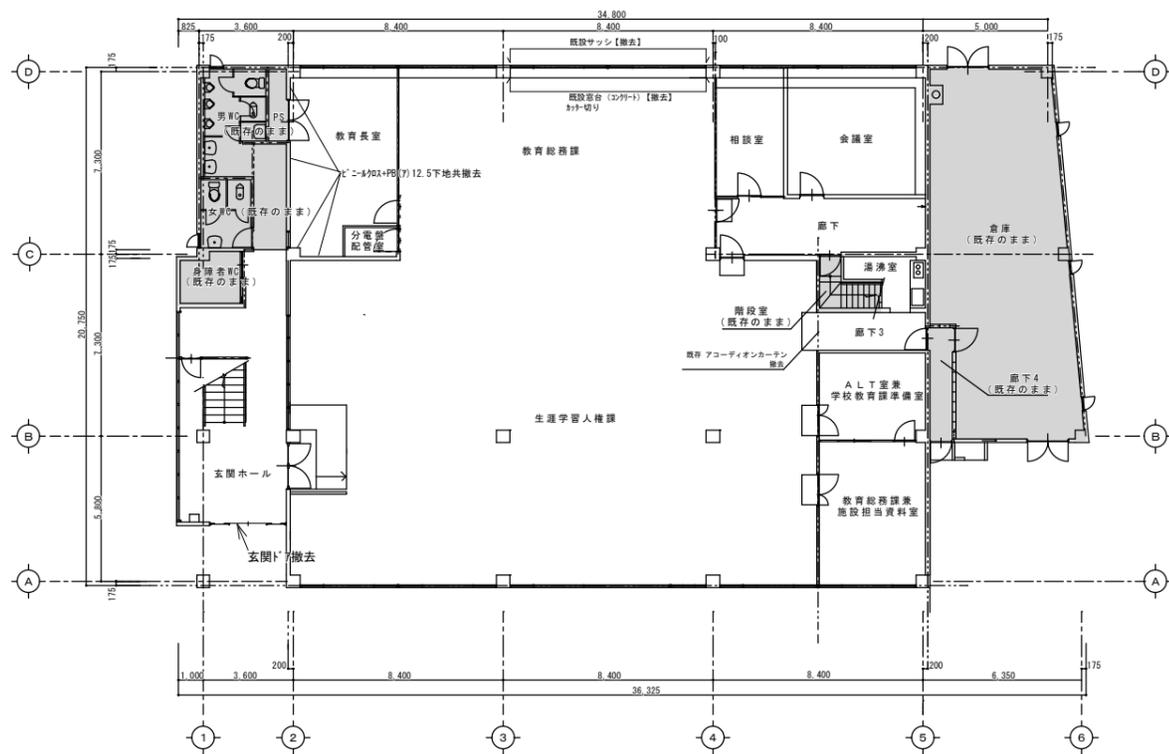
	既存のまま残す部分を示す
	仕上げ材撤去部分を示す (床コンクリートスラブ直貼りPタイルを示す。)
	転ばし床組撤去部分を示す (注1)
	OA707撤去部分を示す (注2)
仕上げ材	
(A)	ビニル床タイル=2撤去部分を示す
(B)	タイルヘット=6撤去部分を示す
(C)	磁器タイル=10撤去部分を示す

(注1) 転ばし床組み — 大引 90×35@1000 根太 45×45@360
— フツ合板t=12 フツ合板t=5.5
(注2) OA707 — OA707下: ビニル床タイル=2.5、OA707(3F-6製)H=100
※教育総務課部分のOA707は450角 1枚あたり約5.8kg
※生涯学習人権課部分のOA707は500角 1枚あたり約4.85kg

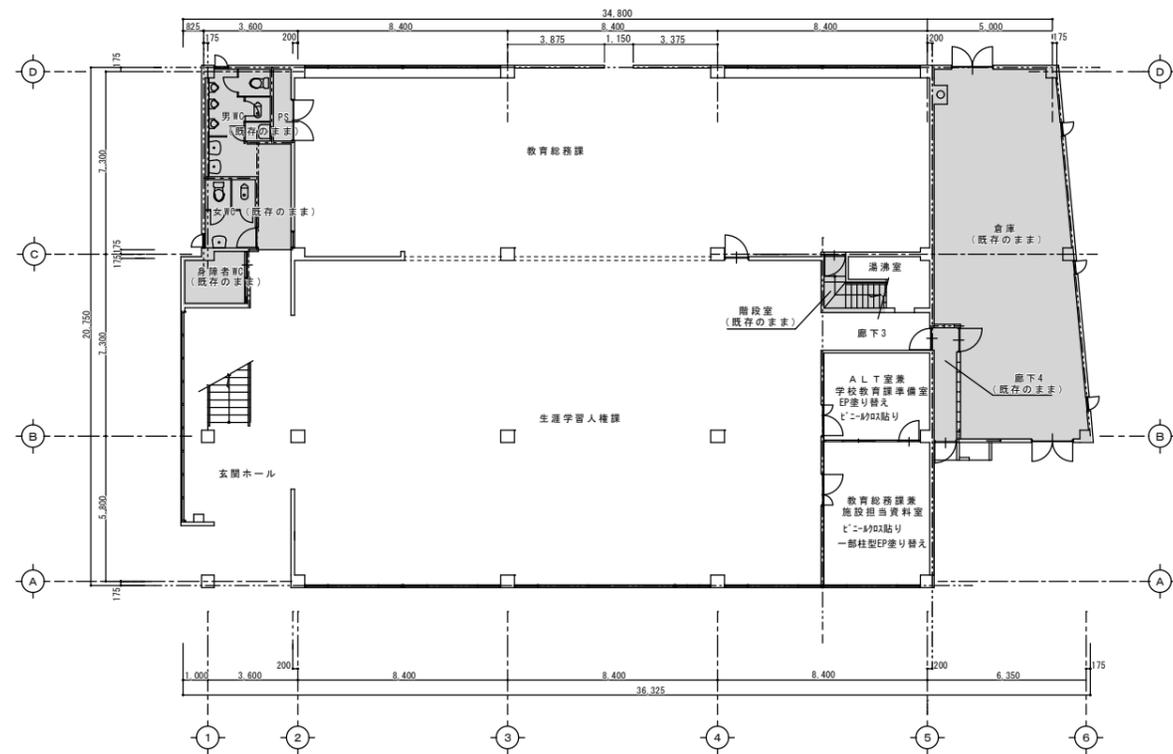
凡例

	既存のまま残す部分を示す
--	--------------

IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事	図面名称	撤去図面(床)	縮尺	1/100
		(株) 泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号		図面番号 A-20



撤去前 1階壁配置図



撤去後 1階壁配置図

凡例

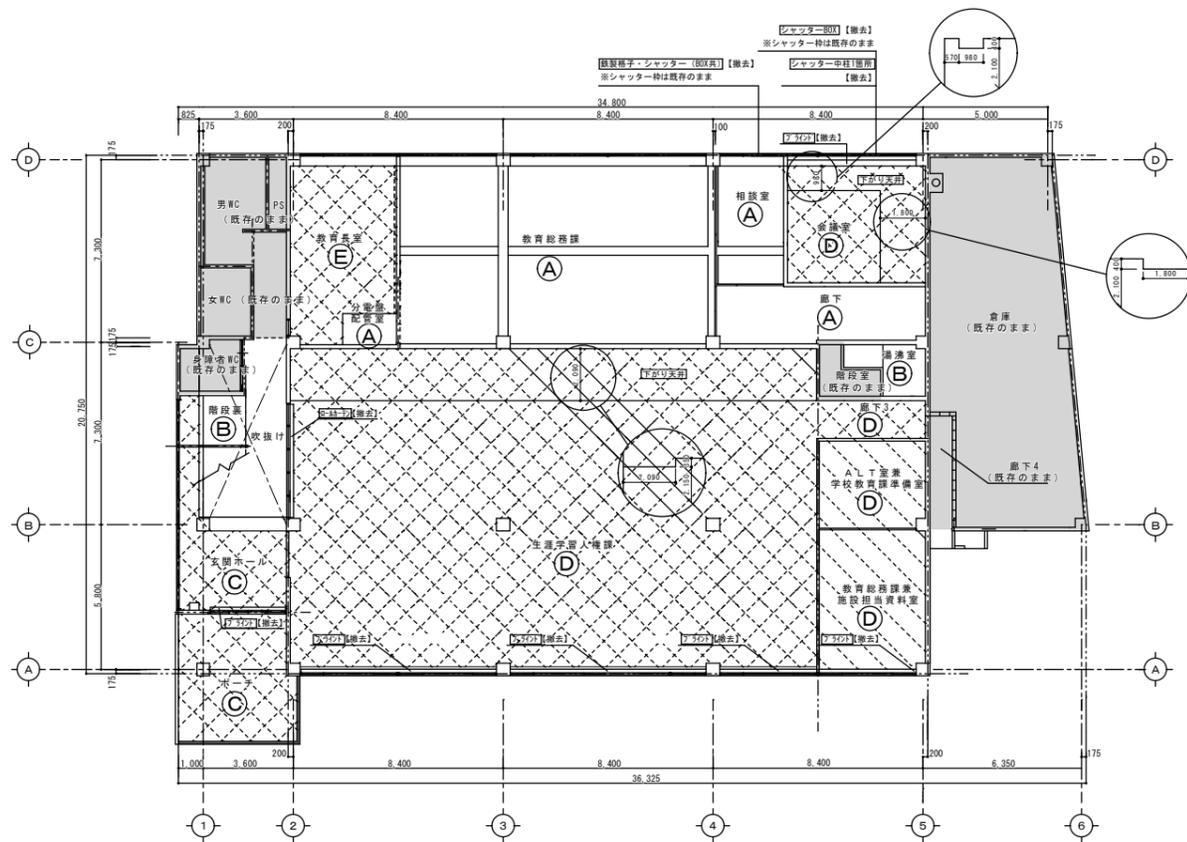
	既存のまま残す部分を示す

※既設室名札・サイン・案内板・アコーディオンドア等も撤去すること。

凡例

	既存のまま残す部分を示す

IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事	図面名称	撤去図面（壁）	縮尺	1/100
	(株) 泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町齊田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号			図面番号 A-21

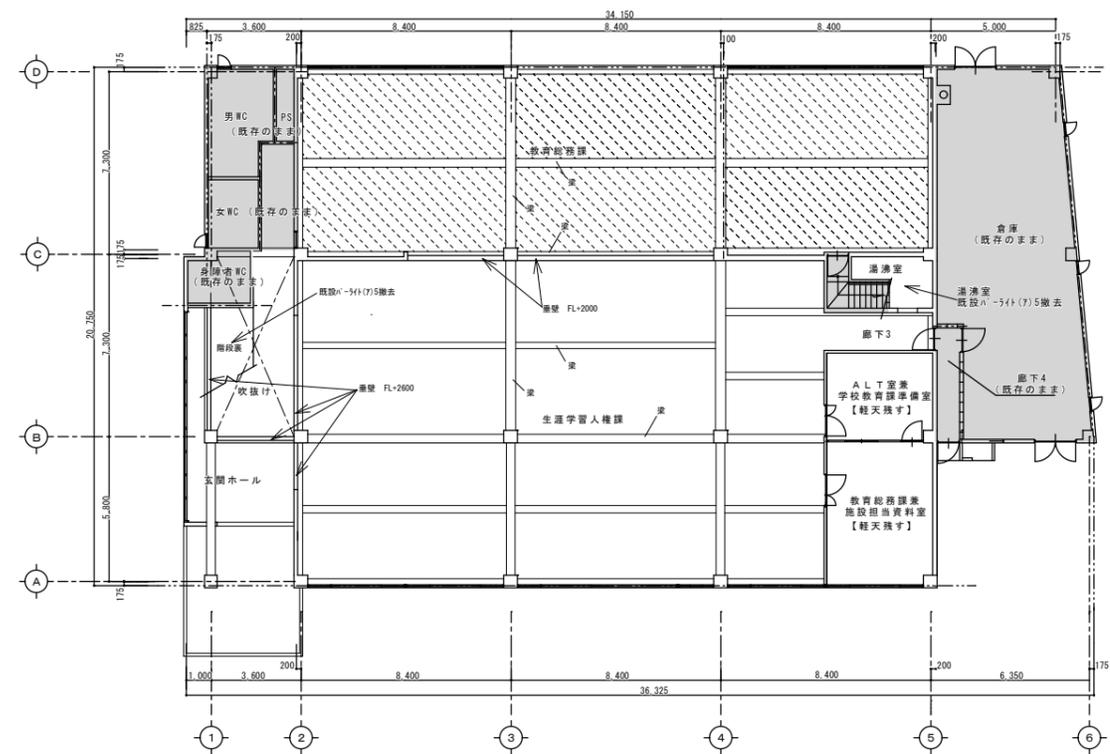
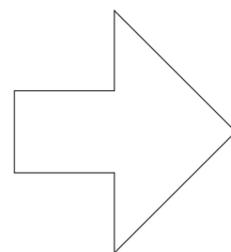


撤去前 1階天井伏図

※既設アライメント・ロケーション等も撤去すること。

凡例

	既存のまま残す部分を示す
	仕上げ材撤去部分を示す
	軽天撤去部分を示す
仕上げ材	
Ⓐ	吹付アライメント⑦5 既存のまま部分を示す Ⓐ部分の吹付アスベストは撤去せず、新設時に石膏ボードで封じ込める施工とする
Ⓑ	吹付アライメント⑦5 撤去部分を示す
Ⓒ	フキソウ材⑦5+リシン吹付撤去部分を示す
Ⓓ	ロックウール吸音板下地GB-R⑦9 撤去部分を示す
Ⓔ	GB-R⑦12.5 + GB-D⑦9.5 撤去部分を示す

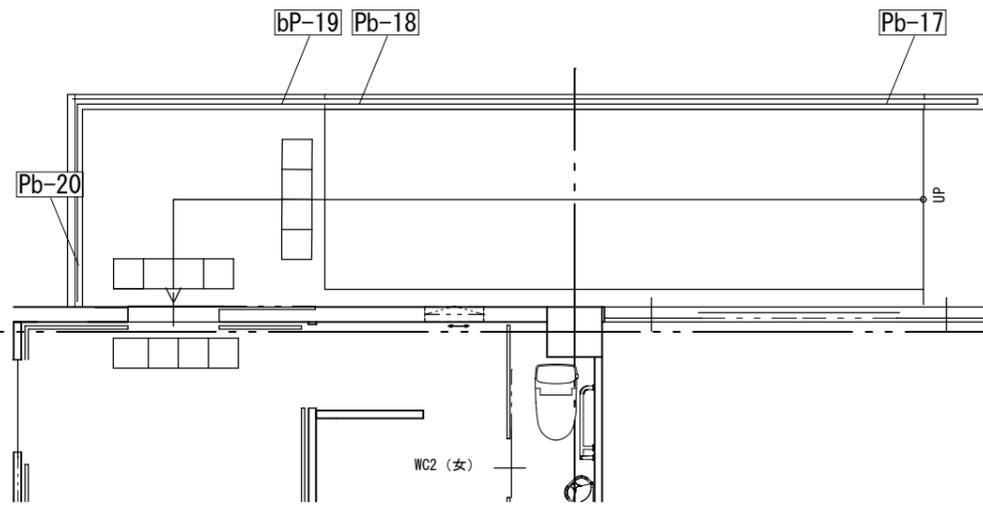


撤去後 1階天井伏図

凡例

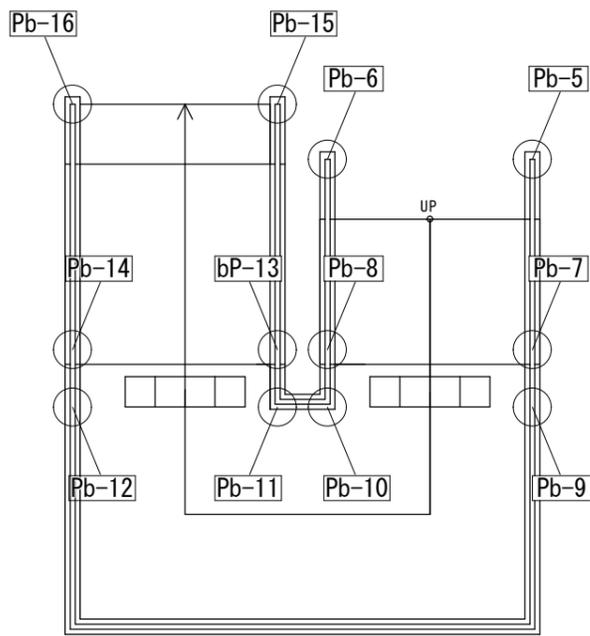
	既存のまま残す部分を示す
	既設アライメント⑦5 既存のまま

IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事	図面名称	撤去図面(天井)	縮尺	1/100
	(株) 泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町齊田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号			図面番号 A-22



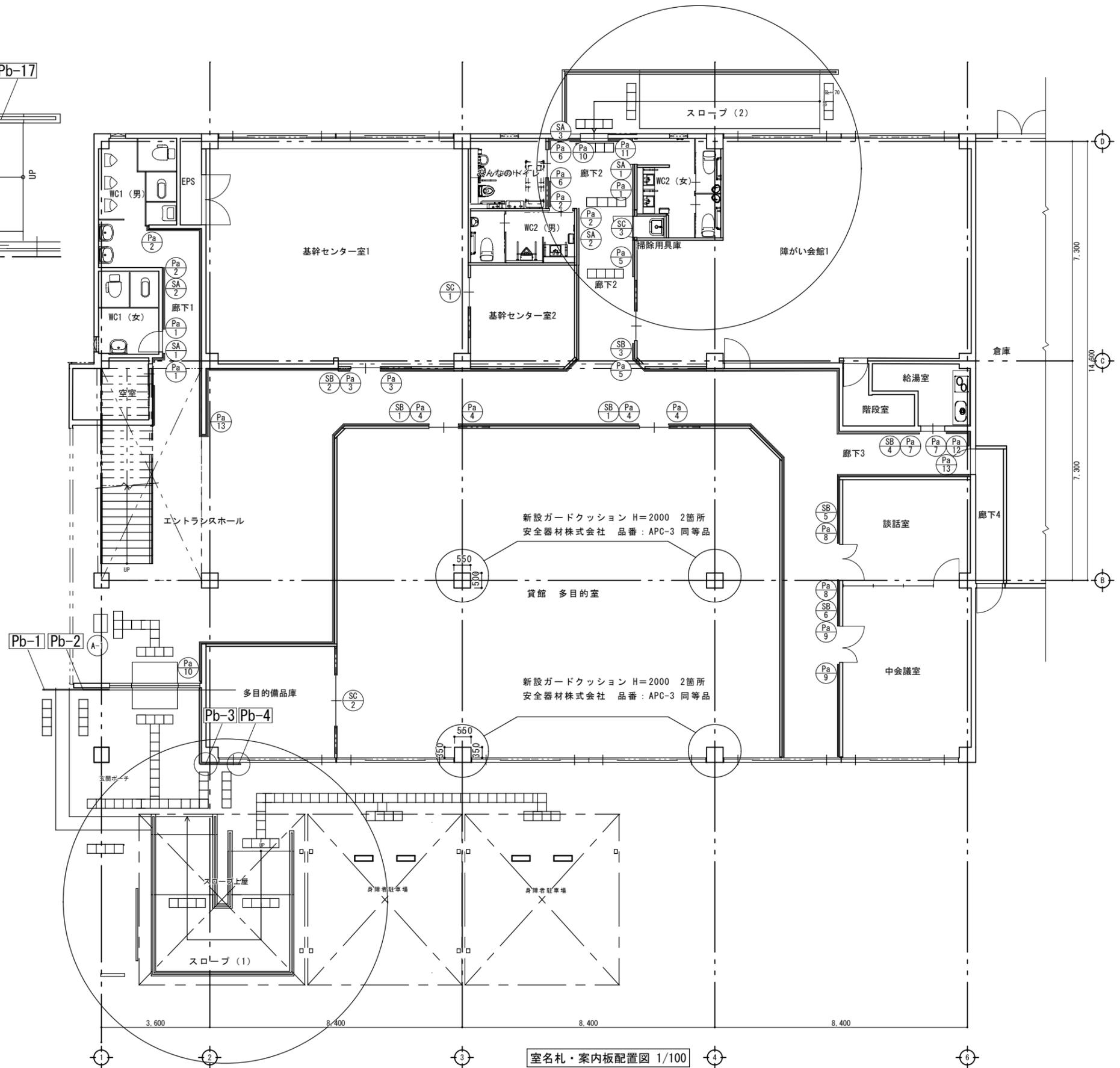
スロープ (2)

手摺点字サイン配置図 1/50



スロープ (1)

手摺点字サイン配置図 1/50



室名札・案内板配置図 1/100

IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事	図面名称	手摺点字・サイン配置図	縮尺	1/100、1/50
	(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号			図面番号 A-23

S A - 1 ピクトサイン（突出） 数量：2箇所

①ピクトサイン取付け高さは表示板下部からFLからまで2m程度の位置とする ※要協議

フレーム：アルミ型材
表示基板：アルミ型材 アルマイト仕上
表示：カットニングシート貼

参考品番：OS-68158-AA/（株）オガワ

S A - 2 ピクトサイン（突出） 数量：2箇所

①ピクトサイン取付け高さは表示板下部からFLからまで2m程度の位置とする ※要協議

フレーム：アルミ型材
表示基板：アルミ型材 アルマイト仕上
表示：カットニングシート貼

参考品番：OS-68158-AA/（株）オガワ

S A - 3 ピクトサイン（突出） 数量：1箇所

①ピクトサイン取付け高さは表示板下部からFLからまで2m程度の位置とする ※要協議

フレーム：アルミ型材
表示基板：アルミ型材 アルマイト仕上
表示：カットニングシート貼

参考品番：OS-68158-AA/（株）オガワ

S B - 1 ~ 6 室名札（突出） 数量：合計 7箇所

①室名札取付け高さは表示板下部からFLからまで2m程度の位置とする ※要協議

フレーム：アルミ型材
表示基板：アルミ型材 アルマイト仕上
表示：カットニングシート貼

参考品番：OS-68156-AA/（株）オガワ

記号	室名	箇所数
SB-1	貸館 多目的室	2
SB-2	基幹センター室1	1
SB-3	障がい会館1	1
SB-4	給湯室	1
SB-5	談話室	1
SB-6	中会議室	1

参考品番：OS-68156-AA/（株）オガワ

S C - 1 ~ 3 室名札（突出） 数量：合計 3箇所

①室名札取付け高さは建具上部の壁部分とする ※要協議

ベース：アクリル0.5（グレー）
表示面：ステンレス鏡面t1.0ヘアライン仕上
表示：カットニングシート貼
取付方法：両面テープ貼り

参考品番：OS-57205-SH/（株）オガワ

記号	室名	箇所数
SC-1	基幹センター室2	1
SC-2	多目的備品庫	1
SC-3	掃除用具庫	1

参考品番：OS-57205-SH/（株）オガワ

A - 1 自立式点字触知図案内板 数量：1箇所

①案内板の図案・記載内容等は打ち合わせによる ※要協議

表示板サイズ：W600×H400
表示基板：アクリルマット板 600×400
UV印刷/UF点字加工
※図案・記載内容等は打ち合わせによる

本体：タモ材
はかま：SUS加工 t1.5ヘアライン仕上
固定方法：M6 オールアンカー 4箇所

参考品番：FH-STW456/（株）フジタ

※【JIS規格 JIS T 9022】に基づく触知図案内板であること

P a - 1 ~ 9 手摺点字サイン（内部） 数量：合計 29箇所

①手摺点字サインの取付け位置・取付け箇所については要協議とする

表示基板：ポリカーボネート樹脂板
シルクスクリーン印刷
UF点字加工

記号	室名	箇所数
Pa-1	女子便所	3
Pa-2	男子便所	4
Pa-3	基幹センター室1	2
Pa-4	貸館 多目的室	4
Pa-5	障がい会館1	2
Pa-6	みんなのトイレ	2
Pa-7	給湯室	2
Pa-8	談話室	2
Pa-9	中会議室	2
Pa-10	→ 出口	2
Pa-11	← 出口	1
Pa-12	→ 廊下	1
Pa-13	← 廊下	2

参考品番：FH-U0・S0/（株）フジタ

※【JIS規格 JIS T 9021】に基づく手摺点字サインであること
JIS T 9021：2006に基づく点字の表示方法要確認

P b - 1 ~ 20 手摺点字サイン（外部） 数量：合計 20箇所

①手摺点字サインの取付け位置・取付け箇所については要協議とする

表示基板：ポリカーボネート樹脂板
シルクスクリーン印刷
UF点字加工

記号	記載項目	箇所数
北側 西側スロープ・階段部分		
Pb-1	→ 階段	1
Pb-2	← 階段	1
Pb-3	→ 階段	1
Pb-4	← 階段	1
Pb-5	→ スロープ 上り	1
Pb-6	← スロープ 上り	1
Pb-7	→ 踊り場	1
Pb-8	← 踊り場	1
Pb-9	← 階段下り	1
Pb-10	→ 階段下り	1
Pb-11	→ 階段上り	1
Pb-12	→ 階段上り	1
Pb-13	→ 踊り場	1
Pb-14	← 踊り場	1
Pb-15	→ スロープ 下り	1
Pb-16	← スロープ 下り	1
新設 北側スロープ 部分		
Pb-17	← 階段上り	1
Pb-18	← 踊り場	1
Pb-19	→ スロープ 下り	1
Pb-20	→ 踊り場	1

参考品番：FH-U0・S0/（株）フジタ

※【JIS規格 JIS T 9021】に基づく手摺点字サインであること
JIS T 9021：2006に基づく点字の表示方法要確認

AM-UH1（表札板付）（S=1/10）

ステンレスケース幅 390
396
15
150
15

■ポストの取付け

埋込仕様
仕上げ面

参考図	四国化成 UH1型同等品
①	インターホン無し
②	サイドカバー 耐熱性ABS
③	表札板 アクリル板
④	インターホン子機 アイホン社製（1E-JA）
⑤	照明 AC100V 1.2W
⑥	箱体 SUS304
⑦	正面パネル アルミ押出材 陽極酸化・塗装複合皮膜
⑧	インターホン取付座 アルミ押出材 陽極酸化・塗装複合皮膜
⑨	投入口フタB アルミ押出材 陽極酸化・塗装複合皮膜
⑩	ヒサシB アルミ押出材 陽極酸化・塗装複合皮膜

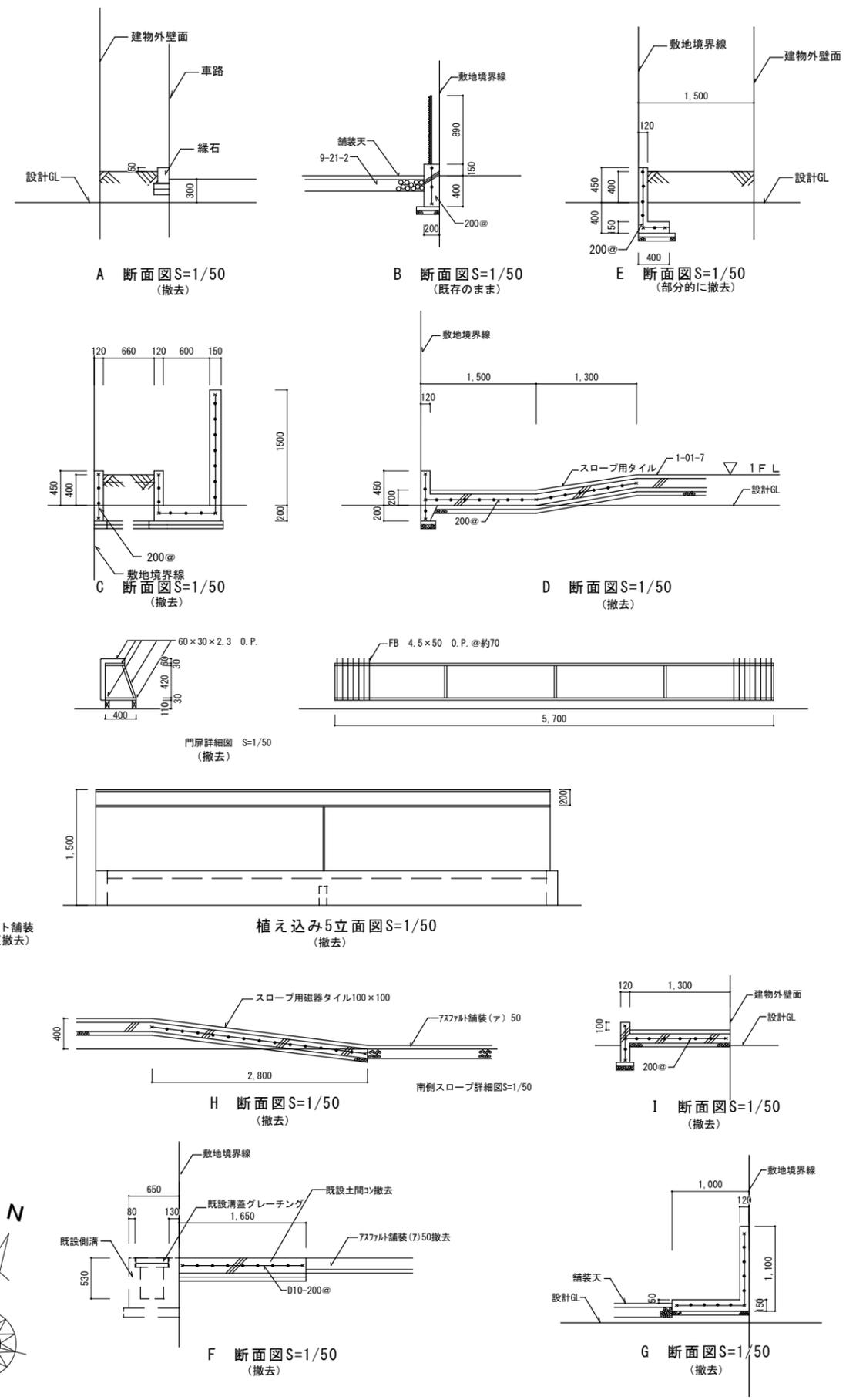
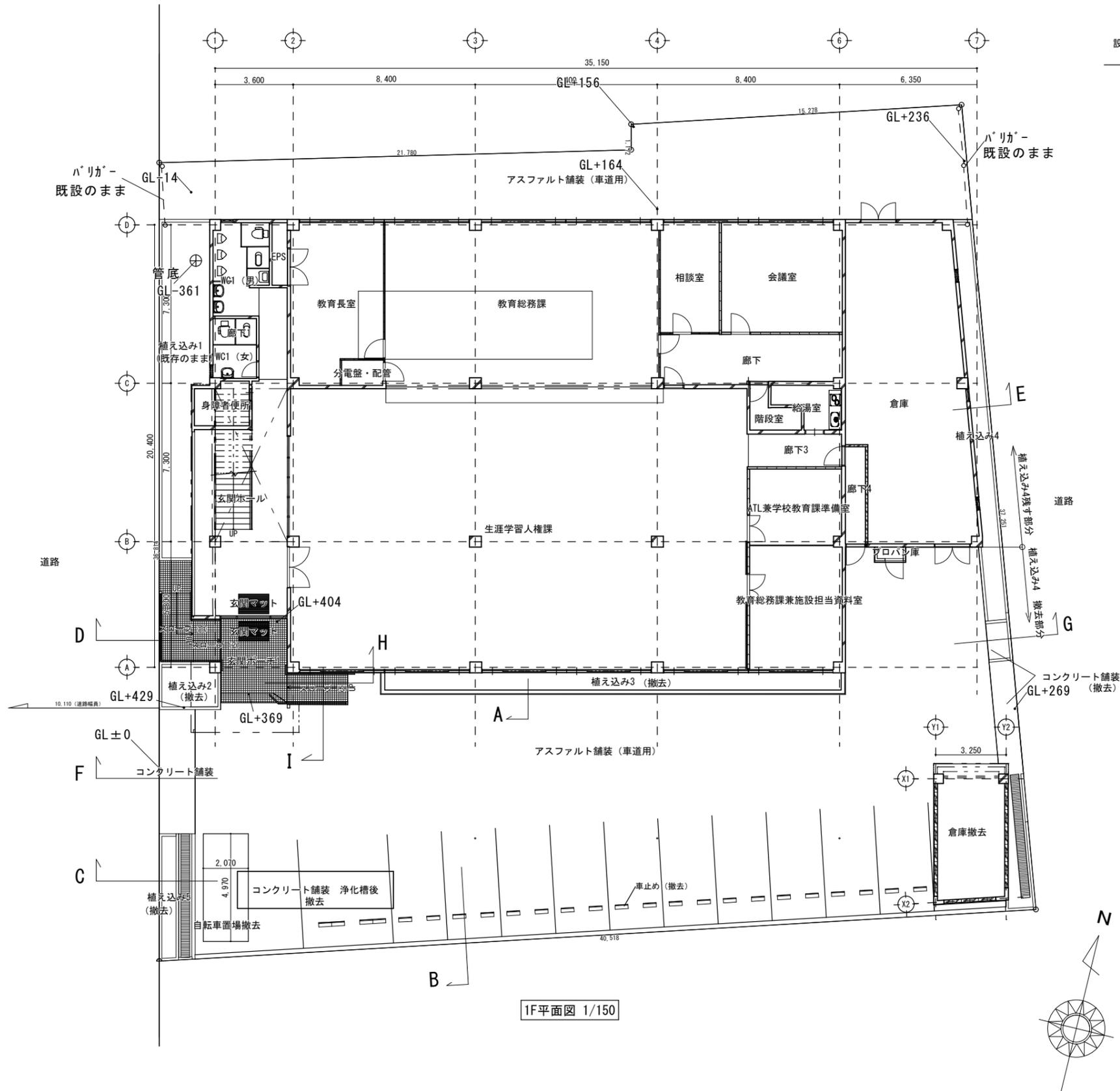
主要部材 仕様（材質・塗装）

型式コード AM-UH1L1-AM-UH1-

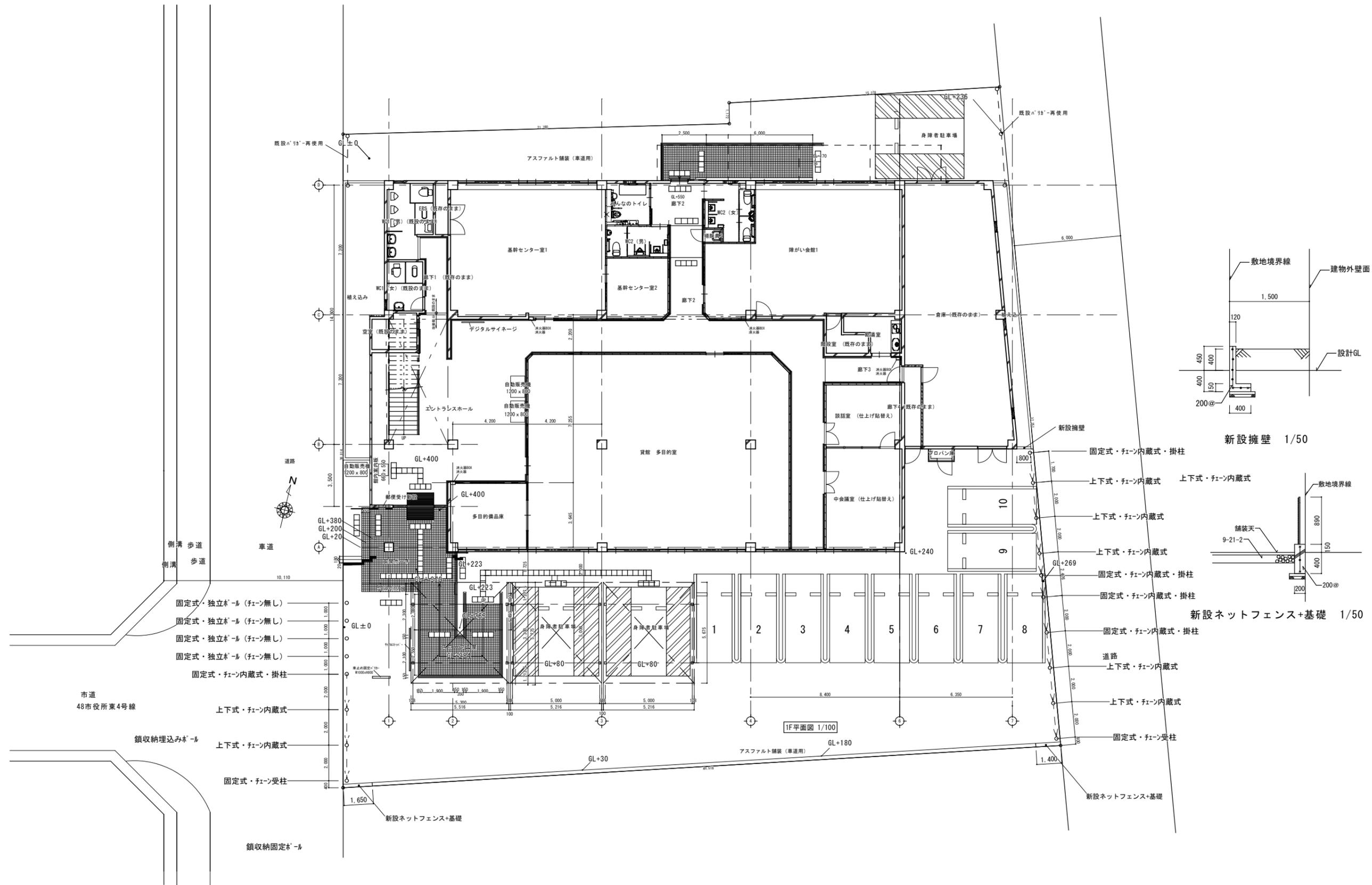
商品名 アルミール UH1型

<p>GL工法+PB12.5敷貼り</p>	<p>LGS下地+PB12.5敷貼り</p>	<p>LGS下地+PB12.5敷貼り 下地20バネを30°角に切り込み 受け金物で固定</p>	<p>RC下地モルタル塗り</p>	<p>AFN-55 ブラケット 【BL認定品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●室内用ブラケット アルミニウム押出形材 アルマイト処理 6μm ●屋外用ブラケット アルミニウム押出形材 アルマイト処理 9μm トップコート 7μm <p>※1: BL 認定品は、ブラケットピッチ@910以内とし、ブラケット 下端部ビス止めが必要です。</p>	<p>エンドキャップバリエーション</p>	<p>品名： 廊下・階段手すり スリム目地タイプ</p> <p>形式： 笠木：O-34 ブラケット：AFNタイプ</p> <p>仕様： ■室内用</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ O-34M NEOウッド(木目調タイプ) ●笠木: ウッド/パウダー混合半硬質樹脂 二層成形(抗ウイルス・抗菌仕様) ●笠木受: アルミニウム押出形材 ●エンドキャップ: 樹脂成形品 曲面印刷/トップコート仕上(F・F/Aエンド) 木目調樹脂(V・VAエンド) ■ O-34V ビニール(プレーンタイプ) ●笠木: 半硬質樹脂二層成形(抗ウイルス・抗菌仕様) ●笠木受: アルミニウム押出形材 ●エンドキャップ: 樹脂成形品(塗装品) ■ O-34VGL ビビッド ●笠木: 半硬質樹脂二層成形(抗菌仕様) ●笠木受: アルミニウム押出形材 ●エンドキャップ: 樹脂成形品(塗装品) ●ブラケットカバー: 樹脂成形品(グレー・ホワイト)
-----------------------	------------------------	---	-------------------	--	-----------------------	--

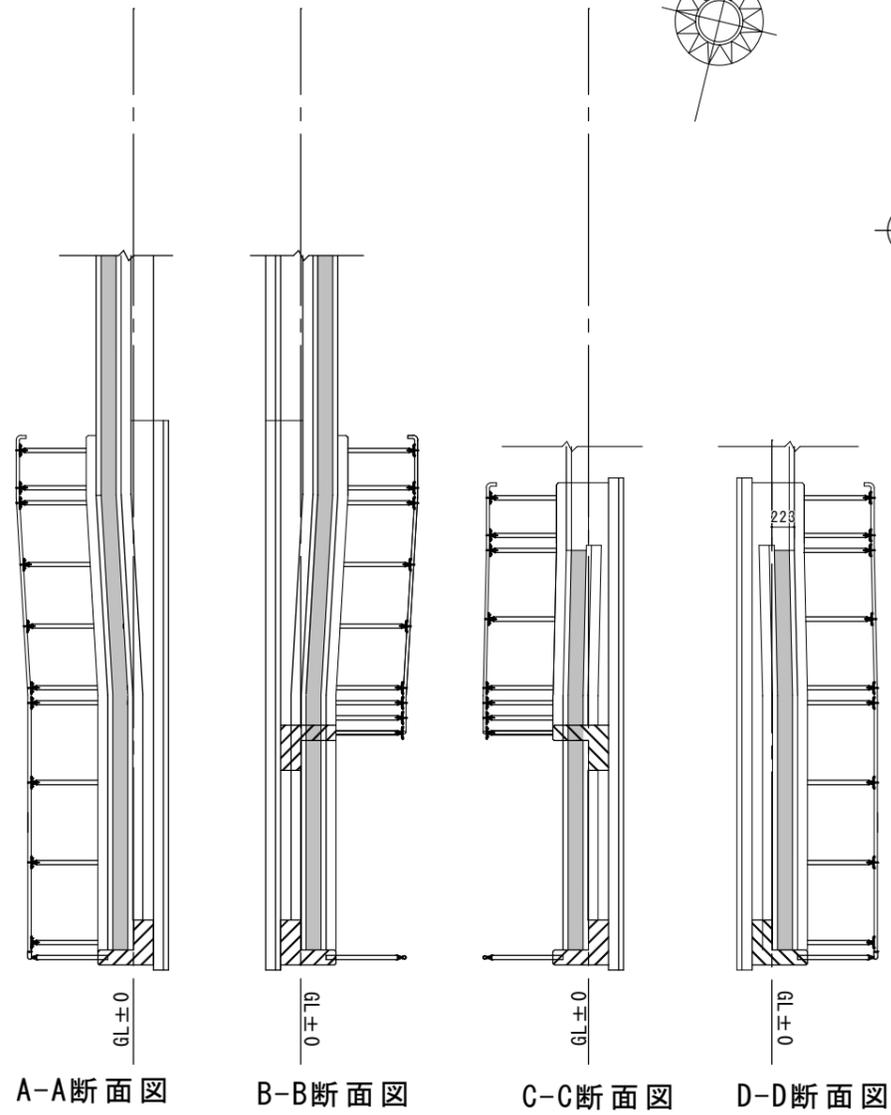
<p>NFD-Y(イエロー)/NFD-G(グレー) 仕様 点線タイプ(警告/とまれ)</p> <p>ノンスリップ仕上</p> <p>ポリウレタン樹脂成型</p>	<p>NFS-Y(イエロー)/NFS-G(グレー) 仕様 線線タイプ(誘導/すすめ)</p> <p>ノンスリップ仕上</p> <p>ポリウレタン樹脂成型</p>	<p>品名： ガイドステップ (ポリウレタン点字タイプ)</p> <p>形式： タイプ</p> <p>仕様： (本棚) ●材質 ポリウレタン ※色別および規格別対応です。</p>	<p>コンパクトキッチン</p> <p>φ150ダクト用接続口</p> <p>固定用下地材</p> <p>100V 15A 一次電源接続位置</p> <p>吊戸棚固定ネジ位置</p> <p>底板φ90排水穴有り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>名称</th> <th>仕様</th> <th>色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">ワークトップ</td> <td>ステンレス製(エンボス)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シンク: ステンレス製</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>キャビネット</td> <td>ケコミ: 塩化メラミンパチ その他: 塩化メラミンパチ</td> <td>ホワイト</td> </tr> <tr> <td>扉</td> <td>クリア シート貼り</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">扉</td> <td>取っ手</td> <td>ライン取っ手(樹脂製)</td> <td>シルバー</td> </tr> <tr> <td>混合水栓</td> <td>KM5011TR20 (KVK製)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>IHヒーター</td> <td>SIH-BH113A-S (三化製)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>付属品</td> <td>100V 1300W 小型ゴミ収納用排水トラップ 排水フレキシブルホース、包丁差し シーリングプレート、防臭キャップ</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">キャビネット</td> <td>キャビネット</td> <td>フード側板: 化粧不燃板 底板外面: 化粧不燃板</td> <td>ホワイト</td> </tr> <tr> <td>扉</td> <td>背板: カラー合板 その他: 塩化メラミンパチ</td> <td>ホワイト</td> </tr> <tr> <td>レンジフード</td> <td>クリア シート貼り 取っ手なし 下15mm伸ばし</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>ヒーター用コンセント</td> <td>BDR-3HL-601W 扉板 H=200</td> <td>ホワイト</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>100V 15A一次電源接続用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>参考品番: SS180FJ12 R 右シンク/ (株) 亀井製作所 ※施工時、右シンクになる可能性あり。要協議</p>	No	名称	仕様	色	ワークトップ	ステンレス製(エンボス)			シンク: ステンレス製			キャビネット	ケコミ: 塩化メラミンパチ その他: 塩化メラミンパチ	ホワイト	扉	クリア シート貼り	()	扉	取っ手	ライン取っ手(樹脂製)	シルバー	混合水栓	KM5011TR20 (KVK製)		IHヒーター	SIH-BH113A-S (三化製)		付属品	100V 1300W 小型ゴミ収納用排水トラップ 排水フレキシブルホース、包丁差し シーリングプレート、防臭キャップ		キャビネット	キャビネット	フード側板: 化粧不燃板 底板外面: 化粧不燃板	ホワイト	扉	背板: カラー合板 その他: 塩化メラミンパチ	ホワイト	レンジフード	クリア シート貼り 取っ手なし 下15mm伸ばし	()	ヒーター用コンセント	BDR-3HL-601W 扉板 H=200	ホワイト			100V 15A一次電源接続用	
No	名称	仕様	色																																															
ワークトップ	ステンレス製(エンボス)																																																	
	シンク: ステンレス製																																																	
	キャビネット	ケコミ: 塩化メラミンパチ その他: 塩化メラミンパチ	ホワイト																																															
	扉	クリア シート貼り	()																																															
扉	取っ手	ライン取っ手(樹脂製)	シルバー																																															
	混合水栓	KM5011TR20 (KVK製)																																																
	IHヒーター	SIH-BH113A-S (三化製)																																																
	付属品	100V 1300W 小型ゴミ収納用排水トラップ 排水フレキシブルホース、包丁差し シーリングプレート、防臭キャップ																																																
キャビネット	キャビネット	フード側板: 化粧不燃板 底板外面: 化粧不燃板	ホワイト																																															
	扉	背板: カラー合板 その他: 塩化メラミンパチ	ホワイト																																															
	レンジフード	クリア シート貼り 取っ手なし 下15mm伸ばし	()																																															
	ヒーター用コンセント	BDR-3HL-601W 扉板 H=200	ホワイト																																															
		100V 15A一次電源接続用																																																



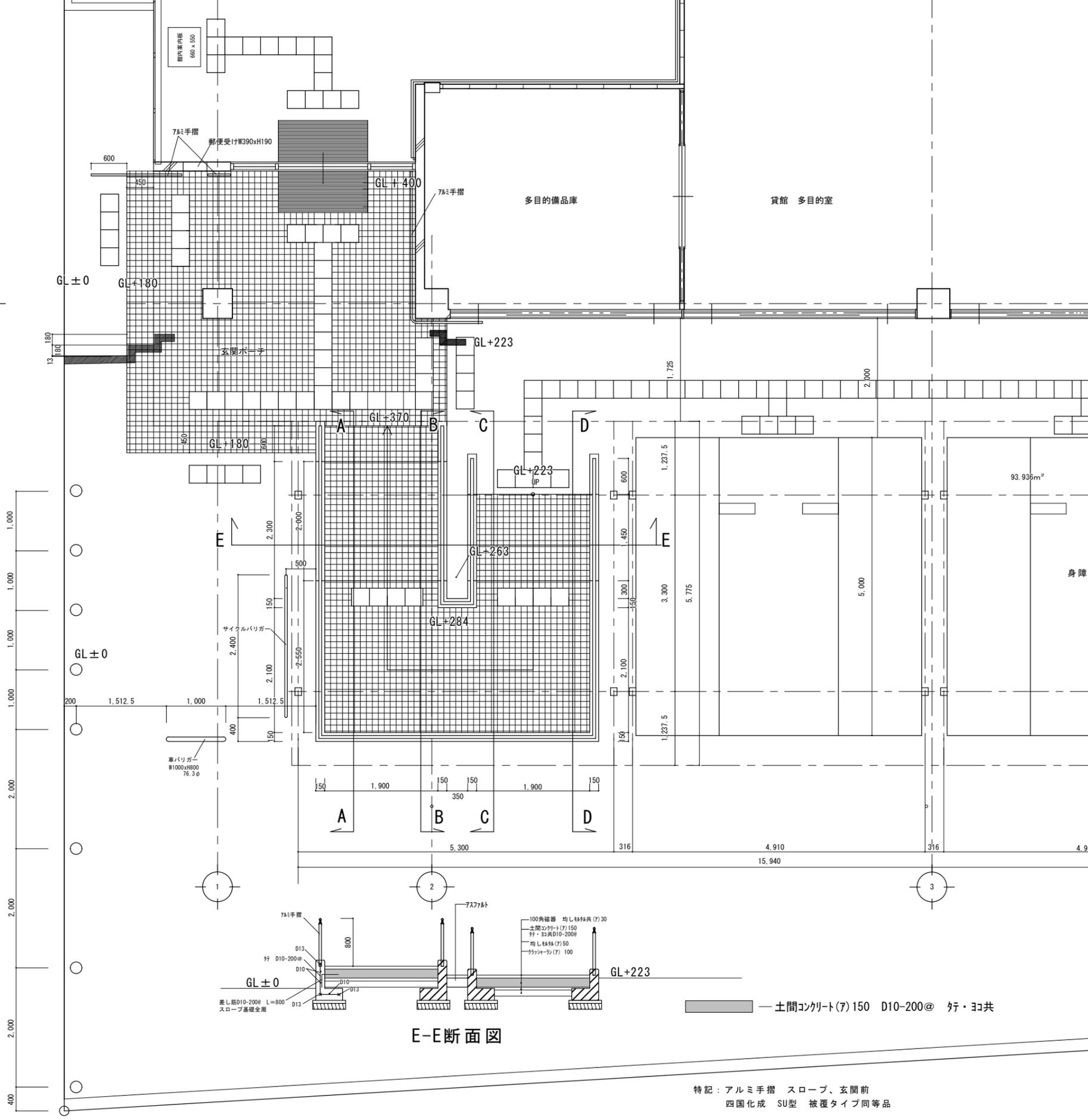
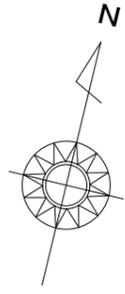
IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事	図面名称	改修前 外構撤去図	縮尺	1/150
	(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地 TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号	図面番号 EX-01			



<p>IZUMI SEKKEISHITU</p>	<p>工事名称 鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事</p>	<p>図面名称</p>	<p>改修後 外構図</p>	<p>縮尺</p>	<p>1/150</p>
<p>(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地</p>	<p>TEL・FAX 088-685-9345</p>	<p>1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号</p>	<p>改修後 外構図</p>	<p>縮尺</p>	<p>図面番号 EX-02</p>

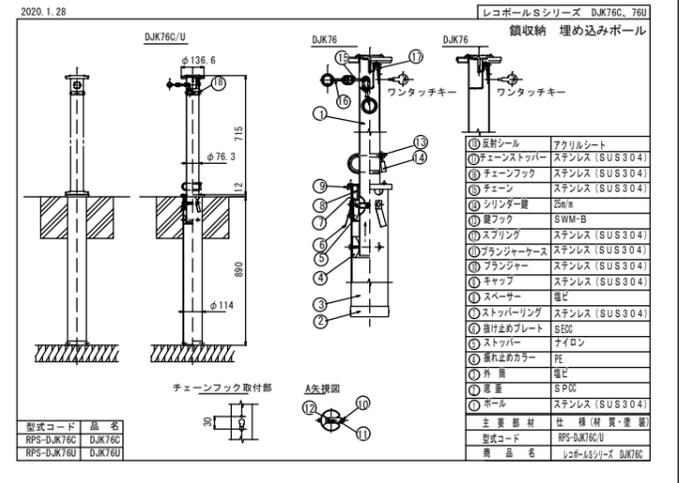
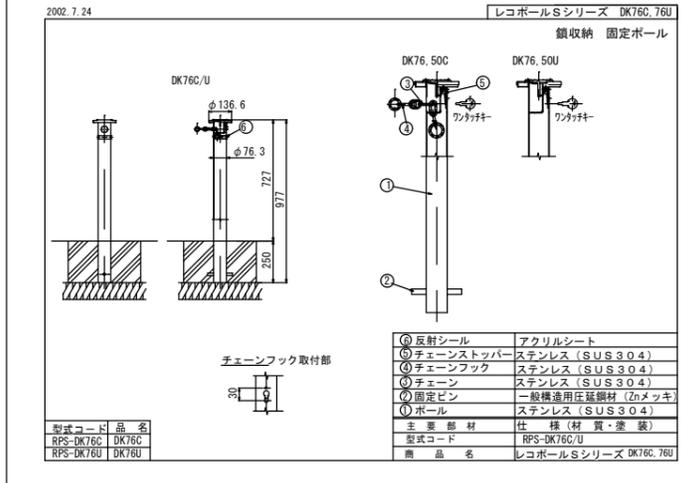
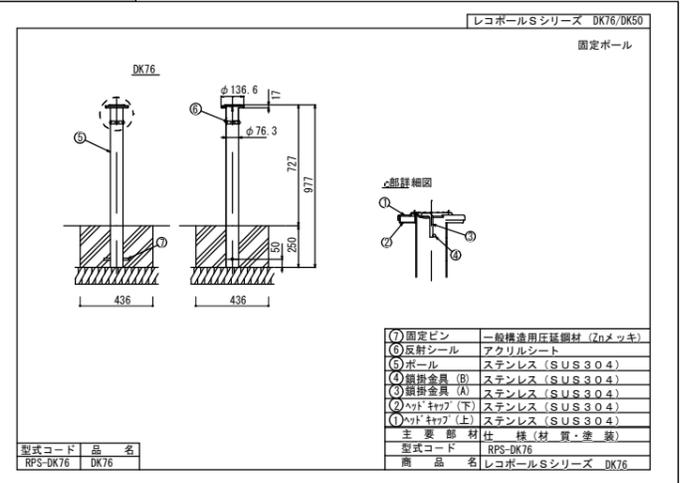
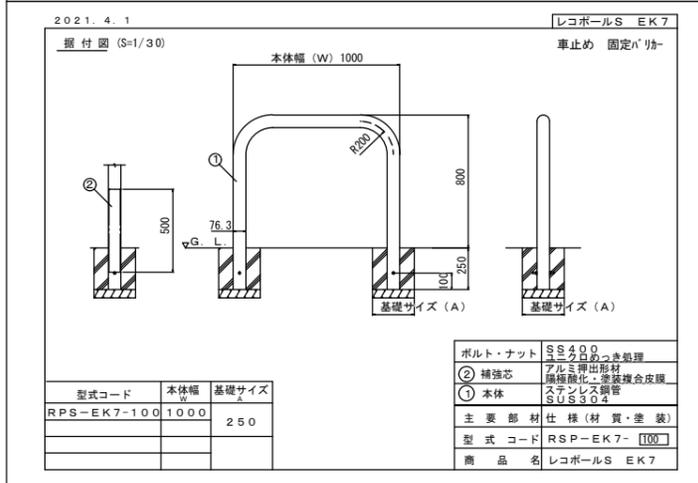
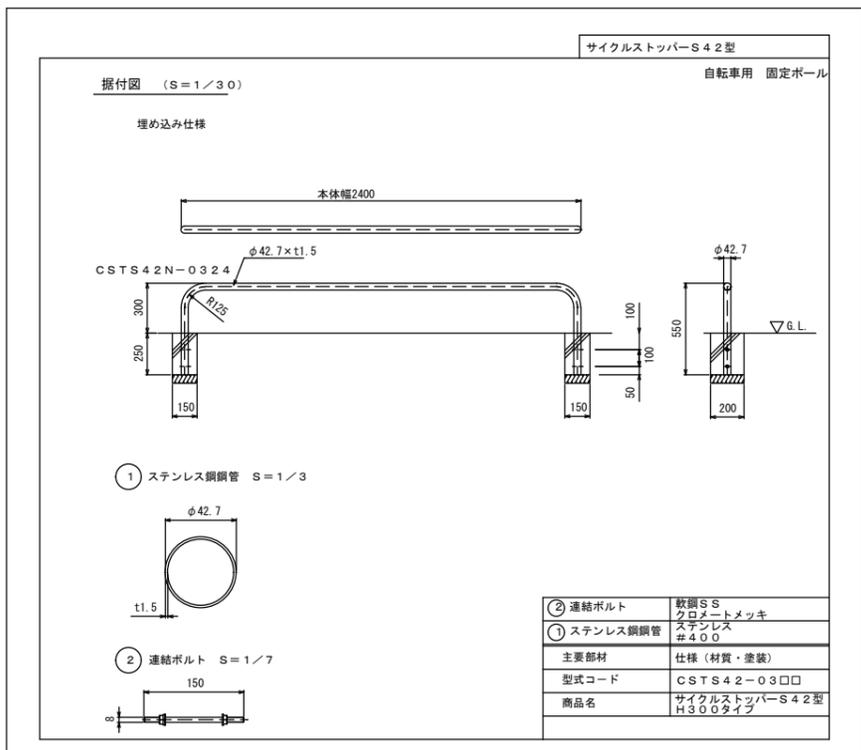
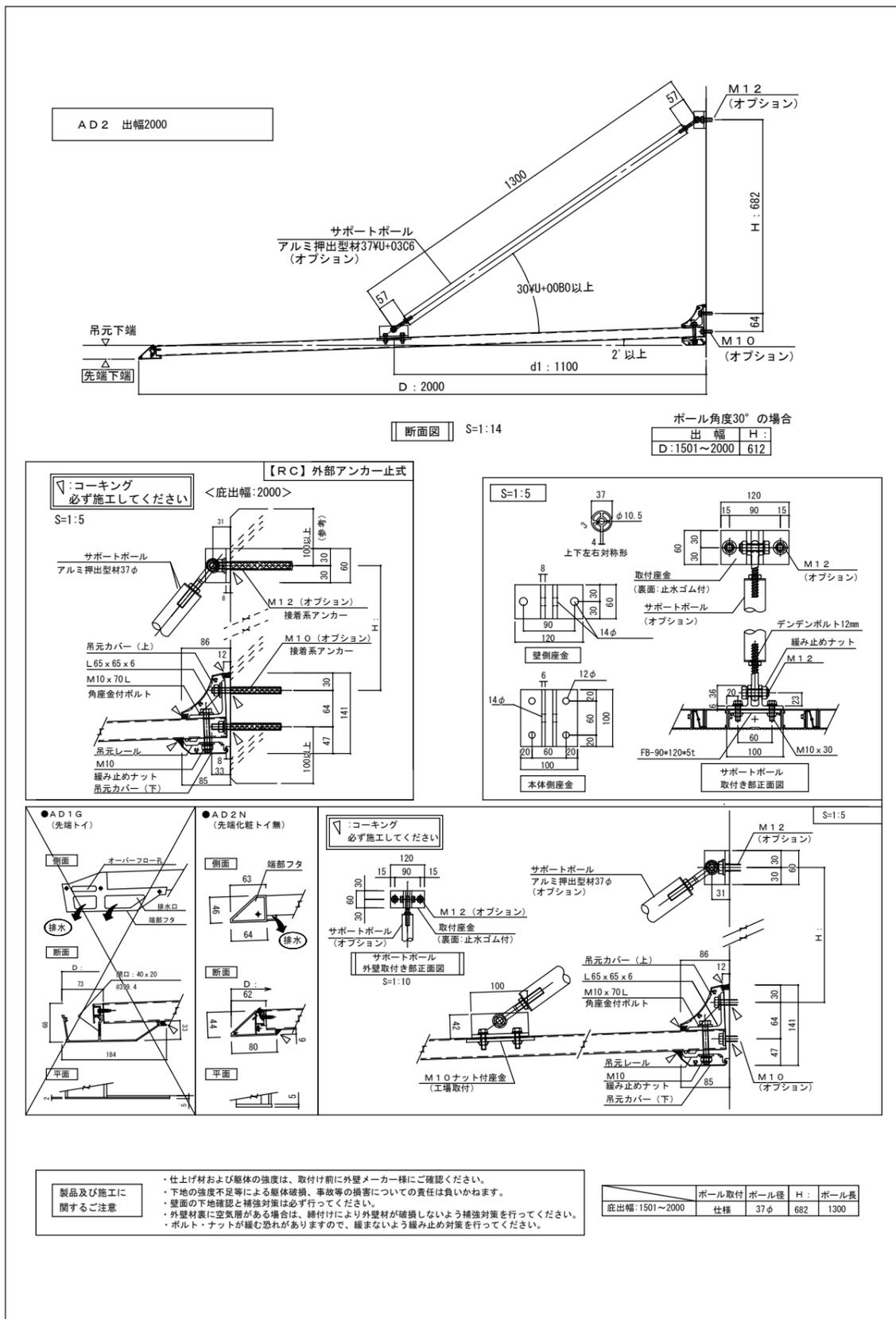


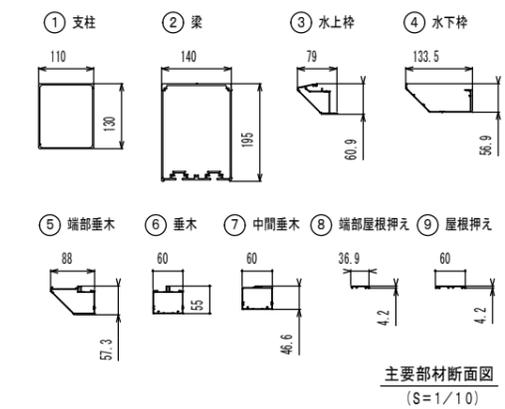
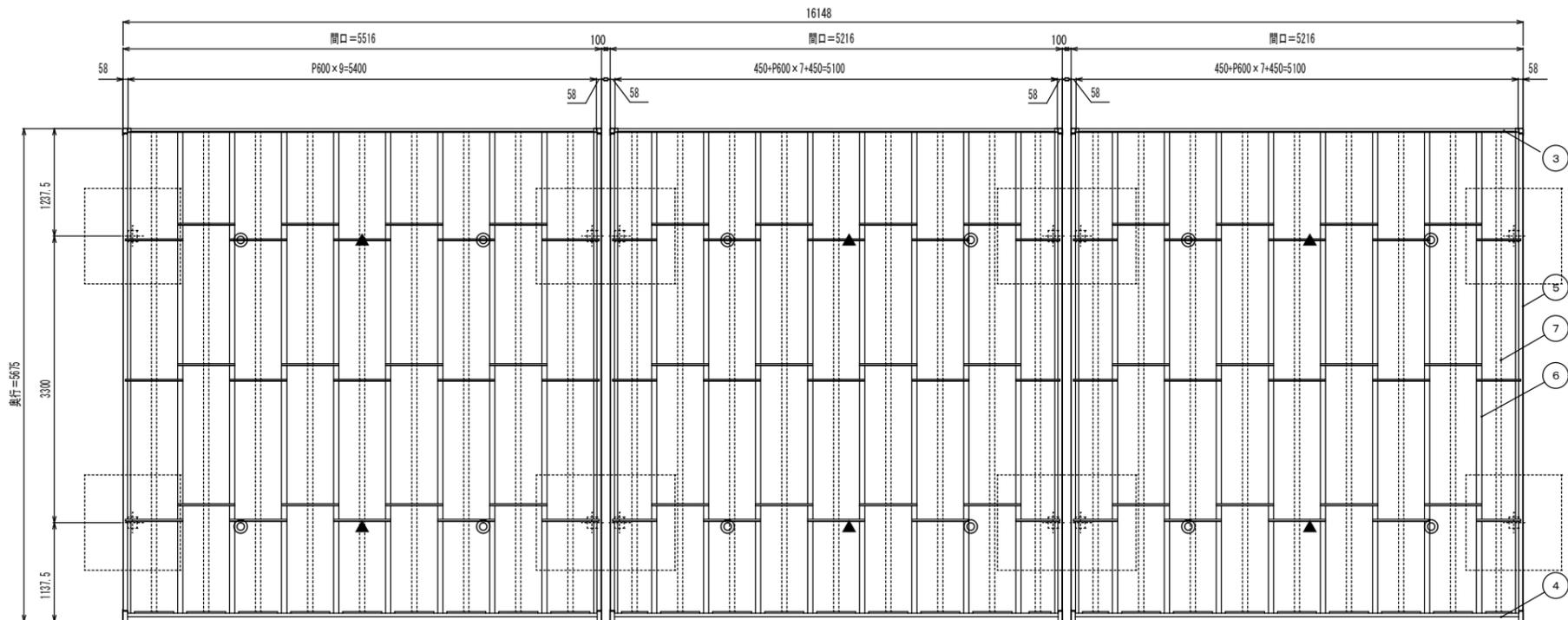
A-A断面図 B-B断面図 C-C断面図 D-D断面図



E-E断面図

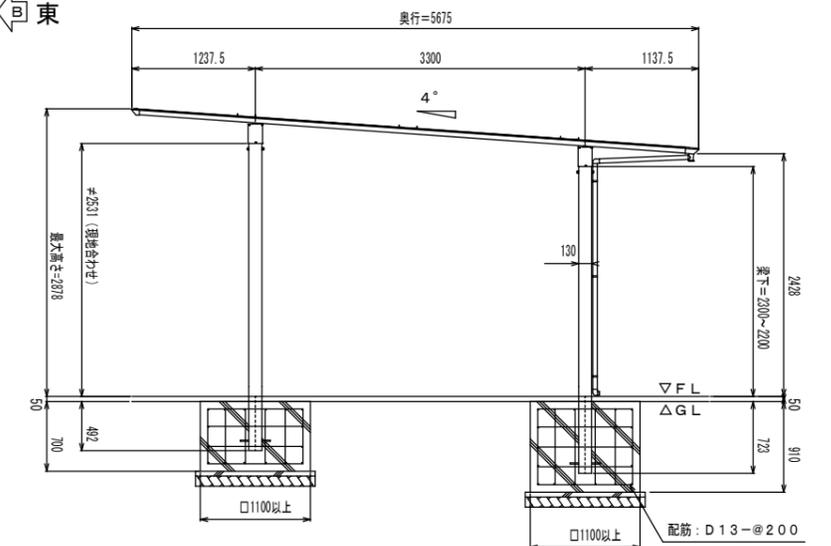
IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事	図面名称	改修後 玄関ポーチ、スロープ1詳細図	縮尺	1/50
	(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号			図面番号 EX-03





主要部材	仕様 (材質・塗装)
① 支柱	アルミ押出型材 陽極酸化・塗装複合皮膜
② 梁	アルミ押出型材 陽極酸化・塗装複合皮膜
③ 水上枠	アルミ押出型材 陽極酸化・塗装複合皮膜
④ 水下枠	アルミ押出型材 陽極酸化・塗装複合皮膜
⑤ 端部垂木	アルミ押出型材 陽極酸化・塗装複合皮膜
⑥ 垂木	アルミ押出型材 陽極酸化・塗装複合皮膜
⑦ 中間垂木	アルミ押出型材 陽極酸化・塗装複合皮膜
⑧ 端部屋根押え	アルミ押出型材 陽極酸化・塗装複合皮膜
⑨ 屋根押え	アルミ押出型材 陽極酸化・塗装複合皮膜
屋根材	熱線遮断ポリカーボネート板
ボルト類	ステンレス

東



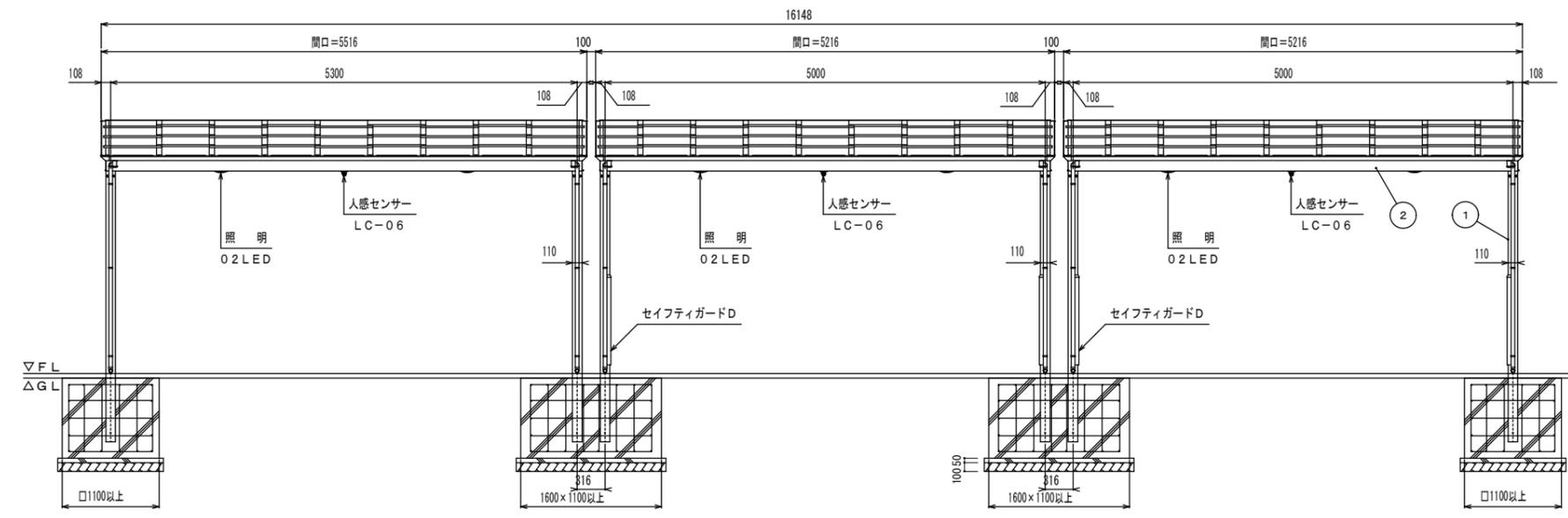
西立面図

◎ — 照明器具
▲ — 人感センサー

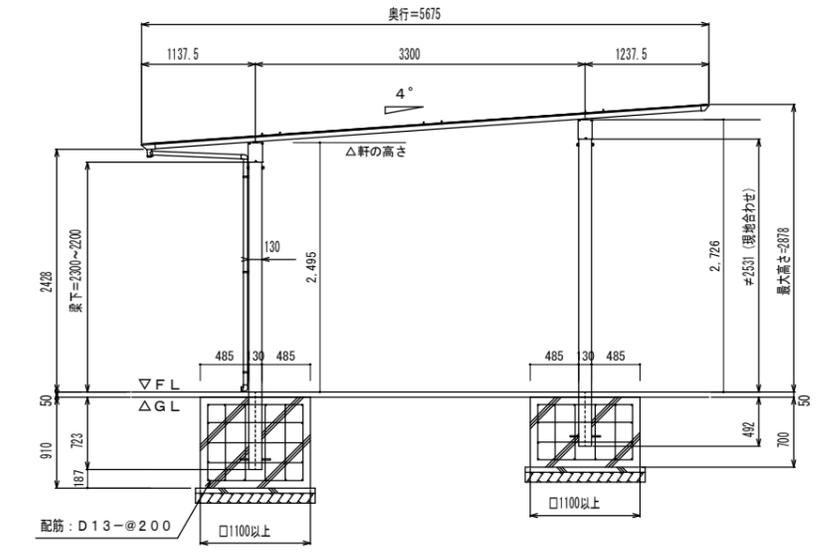
器具	台数
照明器具 ※カーポート付属品	12
人感センサー ※カーポート付属品	6

※照明器具・人感センサー共に配線接続は、
設備工事 (電気工事)

屋根伏図
南

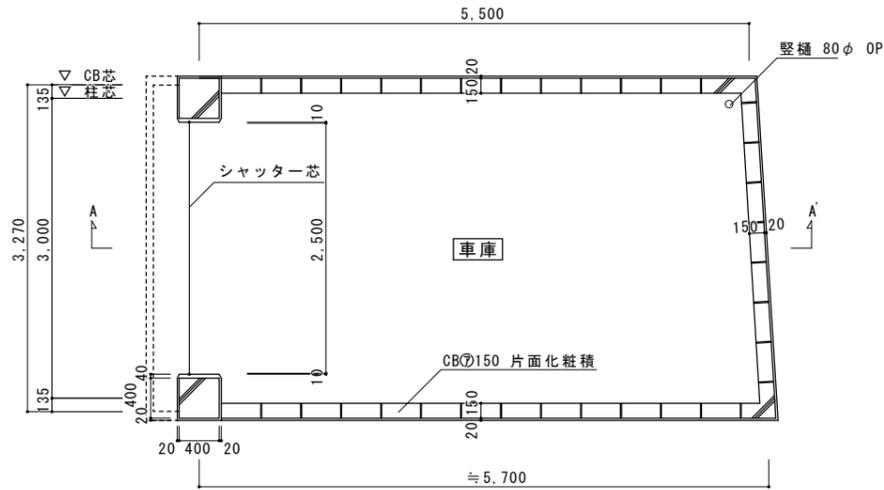


A側立面図
南立面図



B側立面図
東立面図

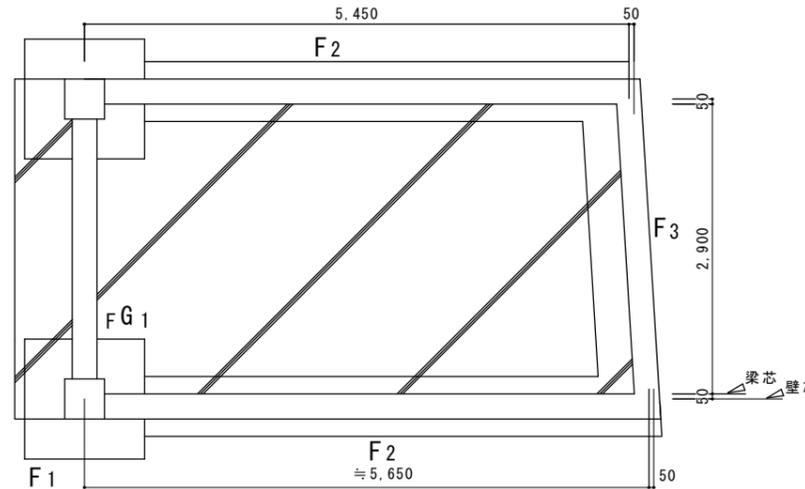
IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事	図面名称	カーポート参考図	縮尺	1/50
	(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町赤田浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号			図面番号 EX-05



車庫平面詳細図 S=1/50

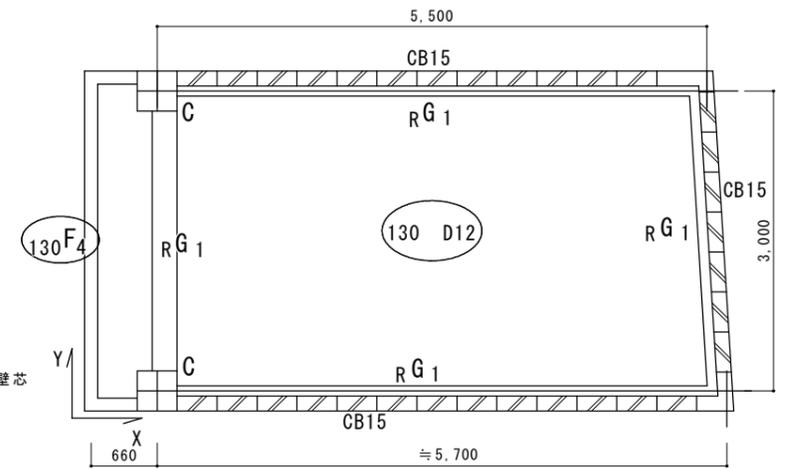
外部仕上表					
床	腰壁	柱・梁	壁	屋根	備考
コンクリートコテ仕上	コンクリート打放し (C種)	コンクリート打放し (B種)の上 SD外A吹付	モルタル塗りの上 SD外A吹付	防水モルタル	底裏 ケイカル版 (ア) 5 EP

内部仕上表				
床	巾木	柱・梁	壁	天井
コンクリートコテ仕上 (A種)	コンクリート打放し (C種)	コンクリート打放し (B種)	コンクリート・ブロック化粧積 (ア) 150 及び コンクリート打放し (B種)	コンクリート打放し (C種)

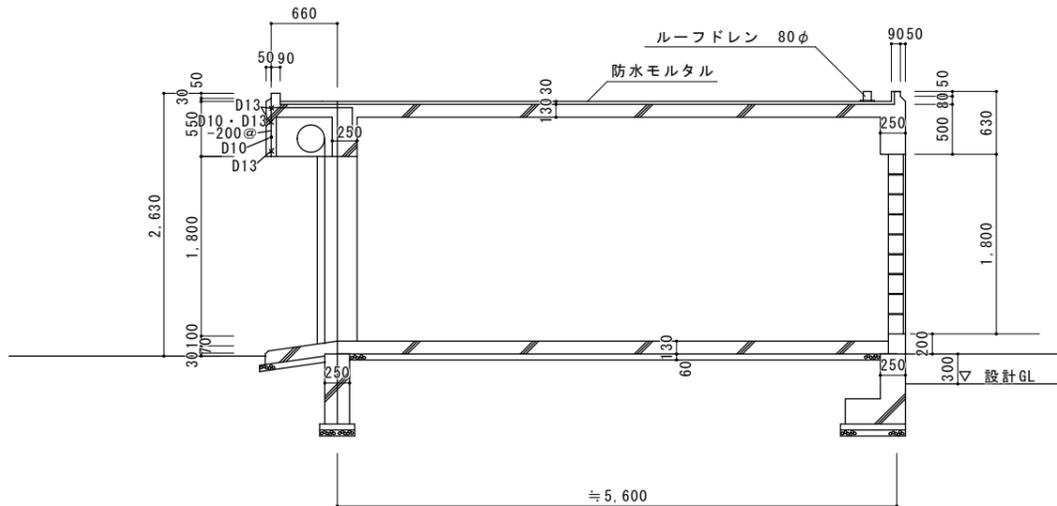


土間コンクリート (ア) 130 D10-200@シングル (タテ・ヨコ共)

基礎・地中梁伏図 S=1/50



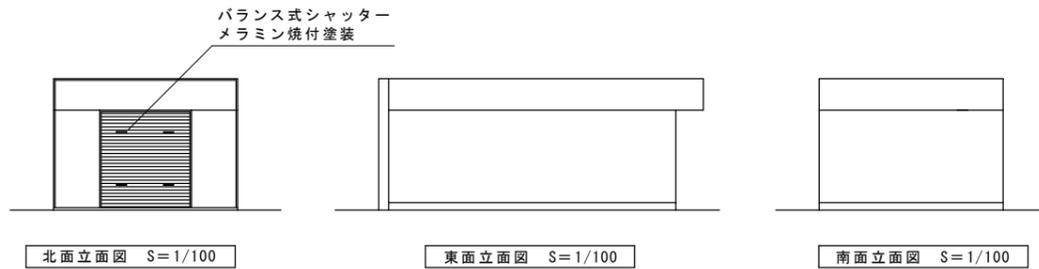
スラブ厚さ 配筋を示す
1階柱・壁・屋根伏図 S=1/50



A-A断面図 S=1/50

記号	F G 1	R G 1
断面寸法	250 × 700	250 × 550 ~ 500
配筋図		
上端筋	2-D22	2-D22
下端筋	2-D22	2-D22
あばら筋	D13-300@	D10-200@
腹筋	2-D10	2-D10

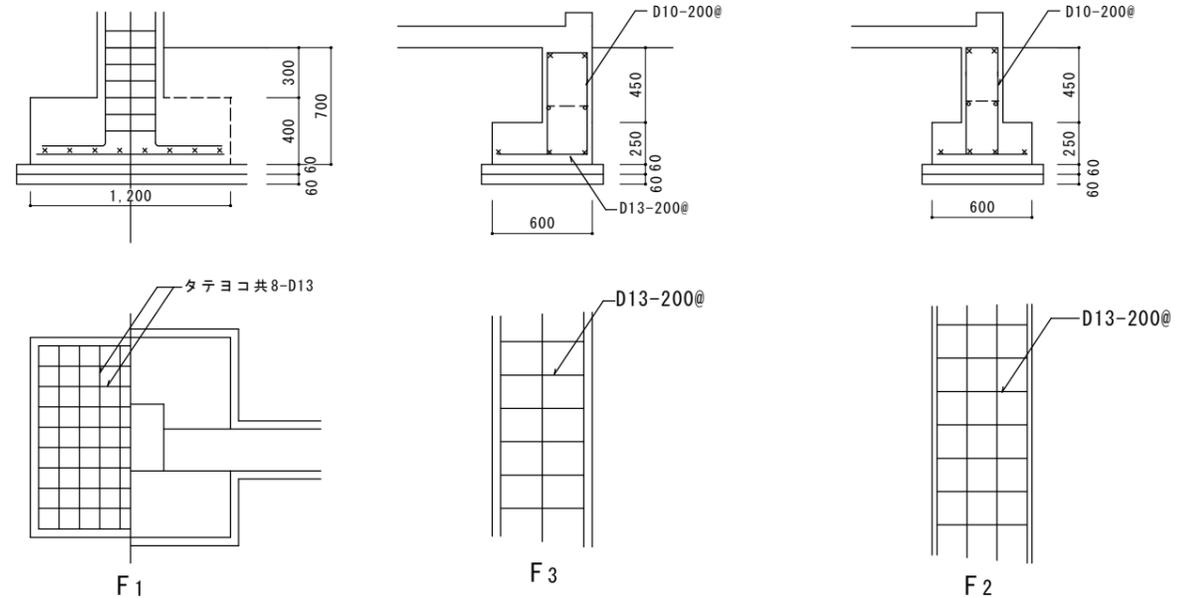
記号	C
断面寸法	400 × 400
配筋図	
主筋	8-D16
帯筋	D10-100@



北面立面図 S=1/100

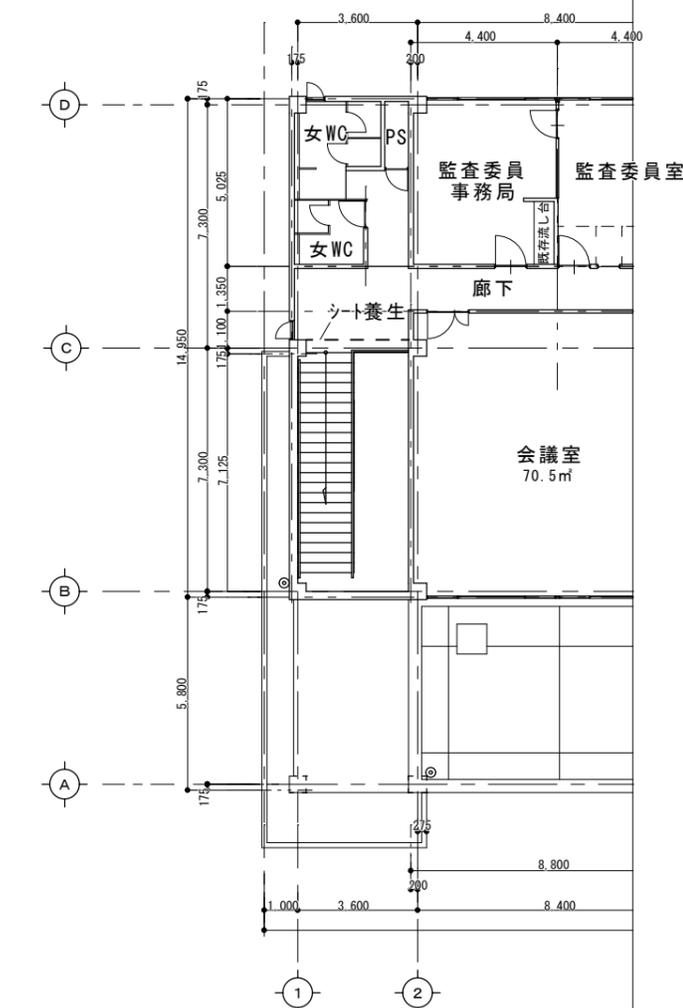
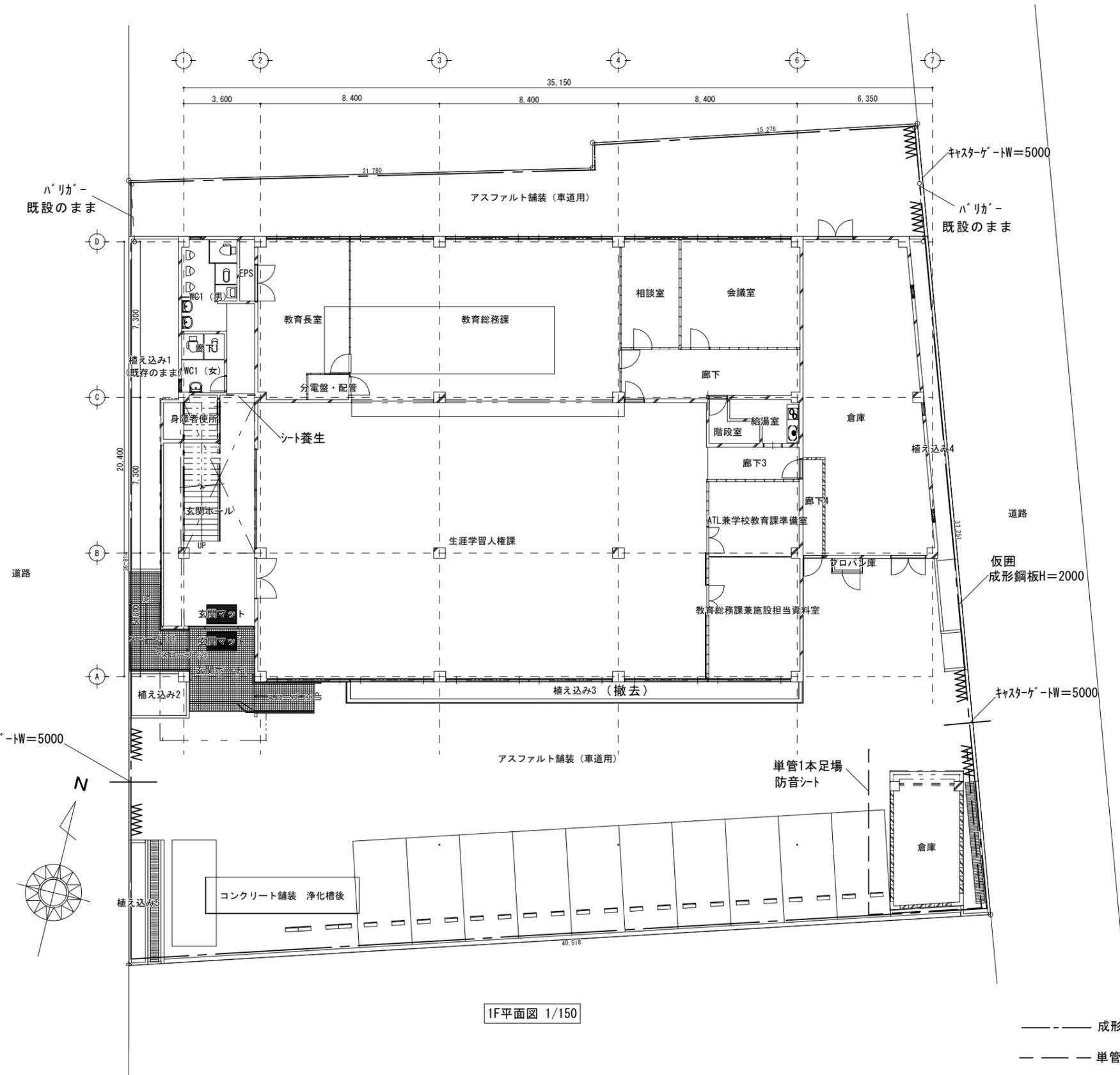
東面立面図 S=1/100

南面立面図 S=1/100



基礎詳細図 S=1/30

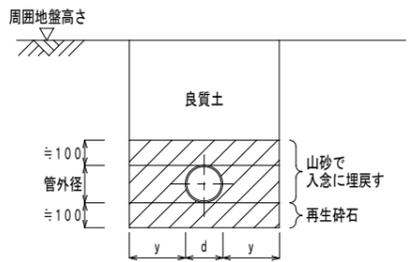
IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事	図面名称	撤去既設倉庫図	縮尺	1/100, 1/50, 1/30
	(株) 泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町齊田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号			図面番号 EX-06



--- 成形成鋼板H=2000
 - - - 単管1本足場 防音シート

IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事	図面名称	仮設配置図面	縮尺	1/150
	(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地 TEL・FAX 088-685-9345		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号			図面番号 EX-07

樹リスト							
(汚水排水系統) インバート樹							
記号	名称	寸法	上部蓋	周囲地盤高さ GL基準 (mm)	参考管底		備考
					設計GL基準 (mm)	周囲地盤基準 (mm)	
◇G	インバート樹	600×600	MHA600φ	±0	-570	-570	SC-3
<H>	インバート樹	600×600	MHA600φ	+70	-620	-690	※既設インバート樹 内部改修
※特記事項							
1. 管底については、全て参考値とする。 施工に際しては施工図作成のうえ、樹据付位置を決定し、 据付面のレベル測定により、修正を行うこと。 2. 塩ビ樹は日本下水道協会規格品（JSWAS K-7）とし、 硬質塩化ビニル製ます同等品とする。 3. 防護蓋は鋳鉄製、耐荷重（T-8）、日本下水道協会規格品（JSWAS G-3） とする。（内フタ共）							

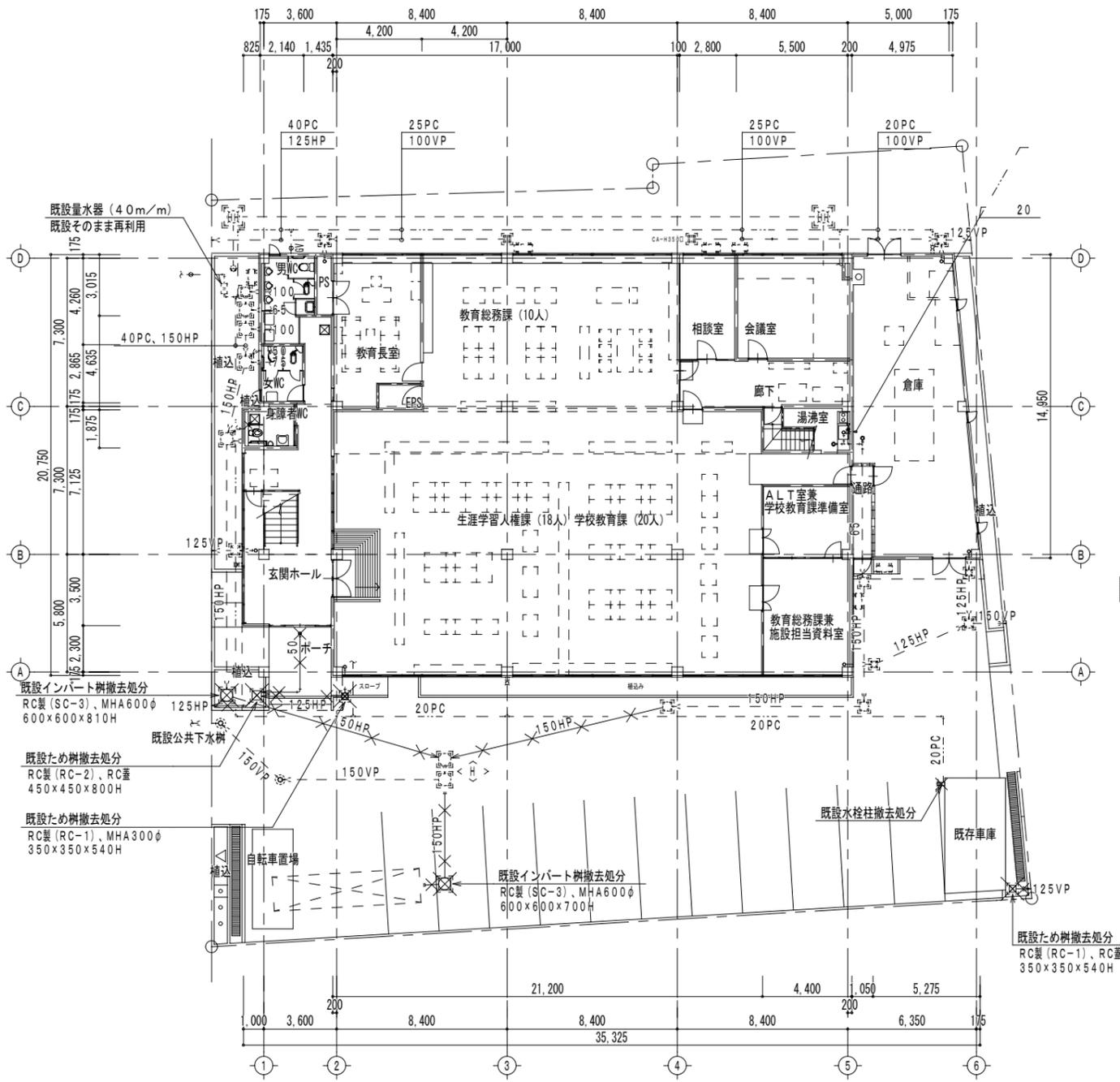


※転圧は300mm毎に突き固めのこと。
 排水埋設要領図

d : 管外径 (mm)
 y : 余幅 (mm)
 (根切深さ1m未満の時 : ≒200)
 (根切深さ1m以上、2m未満の時 : ≒400)

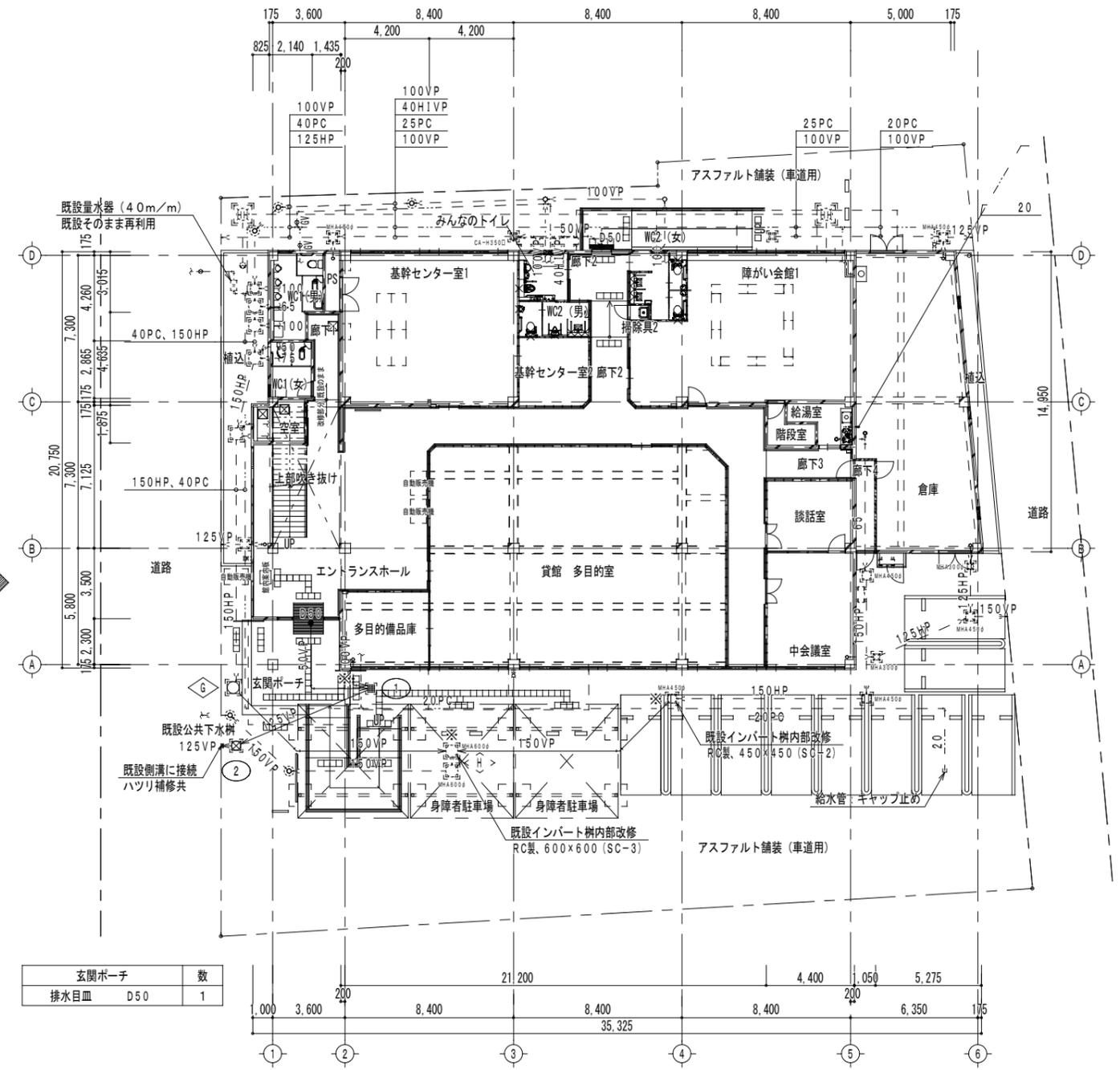
雨水系統) ため樹							
記号	名称	寸法	上部蓋	周囲地盤高さ BM基準 (mm)	参考管底		備考
					設計BM基準 (mm)	周囲地盤基準 (mm)	
①	RC製ため樹	350×350	格子蓋CA-H 350×350	+120	-520	-300	RC-1
②	"	450×450	MHA450φ	+120	-725	-845	RC-2
※特記事項							
1. 管底については、全て参考値とする。 施工に際しては施工図作成のうえ、樹据付位置を決定し、 据付面のレベル測定により、修正を行うこと。							

IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事	図面名称	樹リスト、要領図	縮尺	-



屋外、1階給排水衛生設備図 (改修前) 1/200

◎特記
 ・既設アスファルト舗装解体は建築工事とする。
 ・図示 --- 部分は既設そのまま再利用とする。
 ・図示 × 印は既設撤去処分を示す。



屋外、1階給排水衛生設備図 (改修後) 1/200

◎特記
 ・アスファルト舗装復旧は建築工事とする。
 ・図示 --- 部分は既設そのまま再利用とする。
 ・図示 ⊠ 部はハツリ補修<本工事>を示す。
 ・図示 ※ 部は既設接続を示す。
 ・アスファルト舗装部の既設インパルト樹及びため樹の仕上げ高さ調整は本工事とする。(植込内は既設そのまま再利用)

<p>IZUMI SEKKEISHITU</p>	<p>工事名称 鳴門市分庁舎改修工事のうち建築工事</p>	<p>図面名称 屋外給排水図 (改修前・後)</p>	<p>縮尺</p>	<p>1/200</p>
<p>(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地</p>	<p>TEL・FAX 088-685-9345</p>	<p>1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号</p>		<p>図面番号 EX-09</p>